

第九十一回国会
衆議院

商工委員会石炭対策特別委員会連合審査会議録 第一号

昭和五十五年四月十六日(水曜日)
午前十時開議

出席委員

商工委員会

委員長 塩川正十郎君

理事 中島源太郎君

理事 渡部 恒三君

理事 渡辺 三郎君

理事 神崎 敏雄君

理事 天野 公義君

理事 小川 平二君

理事 鴨田利太郎君

理事 辻 英雄君

理事 原田昇左右君

理事 水平 豊彦君

理事 石野 久男君

理事 上坂 昇君

理事 中村 重光君

理事 山本 幸一君

理事 木内 良明君

理事 森田 景一君

理事 安田 純治君

理事 横手 文雄君

委員外 岡田 利春君

理事 田中 六助君

理事 山下 徳夫君

理事 細谷 治嘉君

理事 稲富 稔人君

理事 麻生 太郎君

理事 倉成 正君

理事 藤田 義光君

理事 中村 重光君

理事 吉井 光昭君

出席政府委員

通商産業大臣 佐々木義武君

通商産業大臣官房審議官

通商産業省通商政策局長

通商産業省通商政策局長

工業技術院長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

○塩川委員長 これより商工委員会石炭対策特別委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長職務を行います。

内閣提出、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案の審査を行います。

本案の趣旨説明聴取は省略することとし、お手元に配付しました資料によって御了承願いたいと存じます。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○塩川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中六助君。

○田中(六)委員 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案の審査でございまして、脱石油ということは、来る六月のベネチアのサミットでも大きな議題になることがすでに予備会議で討議されておりますし、昨年の東京サミットもエネルギー問題に大きく左右されたわけでございまして、特に石油のほとんど全部を外国から輸入している日本にとっては、国内だけの問題じゃなく国際的にも脱石油ということは大きな責任もあるわけでございまして。

したがって、この法案の持つ性格あるいは重要性、そういうものは十分政府並びに私も審議する者としても認識しておるわけでございまして、この石油代替エネルギー法案、附則がついておる

のですが、六十条あるわけでございまして。これを出すベースですね。これを出したから長期的にどういうふうになるのか。つまり八〇年代脱石油の元年だというふうに通産省は銘打っておりますけれども、こういうことベースになっておる、この法案を出すについてはどういった構想があるのか。日本のこれからの八〇年代の将来における経済の構想ですね、そういうものはどういったふうになつてこの法律と関連をしておるかということ、大まかで結構でございまして政府の見解を述べていただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 お話のように、脱石油時代は必ず訪れるわけでございまして、それに対処することが日本のエネルギー政策として一番肝心なことだと思ひます。当面すぐの問題といたしましては節約とかあるいは備蓄とかあるいは油の安定供給とかいったようなもので、当面はしのいでいかなければいかぬわけでございましてけれども、そののみで将来の事態に備へ得るかというところでは、十年後には石油の依存度が七〇％あるいは七五％ぐらいのものを欧米並みの五〇％ぐらいまで下げよう、また十五年、二十年先にはさらにその五〇％の率を低下させようということで、油の依存率を順次低めまして、それにかわるものとして、油にかわる代替エネルギーを開発していかなくてはならぬ。ですから、当面の対策のみでは将来に備へ得ないというわけでございまして、将来の問題としては何としても代替エネルギーというものを早急につくり上げることが一番肝心だと思ひます。それではその将来の油にかわるエネルギーは何かと申しますと、ただいまのところでは原子力とか石炭とかあるいはLNGとかといったものが一番基本になる柱だと思ひますけれども、それだけではないのかと申しますと、これ自体も将来のこ

本日の会議に付した案件

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

とを考へますとやはり天然エネルギーと申しませんか、代替可能な、再生可能なエネルギーと申しませんか、自然エネルギー的なものをあわせて開発していくということが日本の将来のために非常に重要だと思ひます。また、立地的にも大変その面では恵まれておる日本でございますから、しばらくの間は補充的な任務しか持たねにいたしまして、地熱とか太陽熱とか風力とか波力とか海洋エネルギーといったようなものをあわせて開発していくという必要性があると思ひますので、そういう面の研究開発を進めていくのが大変重要なことでございますから、それを担当する日本の中枢機関としてこういう機関が必要だということです。ですから、この法案は将来の脱石油時代に備へての各エネルギーの開発スケジュール的なものと同時に、目標みたいなものをまづつくり、そしてそれを推進する中枢機関をつつていく、こういうのが主たる目的でやっているとでございます。

○田中(六)委員 大臣のいまおっしゃったこと、大まかな線まきにそのとおりだと思ひますし、わかりましたが、私はそういうものに加えて、一九七九年、昨年の八月に発表された総合エネルギー調査会需給部会の「長期エネルギー需給暫定見通し」の中間報告がございまして、そういうものを読んでみますと、そういうものが下敷きになつてこういうものができたのだらうと思ひます。ただ、私に言わせると、代替エネルギー法案ができ上がるのが遅い。この法案の中に機構があらうをかねて大きな座を占めておるのですけれども、非常に遅い。遅過ぎたと思ひますね。行政機構云々とかいつてこれをつくるのに非常にちやうどした政府のあり方は、チープガバメントというところだけが頭にあつて、ただ機構さえ縮小すればいいんだということで大変なことを忘れておる。行政機構改革というものは、要らぬものはちろんスクラップすべきでございますけれども、ビルドする面があつていいのに、ただ縮小することだけ頭にある。やつと目の目を見てこの法案ができるわけでございます。一日も早くこの法案の

成立を願うわけでございますが、ただ私は、この法案を読んでおりました、また法律技術者、どこかの省の法規課あるいは法務省の一部の専門家が何かを寄せ集めてつち上げたというような、少しも血が通つていない、何か冷たい活字で生命の通わないもののような気がするのです。たとえばこういう問題になると国内問題だけじゃなくて国際的な大きなものを背負つておるし、それから通産省も指摘しているようにエネルギーエコノミスト、そういう人の問題が出てくるわけですね。ただ機構をつつて、運営委員会があつて、理事長があつて、副理事長がある、理事が七名おるとかいうようなことでなくて、こういう画期的なことをするときにはまた画期的な法律づくりをやらなければいけないのじゃないかと思ひますが、それがあらわれないのが非常に残念です。

それから、次に私が尋ねようと思つておりました代替エネルギーの種類、こういうものはどういふものがあるのでしょうかと聞こうと思つたら、大臣がもうすでにそれをおっしゃいましたからこれは聞く必要ないのでございまして、非常に気になることが一つある。大臣がいま申しました代替エネルギーの種類、一番冒頭に、原子力からずつとLNGへの問題を言つたのですが、肝心なめの原子力は、この法律の三條の三項に、「通産産業大臣は、供給目標のうち原子力に係る部分については、内閣総理大臣の推進する原子力の開発及び利用に関する基本的な政策について十分な配慮を払わなければならない。」これの一項目と、あとは原子力関係は除くというところがあるだけで、大臣さえ代替エネルギーの一番最初に言つた原子力が等閑に付されておる。原子力こそ代替エネルギーの王座であり、中央の座敷に座るものであると私も認識しておりますが、これがどうしてこの中で非常に無視されておるのか、この点について大臣の見解を聞きたい。しかも大臣は原子力関係では日本ではベテラン中のベテランなのに、私はどうしたことかと思ひます。

○佐々木国務大臣 まず第一番目の御質問であり

ますが、この機構は去年のサミットの申し合わせ等を踏まえて、国際的な環境からも要請があつてできたものじゃないかというお話でございますが、そのとおりでございます。サミット並びに去年の暮れ十二月にパリでIEAの会議がございました、閣僚理事会に私も参つたのでございまして、主要消費国のいわば消費カルテル的な一つの性格を持ったものができ上るということでございます。何年度にはどのくらいの油しか輸入できませんよという最高の輸入限度が国家規模として決められつてございまして、したがひまして、従来のように油が足らぬから油がもつと欲しいと言つてもこれはどうにもならぬ。国際義務として与えられた目標というものは守らなければいかぬという天井がはめられますので、否応なしに代替エネルギーというものを進めざるを得ない国際的な環境になつておることは事実でございます。それを踏まえて、国内的理由は先ほどお話がございましたが、国際的にもそういうふうないわば義務として進めざるを得ない。これが法案ができましたあるいはこの機構ができました大きな理由の一つでございます。

それから二番目の、機構の中を見ると、いかにも寄せ集めと申しますかあるいは後片づけ的で、新味、気魄に満ちた内容になつておらぬのじゃないか。たつて言へば民間の活力を活用するというところに新味があるようだけれども、それすら一体完全に全うできるほど人間から見ても内容が充実しているのかというお話がございました。それは確かにお話のとおりでございます。行政機構整理のさなかに生まれたものでございまして、未熟な点にはこれは仰せのとおりでございますけれども、うちの長官も言つておる通りに、生まれは大変弱々しいですけれども、これはだんだん強めまして、本来の姿に逐次持つていくという気持ちでございます。

それから三番目に、原子力はなぜ外したのだというお話でございます。これはずいぶん議論があり

りましたけれども、原子力にしましては戦後二十数年、三十年近く取組んでおりまして、研究開発あるいは中間的な一つの研究から実用化までの段階に至る過程まで、言うなれば一切の体系といたしまして機構といたしまして、そういうものは一応整備してあると見て差し支えないのではないかと申しますので、その整備した体系をさらにこれに取り入れるというの混乱を招くばかりでございます。むしろそれは従来の体系で伸ばすということにして、この方は原子力を抜いたその他のエネルギーにひとつ全力を注ごうというところの方がかえつて目的がはっきりしてよろしいのではないかと申します。この機構では扱わぬようにした次第でございます。

ただし、それで総合エネルギーの総合という字がおかしいではないか、原子力を抜かして総合というのはありやうがないではないかという反論が出ると思ひます。その方は冒頭にありますように、エネルギーの総合計画というものを通産省が中心になつてつくつていくわけでございますから、その点は御心配ないと思ひます。

少し言葉が足らなかつたかもしれせんけれども、以上、御質問にお答えいたします。

○田中(六)委員 いま大臣は言葉が足らぬかからぬとおっしゃいましたが、確かに原子力の問題については体系が整備されておると断定されておりました、原子力関係は体系とか機構が完全に整備されて非常に進んでおるといふ認識ですね。これは私は疑いを持つ。そういう発言を大臣がなさるとかえつて心配になつてくるのです。まあ大臣は専門家でありまして、そういう観点から見たらそうなのかと思ひますけれども、大体素人、第三者の言が往々にして当たるといふことがございまして、玄人の人は雲の中に入つておるからかえつてわからない。私も素人から見ると、原子力の体系とかそういうものが整備してあるとは見られないのです。各国の面から見ると、むしろ出力とか備蓄とか、そういう面から見れば見るほど、将来の展望を見れば見るほどいまの程度で整備さ

れているのか、原子力関係についてはおくれ
ている、そういうふうな思っているのですが、もう少し大
臣の頭の中に入っている原子力関係についてお話
していただけないかと思うのです。

○佐々木国務大臣 まず研究過程でございますけ
れども、これは御承知のとおり大学とか原子力研
究所で、東海の原子力研究所というのは世界でも
ほとんど類例のないほど整備したものだと思いま
す。研究から開発の段階に至りましては動燃とい
う御承知のような機関がございまして、新型の原
子炉ばかりではなしに燃料の開発も実用化の一步
手前までこの機関で手がけるわけでございませ
ん。機構改革あるいは原子力の仕組みの変革が去年決
まりまして、そしてそれぞれ実用化段階になれば、
通産なり、船舶であれば運輸省でこれを扱うとい
うふうに決まりましたし、あるいは一番肝心の安
全の審査等も、実用炉に関しては通産省がこれ
をまず見る、研究炉であれば科学技術庁が見て、そ
の認定の結果を安全委員会という新しくできた権
威ある機関にかけまして、ダブルチェックをして、
そしてさらに安全性に対する検討等を丹念にいた
そうというふうな、いろいろ仕組みを長い間か
かって、変革を要する点は変革もし、実情に合う
ように変えて、ただいま再出発している最中でござ
いますので、その体系をさらに固める必要はない
のじゃないかという意味でございます。

○田中(六)委員 そうすると、原子力を代替エネ
ルギーとしての程度使えるか。たとえば区切り
ますが、一九八〇年代に入ったわけですね。そう
すると五年後の一九八五年にはわが国のエネル
ギーの中でどの程度の代替エネルギーの位置を原
子力関係は占めるのか、九〇年はどうか。八五年
と九〇年、二つだけでいいですか、余りこれば
かりに入っているとの質問ができませんので、
そういうところをちょっと言っていたいだきたいと
思います。

○森山(信)政府委員 先ほど先生から御指摘のあ
りました「長期エネルギー需給安定見通し」のペー
スで申し上げますと、昭和六十年におきます原子
力への期待をいたしまして三千万キロワットとい
うことでございまして、これが総エネルギーの中
に占めますシェアをいたしまして六・七%を考
えておるわけでございまして。それから六十五年には
五千三百万キロワットでございまして、総エネル
ギーに占めますシェアは一〇・九%ということ
を期待いたしておるわけでございまして。

○田中(六)委員 次に、代替エネルギーの種類は
先ほどわかったわけでございましてけれども、地熱
とかあるいは石炭の液化でもそうでございませ
んけれども、石炭の液化をしますとどうしても窒素酸
化物とか、燃焼関係でいろいろ公害に関係する酸
化物が出るわけですね。地熱の場合でも環境問題、
地元のいろいろなこともあろうし、これか
ら代替エネルギーだということでは石炭が電力会社
との結びつきで昔に返っていくような傾向になる
わけでございまして。そうすると、環境問題と地熱
や石炭問題が再び新しくクローズアップされてく
るわけです。日本は公害、炭の公害で充分けれども、
この問題については先進国中の先進国だ、つまり
公害対策については先進国であるというふうな言
われております。非常に結構なことだと思いま
すけれども、これからの代替エネルギー関係におい
てそういう環境問題との競合が別な面から新しく
起こってくる。そこでクローズアップされてくる
のがいま問題になっておりますアセスメント法案
だと思っております。私は実はこの法案の成立を必ず
しも願っているものではないのです。この法案が
本当にひとり歩きしたときに、こういう将来の代
替エネルギーとの問題でどうなるかなというふう
にむしろ危惧を持つのです。したがって、あのア
セスメント法案が第一次から第二次、きのうの朝
日新聞を見ますと第三次案でかなりの骨抜きみた
いな形になっておりますが、それでも私は心配し
ておるのですが、代替エネルギーとアセスメント
法案との関係、こういうものについて御所見をお
伺いしたいと思います。

○佐々木国務大臣 原子力関係と申しますとあれ
ですけれども、放射能、放射線関係は一応アセス
メント法案の適用除外になっております。おりま
すけれども、放射線にかかわりのない問題、たと
えば温排水の問題等はアセスメント法案に原子力
発電といえどもかわるわけでございまして、一
部は適用を受けることは免れないと思えます。そ
の他のこれから開発しようとする、お話しした地熱
発電とかあるいは特に石炭火力等は、アセスメン
ト法案がございすればその適用内に入るのは当然
でございまして、したがって、アセスメントとの
関連は大変重要な問題であることは御指摘のと
おりでございます。ただいまの段階では三回関係閣
僚会議を開きまして、一応の考え方としての要綱
はコンセンサスを得たわけでございまして、これ
も、それを法案に書きかえるというところは、これ
はまた法技術としてなかなかむずかしい点が残さ
れておりまして、その最中でございまして、法案
の方は法制局との折衝である程度進んでおるよう
でございましてけれども、各省間の話し合いが完全
についているかと申しますと、とてもそこまで
いつておらぬような状況でございまして、予定
どおりこの国会で党の承認も取りつけた上で出せ
るかとお申しますと、時間的には大変切迫した時期
になつていられるように見受けられます。

○田中(六)委員 アセスメント法案との関連は、
これがひとり歩きすると大変なことになるとい
う認識を私はさらに強めておるわけでございま
すけれども、これからの十分総合的な観点からこの法
案を進めてもらいたいし、代替エネルギー問題と
いうものの方がより国民生活の安定あるいは経済
の活性化に大きく関連していることを強く認識し
て対処してもらいたいというふうな考えです。

それからこの条文の中に開発債、つまり代替エ
ネルギーを開発するのに公債を発行する。その前
に証券の問題がございまして、これは別と
して、公債を発行することになっておりますが、
これは一体どういう種類のものを考えておるの
か。道路債とか電電公社債とか住宅関係の公債、
いろいろそういうものはございしますが、開発債と
書いておられますけれども、具体的にどういう種類
のものか。何年もの、利率は幾らとありますね、
そういうものを一切含めて内容をいろいろお知らせ
願えればと思います。

○尾島政府委員 四十七条に「業務に必要な費用
に充てるため、新エネルギー総合開発債券を発行
することができる」という規定を設けておりま
す。これはこの新機構が将来技術開発あるいは資
源開発等を進めていくために、資金的にその財源
を確保する上で一つの手段として規定したわけ
でございます。これは新機構の財源確保の手
段としての債券発行でございまして、一般的に言
われる社債発行のような形だと思えます。細部に
ついてはこれから検討するところでございませ
んけれども、目下のところ資金的には政府予算を最優
先に考えておりまして、必要やむを得ない場合に
長期借入金なりこの債券で賄うという考え方で、
いまのところこの債券をどういう形で発行する
かというところで検討はいたしておりません。そ
ういう状況でございまして。

○田中(六)委員 まだ債券の内容とか発行条件、
そういうものについては考えていないということ
でございまして。ただ、なぜ聞いたかと言いま
す、いまの金融情勢あるいは財政再建とかさうい
うのと結びつけ合わせると、非常に金融情勢を
迫るといふ片面があると同時に、一方財政再建
ということではこれは早目にやらなくちゃいかぬ
のじゃないかというふうな気持ちから聞いてみた
のでございまして。

それから第十四条に「機構の資本金は、次に掲
げる金額の合計額とする」として、第一に四十七
億円というものが政府出資になっていまして、あ
と民間から出るような形の文言があるわけでござ
いまして、この四十七億円というのはどういう計
算からこれを明示したのか。それからもう一つは、
どういふふうな使い方をするのか。たとえばこの
中でこれをどうするといふような案がございま
したお知らせ願いたいと思えます。

○尾島政府委員 第十四条の第一項に、政府出資
といたしまして四十七億円というのをこの機構の

発足の当初に政府が出資する金額として計上いたしておりました。この政府出資の内訳は、機構を設立するために必要な準備金に充てるために六億円、それからそのほかは、この機構が発足したとして事業を開始するために必要な資金に充てるための出資金でございまして、予算上、海外炭探鉱融資の原資に充てるために三十四億円、それから海外炭開採債務保証基金といたしまして五億円、それから地熱開採の債務保証基金といたしまして二億円、合計四十七億円ということになっております。

ただ、これは新機構が発足する際にとりあえず必要な事業資金あるいは設立準備金という形でございまして、今後事業を拡大していく場合に必要なお資金というのは、今後必要に応じてその資金を増額することができると規定を設けております。

○田中(六)委員 大体それでわかりましたが、それで一応十分だというように、公債は発行しなくてもいいというようなことなんですが、これに関連して、民間の資金あるいは民間の人たちをどういうふうに参加させるかという具体的な案がございまして説明してください。

○森山(信)政府委員 ただいまの御質問で出資金の話がございましたので、まず出資金から申し上げますと、政府の出資が四十七億のうち、とりあえず設立準備として必要な資金が六億というお答えを先ほど審議官から申し上げたわけでございまして、民間といたしましてそれに恥ずかしくないだけの金額をぜひ出資をしていただきたいという期待を持っております。現在、経団連等を通じて民間の出資額を折衝いたしておる段階でございまして、ある程度金額の出資が見込まれております。これが出資の関係でございまして。

あとは、民間の参加の形態といたしまして、運営委員会という制度を本法案の中で織り込んであるわけでございまして、この運営委員会には民間の総意が反映されるような形での人選を行ってまいりたいというふうに思っております。

それから、事業実施部隊といたしまして技術開発本部という機構を考えておりますが、そこに参加していただく予定の技術者の方々は主として民間から出向をしていただきたい、こういうような期待を持っております。そういうことを総合いたしまして、民間の総合的な活力の導入を図ってまいりたい、こういうふうな考えておる次第でございまして。

○田中(六)委員 いま長官が民間の活力をたくさん取り入れたらと言っておるわけでございまして、私も民間のそういうみずみずしい活力、どうしてそれが必要だと思ふのです。したがって、発想法の中でもいろいろ民間の息吹を入れた方がいいと思うのでございまして、この運営委員会の人選と、それから今度は別の、機構の理事長、副理事長それから理事、これがたまたまかどうか知りませんが、監事が二名と一名でちよつと違ふような程度で、同じような数字のようでございまして、この人選に当たって、私はいつも石炭鉱業審議会のメンバーのことを言うのですが、専門家が専門家だといって十年も十五年も同じ人がずっと続いている、時代の変遷、バックグラウンドも変わつておるのに、経験者ということで大抵いつも同じ人、やはりこれは、政界でもそうで、古い人がいつまでも居座るということがあるのですけれども、どこの世界でもそういう面はありますけれども、やはり若いフレッシュな感覚を持ち込まなければ、こういう代替エネルギーの機構において、その玄關口で困つていくのではないかと思ひます。

余談にわたりますけれども、ノーベル賞の各部門全部ですけれども、三十前後のときの作品あるいはそのときのものに対して、ちよつと六十ぐらいになつてそのほろびを、ノーベル賞をもうらうのです。小説の場合はちよつと違いますけれども、あとの科学関係はほとんど三十前後の作品なんです。それと同じように、これは若いからどうかというものは、真つ赤なうを偽りと申しませんけれども、言いがかりであつて、若い人をどんどん

起用していくことの方がいいのです。したがつて、これらの新しい機構に、古い革袋にどうということではなく、新しい革袋には新しい酒を盛るといふようなこと、そういう点の配慮をぜひしてもらいたいのですが、この点について大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○佐々木国務大臣 お説のとおりだと思います。私も初代の原子力局長をやつていた当時、湯川さんが委員でございまして、よく話しておつたのですけれども、やはり二十代が一番頭のさえるときだと言つておりました。かつて、百人ぐらいずつ海外に留学生を出しておつたのですけれども、大概二十代ぐらいの青年を出しておつたのですが、日本の青年は大概一番よくできたです。世界的にも大変すぐれた頭脳を日本人は持つておると思ひますけれども、そういう若い頭脳を重用するのが大変重要なことだと思ひます。

○田中(六)委員 それから、この代替エネルギーの法案が通れば十月に発効するわけでございましてけれども、石炭合理化臨時措置法が表向き一応消えるわけですが。条文は事業団のところを機構に変えていくのでございまして、この法律を横すべりさせたために、私に言わせるとこれまた非常に無理がある。機構全体が何か石炭の部門関係に偏つている。たとえば、人間が二百六十名ですかおるのに、それが全部来る、その一部が総務と経理に行く、そうすると、大事な地熱関係はどうなのかというふうな、今度は、代替エネルギーの石炭部門は非常にウエートが高くなるわけけれども、あとどの部門はどうなのかという疑問を持たざるを得ないのです。といつて、合理化臨時措置法の関係は無視すると、人員、機構面でまた大変でしようし、私自身も何かいい方法はないかなと思つて、結局なくてこういう形になつたのだらうと思ひますけれども、合理化事業団の人員配置とこの新機構の配置、これの青写真を、そのことをよくわかつている人に述べてもらいたいのですが、いかがですか。

○森山(信)政府委員 新機構での人員配置の原案は、役員を含めまして三百三十七名ということをお願ひしておるわけでございまして、御承知のとおり現在の石炭鉱業合理化事業団の定数が約二百六十名でございまして。そのうち百九十一名を新たな形で石炭鉱業合理化実施本部の部隊に張りつけたかと思つておりました、八十七名をいわゆる新しい分野の業務を担当する方に張りつけをいたしたいというふうな考えておるわけでございまして。もちろん役員の定数は現在実員といたしまして十名おりますので、それはそのままの姿でスライドいたしますので、合計いたしまして三百三十七名ということでございます。

○田中(六)委員 この石炭合理化事業団が貸付金といひますか、これが大きな母体になつておるのです、千三百億ぐらいいろいろな石炭関係に貸し付けているのです。それを回収したりしていろいろやつておるわけですが、この金はこういうふうになるのですか。それをそのままにしておくのか、どういふふうな流用していくのか、その考えをちよつと聞かせてください。

○森山(信)政府委員 先ほど出資金の項で御説明申し上げました第十四条でございましてけれども、第一項の第二号の「附則第七条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額」というのが、まさにいま御指摘の石炭鉱業合理化事業団の分でございまして、千三百五十億あるいは千三百八十億程度というものが新機構発足の当時に予想されるわけでございまして、その金額が出資金として新エネルギー開発機構に政府出資をされるというふうな考えております。

○田中(六)委員 この石炭鉱業合理化臨時措置法は、期限切れが法律からすれば五十七年の三月です。そうすると、これは石炭部門から言わせると、石炭六法の温存といひますか、鉱害復旧とかいろいろあるのですが、産炭地振興臨時措置法が来年の十一月に切れるのです。そういうふうなことで、六法との関係で、関係の住民、それから関係者、関係事業者は非常に不安に思つておるのですが、この合理化臨時措置法、この法律その

ものは一応再来年の三月に期限切れということになっておるのですが、この法案の期限切れそれそのものはどういふふうにお考えですか。

○高瀬政府委員 御説明申し上げます。

石炭部門の仕事は合理化事業本部でやるということになります。仕事の内容は従来どおり継続する、それから資金は、会計は区分経理ということに相なっております。これは合理化法が国内の石炭対策の基本法でございますので、その延長との絡みで存続が出てくるのじゃないか、こういうふうにお考えしております。

○田中(六)委員 法律の延長、それはどうですか、その法律そのものは、切れるけれども、その期限だね。

○高瀬政府委員 合理化法の期限は五十七年三月になっております。現在のところ石炭の見直しという問題が世界的な規模で出てきておりますので、今後の対策について、近い時期に石炭鑑査審議会等に諮問し、有識者の意見を聞いて、七次になります。七次対策について検討していきたいというふうにお考えしております。

○田中(六)委員 検討事項だということですので、いつも検討ではつきりしたことがわからないので弱るわけですが、まあそれはそれでいいでしょう。

それからサンシャイン計画、これは昭和四十九年から出発してずっと工業技術院で非常に苦勞してやっておりますが、これがまた予算の上からも、それから機構の面からもどういふふうになつていくのか、お尋ねしたいと思ひます。

○石坂政府委員 御指摘のとおり、工業技術院におきましては四十九年からサンシャイン計画を実施してまいりました。院内にサンシャイン計画推進本部というものを設けて推進に当たつてきたわけでございます。

それで、推進本部の仕事の実態は、新エネルギーの技術開発をどういふふうに行うべきか、具体的にそれをまた実施させるというふうな仕事をやってきたわけでございますが、この仕事は新機構が

できまして依然として残る分野があるというふうにお考えしておるわけでございます。

なお、そういった政策決定のみならず、傘下の研究所に技術開発を実施させる、特に基礎的な研究に關しましてはこれを実施させるということをやつてまいりましたし、また、これがプラント開発という段階になりました場合には電源開発に委託いたしました。たとえば地熱の開発のためのいろいろな調査あるいは地熱の包蔵量の調査等を実施してきたわけでございますが、これのこういつた仕事、つまりいわばプラント開発に近い段階のものに關しましては、新機構に移してここにお願いするということに考えております。なお、電源開発に關しましては、電源開発のいままで蓄積されたノウハウを生かすという意味で、新機構へ一部人間を出向させるというふうなことも考えておるわけでございます。

それからもう一つ、予算の面でございますが、この予算の面につきましては、今後新エネルギーを開発するに当たりましてかなりの予算がかかるというふうに想定しておりますので、新機構と、これを監督する直接の責任を持っております資源エネルギー庁と密接に協力しながら計画を立てていきたい、こういうふうにお考えしておるわけでございます。

○田中(六)委員 いずれにしても機構の面、それからそういう財政の面、そういうところは十分考えた上でございましてよろしいけれども、むだのないように、しかし効率のいいような展開をお願いしたいと思ひます。

それから石炭の液化の問題について一つお尋ねしたいのですが、豪州炭の褐炭の問題が当然浮かび上がるのですが、日本も褐炭の液化ということについては、政府そのものもすでに五十五年度予算案に四億円の調査費を計上しておるわけでございますので、強い関心を持っておる証拠です。民間をそういうふうな指導している面もございまして、この代替エネルギーにとつても、この法案にとつても重大な要素になるのですが、コミニッ

ク、つまり神戸製鋼とそれから日商岩井と三菱化成、その頭文字を取つてコミニックとしているわけですが、そういうコミニックの計画と、三井グループと申しますかSRCII-CIは三井鉱山がやつておつたのですが、SRCIIの三井グループ、それから一つのそういうコミニックというものが、これまた日本の悪い癖で、何となく過当競争の点もあつて、将来これが、一応いままさまつておるようですけれども、何か問題を起しそうで、しかもこれは本間に豪州をあらゆる意味で処女地というふうな思ふならば、新しい競争を日本自身が持ち込んでいく、向こうがまたこれを利用するということになりかねないのですが、この点についての配慮をどういふふうにしているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○石坂政府委員 先ほどの御質問に、一部私の説明が足りない点を残しておりましたのでそれから申し上げますと、先ほど、サンシャイン推進本部の中で政策決定あるいはいろいろな新機構との関連のことを申し上げましたが、実はいま御指摘の国際協力ということにつきましても非常に大きな責任を持つてくるだろうというふうに考えております。

いま御指摘の豪州の褐炭の液化の問題でございますが、実は私が昨年豪州のビクトリア州に参りましたときに、先方から、三千億トンは十分に保証できる、あるいは包蔵量から見れば一千億トンを超えるという褐炭を日本の技術で何とか利用できないだろうかということがハマー首相自身から私にお話があつたわけでございますが、そういう状況が踏まえまして、日豪協力してこのビクトリアの褐炭を液化するという目的で研究協力をしたかどうかというように話を合つていく段階でございます。

具体的に申しますと、この褐炭を利用するにどういふ技術が一番いいだろうか、あるいはもう少し将来性はどうか考えるかということをや調査をしなけければいけないというふうに考えておるわけでございます。現在その方向で五十五年度に予

算もいただきましたので、このビクトリア州の褐炭の利用の可能性をほかと比べてどういふふうに位置づけるか、あるいは技術的にはどういふ方法が一番ふさわしいものであるかというふうなことをこの五十五年度に十分調査をいたしまして、それでその段階でどういふプロセスにしようかというふうに考えてまいりたいと思つておるわけでございます。

それで、石炭を現地で液化することになると当然なわけでございますが、この褐炭は実は約三分の二は水でございます。この水を除くという処理をいたしませんとほかの国にはなかなか運べない、あるいは国内でも運びにくいということもございまして、その場所でもこれを液化することとは、豪州側にとつてもあるいは協力相手としての日本側にとつても非常にプラスであるというふうにお考えしておるわけでございます。したがつて、そういう意味での将来性も考え、今後どういふプロセスが一番いいか十分研究いたしまして、御指摘のコミニックプロセスも含めまして検討をしていきたいというふうにお考えしておるわけでございます。

○田中(六)委員 褐炭の値段もどちらかというところ非常に安かつたのですが、どうもだんだん値上がりしていき、ビクトリア州そのものが政治的な配慮をやりつつあるような情報もありますから、そういう点を十分行政指導してやつてもらいたいというふうにお考えます。

それから、もう時間がございませぬが、この法案の中に、代替エネルギー問題について、金融上、財政上、税制上というもののついて配慮するということをやつております。もちろん金融的な面、それから財政上政府が出資したりいろいろな援助をしなければこれはできない問題ですね。税制上の問題について、私はこれはいろいろ考えさせられるわけですね。金融、財政、そういう面はこの法案の中に具体的にどういふふうな考えを持っておるか、これも具体的にどういふふうな考えを持っておるか、これも具体的にどういふふうな考えを持

ないのでしたが、何か皆さんの頭の中に税制上どういふことをするといふ例があるならばその点をお述べいただきたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 税制上の措置につきまして、私もいま期待をいたしておりますのは、どうしてもハードウェア指向型でございまして、代替エネルギーを導入するための機械設備等につきまして、償却の特例をぜひお願いしたいといふふうにご考慮を願ひたいと思ひます。もちろんそれだけでは済まないといふ考え方もございまして、けれども、とりあえずハードウェアを中心にした税制上の措置を講じていただきたいといふことを期待いたしておるわけでございまして、五十五年度にもそういう考え方を若干取り入れさせていただいておられますので、その方向で将来発展的に検討させていただきたいといふふうにご考慮を願ひます。

○田中(六)委員 石油関係の税は、現状はほとんど道路財源に使われているといふことで、ただ、こういう点も代替エネルギーの法案が通つたときに一考を要するのではないかと思ひます。それで、税制を、そういう機械の面とかそういう面もあるでしょうけれども、根本的に何かいままでのそういう形の税から考えて、この代替エネルギーの一つずつの何かにやつていく、そういう考えはないですか。

○森山(信)政府委員 先ほど私がお答え申し上げました税制上の措置というのは、本法案上の考え方を申し上げたわけでございまして、いま御指摘の税制の問題につきましては、これは財源手当てといふことで考えざるを得ないのではないかと申すわけでございまして、御指摘のように、現在エネルギー関係の諸税は約十種類程度あるわけでございまして、その大半が道路財源に使われているといふ形でございます。直接エネルギーに還元されている部分がきつめて少ないといふ形は大変残念な姿ではないかといふふうに、エネルギーサイドとしては考えておるわけでございまして、

しかしながら、これまで積み上げてまいりました過去の経験その他がございまして、その点の機構、仕組み等を総合的に判断いたしませんと総合的な税制改正もむずかしいのではないかと申すこととございまして、その点につきまして、私も自身といたしましては大変矛盾を感じておりますけれども、社会、経済的な機構全体で考えていく問題ではなからうかといふふうにご考慮を願ひます。

○田中(六)委員 最後に御質問したいのですが、この法律は、私が冒頭に申し上げましたように、非常にいままでのようなしきりによつた法律で、本当は血も涙も通つていないし、本当の意味で代替エネルギーのやり方についてこれだといふかという疑問を持つのです。代替エネルギーは地熱、太陽熱、それから波とかいろいろあるわけですが、そういうものをこれから考へなければいけません。原子力ももちろんそうです。こういう新しいものをやつて、八〇年にその玄関口に立つて、代替エネルギー元年だと皆さんが銘打っているわけですが、そういうことを考えますと、情報というかPR、その情報の収集、分析、それからこれを適用してどうする、そういう配慮がこれを見ていてもどこにもない。そういうことが一番大事じゃないかと思ふ。これはないとは言えないのですよ。そういうのがちゃんとときどき出てくるのです。しかし、本当はそういうものが中心のどこかにすわつていなければいけません。いや、いやと思ふのです。それから、さつき言つたアクセスメントの関連とかがありまして、そういうものの情報収集、分析、これの提供、そういうものについての配慮、これについてどういふお考えを持っておるかといふことを、最後に政府の見解としてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 法文上は第十条にその規定を置いておるわけでございまして、おつしやいますようにまさにこの法の条文だけで済まされる問題ではございません。私も代替エネルギー元年と銘打ちまして、新しく新エネルギー

開発に取り組みたいといふ願望に燃えておりますのも、まさに先生御指摘のゆえんでございまして、この機構あるいはこの法律案を通じていたしたいというふうな気持ちで大いにやつてみたいといふふうにご考慮を願ひますけれども、具体的な問題といたしまして、先ほど私が申し上げました民間の出資等につきましては、当面そういうことにつきまして十分なる活躍をするための財源等にも充てていきたいといふふうにも考へております。まさにこの法案を提出いたしましたこと自身がエネルギーの構造革命といふことだけではなくて、エネルギーの意識革命であるという希望に燃えておりますので、御指摘の線に沿ひまして、十分なる国民へのPRに努めてまいりたいといふふうに念願いたしております。

○田中(六)委員 これまで終わります。

○塩川委員長 これにて田中六助君の質疑は終了いたしました。(拍手)

引き続き岡田利春君の質疑に入ります。岡田利春君。

○岡田(利)委員 今回提案されております法律案の内容をずっと読んでまいりますと、私は何か非常に抵抗を感じるわけです。もちろんエネルギーの歴史の変遷といふものは、かつてわが国では石油がその大宗を占めていて、そして一九六一年に初めて石油と石炭がファイブティール・ファイブティールの段階に入つた。今日ではエネルギーの流通化が進んで、石油が昭和五十二年で七五%を占めていた。しかし、八〇年代のエネルギー戦略といふのは、いわばわが国のエネルギーをいかにして安定的に確保するか、ここにあるのだと思ふのです。そういう判断からまいりますと、石油エネルギーに代替をするという立場ではなくして、石油も一つの柱であるけれども他の多くのエネルギーをも開発して、そしてトータルでわが国のエネルギーというものを安定的に確保する、こういう基本的姿勢というのが正しいのではないかと申すわけです。国際的に石油エネルギーに代替する、こ

う言われておるわけですが、そういう意味

でこの法律案はむしろエネルギーの安定確保に関する法律案という方がきつめて適切ではないかという気がして実はならないわけでありまして、そういう意味で私は、八〇年代のエネルギー問題といふものをどう認識するかといふことが非常に重要であらうかと思ひます。いわば高度経済成長期にはエネルギー多消費文明の時代が続いたといふことが言えるんだと思ふのです。しかし今日ではいわば価値観の転換といひますか、創造的エネルギー文化を構築する時代、これが八〇年代ではないか、こう私は思ふのです。だから、かつて高度経済成長時代には三C時代と言われて、カラーテレビ、それから車、カー、そしてクーラー、こういう形で表現されてきたと思ふのです。しかし八〇年代の場合には、これまたある人は新三C時代、こう言うわけです。エネルギーといふものは、クリン、コミュニケーション、そしてクリエイティブ、いわばきれいでしかも共同的で創造的でないならばならない、そういう新三C時代が八〇年代のエネルギーの時代なんだ、こう言う人もおるわけです。私は、きつめて当を得ているのではないかと、こう考えます。したがつて、そういう意味ではこの法律案は昨年実施をされている省エネルギー法とあわせて、エネルギーに関する価値観の転換、エネルギーの代替をするのではなくして、エネルギーの基本的な転換の時期が来たんだ、こう私は理解するのですが、大臣の所見を承りたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 考え方といたしましてはお話のとおりで、非常な共感を覚える次第でございます。

○岡田(利)委員 そこで、エネルギーの基本戦略の問題で、アメリカでは御承知のように国家安全保障政策、このことがアメリカのエネルギーの基本戦略の起点である、こういふことは言われておるわけでありまして、そういういたしますとわが国のエネルギー戦略の基本はどこにその起点があるのか、この認識についてお伺ひしたいと思ふのです。

○佐々木国務大臣 エネルギー資源の貧弱な日本といひましては、その貧弱にもかかわらず、ほ

とんど石油を中心にしたいわば石油文化時代と申しますか、そういう時代を経てきたわけでございますけれども、もうその時代は許されぬ。価格あるいは数量の面から大変な制約を受けつつございまして、どうしてもこの石油時代を早く他のエネルギーに切りかえたいという願望を持っていることは当然でございます。そのために十年後には少なくとも油を七〇%から五〇%くらいまで落としたい、その分は他のエネルギーにかえていきたい。その五〇%も十五年、二十年たつに従いましてだんだん依存率を低めまして、そしてほかのものにかえていきたい。しからば何にかえていくか。お話のように石油時代から油にかわる時代にはほとんど無批判的に油にかわっていったんじゃないか、それがいま大変な苦難を呼んでいるのじゃないか、今後は過去の事例にも反省を加えてもう少し計画的に進めていくべきじゃないか、こういうお話のようでございますけれども、全くそのとおりだと思えます。したがって、今後油からほかのエネルギーに切りかえていく、その過程は決して放任的な行き方ではなくて、もつとあらゆるエネルギー源を考へつつ計画的に進めるべきだというふうに考へておるわけでございます。

○岡田(利)委員 私認識と大臣の認識は大分違ひがあると思うのです。石油というものは近い将来枯渇をする、いわば供給が需要を下回るということは世界的にもいろいろ調査分析で明らかになつていく。そうしますと、石油エネルギーを他のエネルギーに切りかえるということではなくして、不足をするから新しいエネルギーを開発しなければならない、それがエネルギーの転換だと思ふのです。私はその出発点が違ふと政策が違つてくると思ふのです。私はそう思ふわけですが、同時にそういう意味で言うと、先ほど例を挙げましたけれども、アメリカの場合にはいわば国家安全保障政策にエネルギー政策の出発の起点がある、こうアメリカでは述べておるわけですが、そうしますと、わが国のエネルギーの基本戦略というものとは違ふかと思ふ。

のです。平和憲法の所在からいっても。そういう面からいってアメリカと同じではないと思ふのです。したがって、高度経済成長をなし遂げてきたわが国としては、わが国の起点というものは経済相互安全保障という立場に、アメリカと対比をすればそういうところにあるのではないかと私は思ふのですけれども、この点ちよつと大臣との認識の違いがあるんですけれどもいかがでしょうか。

○佐々木国務大臣 従来の世界の原油が五年たち十年たつに従いましてだんだん需給がタイトになつてくるであろうという定着した世界の見解はもちろん根本にあるわけでございますけれども、しかし、先ほど田中さんの質問にもありましたように、日本が石油の供給を受ける限度というものが国家義務として決められつつあるような厳しい世界環境になつてきていることは、これは大変重要なことだと思ひます。したがって今度の五月の末のIEAの会議ではそういう状況になるんではないかと思ひますけれども、八一年度あるいは五年後、十年後、一九九〇年、このころには一体日本がどのくらい石油の輸入を許されるか、非常にきつてい線が出てくるんじゃないかと思ひます。そういういたしますと、それにもかからず日本の経済成長を低成長であつてもある程度維持しようとするれば、これはどうしてもほかのエネルギーを、油にかわるエネルギーをつくつていく以外にしようがないわけでございまして、そういう経済の成長と、いまだ油に頼つておつたその油も頼り切れない、量的にも頼れない価格的にも大変シビアな時代になつてくると思ひますと、どうしてもほかのものにかへざるを得ないという、油全体の需給がどうなるという問題以前に、それ以上は入手できませんよ、こういう厳格な線がはつきり出てきているわけでございまして、非常に差し迫つた問題として、重要な問題としてこの問題をとり上げていかざるを得ない、こういう時代になつていんじゃないかと思ひます。

○岡田(利)委員 石油代替関係のこういう一つの

発想というものは、アメリカで早く出されているわけですね。そしてアメリカでは今日エネルギー安定公社をつくつていよいよ新しいエネルギーの開発に努力をいたしておるわけですね。そういう意味では、いま大臣から答弁をいただきましたけれども、八〇年代のエネルギー政策、ポリシーの問題と思ふのです。そういうところをびしつとしておかないと、それぞれのこれらのエネルギー開発に對する政策にどうも違いが出てくるんではないか。大臣の言わんとしている気持ちはわかるわけですが、だが、その点をもう少しびしつと整理をしておく必要があるんじゃないかと私は思ひます。

そこで話を進めますけれども、昨年から今年にかけて、国際的なエネルギー関係の諸会議が目まぐるしく開かれていゐるわけですね。当面のエネルギーに重大な関係のある国際会議の日程はどのようになつていゐるかと。

○佐々木国務大臣 まず一つ確実に予定されていゐるのは、IEAのバリの会議でございまして、これは五月の二十何日か、二日間ぐらひ予定されていゐます。それから六月になりますとイタリアで開かれますサミットの会議がございまして、恐らくこのサミットの会議では去年同様エネルギー問題が中心テーマに取り上げられるのではなからうか、この二つが予定された一番大きな問題でございまして、たつて申し上げますと日本とサウジ、世界の一番石油供給国でありますサウジとの関係で、共同委員会というのを毎年交互に開くことになつておりました、これは延び延びになつていゐますので何月になりますか、この会議を開きまして、経済交流あるいは両方の共通の利害を持つていゝる油の諸問題に關しまして会議を開かなければいけないのじゃないかと思ひます。

申しますか、そういうものを実施してまいりたいと考へておるわけでございます。

○岡田(利)委員 IEAの閣僚理事会、そしてベネチア・サミット、その前に準備会議もあるでしょう。だがわが国は参加をいたしてありませんけれども、OPECの臨時総会が近く開かれるわけですね。これまた重大な会議だろうかと思ふわけですが、これを受けて、恐らくIEAの閣僚理事会が開かれると思うのですが、今回開かれるOPECの臨時総会の動向についてどういふ認識を持たれていゐますか。

○森山(信)政府委員 OPECの総会につきましては、若干日程がペンディングなところもございまして、六月の九日に定例総会という情報をキャッチいたしております。

そこで、いま御指摘の五月七日のOPEC総会はどういう形で行われるかということに關しましては、なかなか詳細はつかみがないわけでございますけれども、私も現在感じておりますのは、この臨時総会におきましては、いわゆる価格の話し合いということではなくて、先般行われました長期戦略委員会の決定をこゝでオーソライズするということがないかと思ふわけでございまして、消費国側の物価動向等を勘案いたしまして、スライディングな考え方をとつたらどうかというのが一つと、それから非産油LDCに対する考え方等々の決定が一応長期戦略委員会で出ているわけでございますので、それをオーソライズするための総会であつて、直接価格をどういふか決めるということではないのではないかと一応想定をいたしております。

○岡田(利)委員 減産動向の問題も一応私は意見の交換の対象になるのではないかと、生産をどうするかという問題があると思ふのです。それからいま長官が言われた点、相当意見の交換は深く行われるだろう。ただわが国の場合、OPECに参加

をしていない、俗に第四グループ、こういう表現をいたしたわけでありませうけれども、すでにマレーシアでは一・七ドルの上乗せを行ったわけですね。このことは今後のOPECの価格決定の動向に非常に重大な、重要視しなければならない動向ではないか、こう思うわけですね。いわば一匹オオカミで、ある程度OPECの動向を見て価格を決めてきたそのマレーシアが一・七ドル上乗せをしたということは、今後のOPECの価格決定の動向に一つの意味を持つておるのではないかと、こういう気がしてならないわけですね。この点については見解はいかがでしょうか。

○森山(信)政府委員 OPECの価格問題に対する基本的な考え方は、何と言いましても統一価格制の実施ということではないかと思うわけですが、昨年のOPEC総会におきまして終始その問題が議論されて、何日か延長してまでその議論をしたわけですが、結論的には御承知のような状況になったわけですが、現在統一価格制は実施してない、ということでございます。

そこでいま御指摘の減産等の問題等も絡めまして、生産規模をどうするかということからアプローチしたしまして、統一価格制の実現を図りたいという一つのグループがあることも事実でございます。それに対しては、価格はある程度その国の自主的な判断に任せるべきであるという、いわゆる強硬派と言われるグループが存在することもある事実でございます。そういった二つあるいはそれ以上のグループの話し合いというものがあるという決着になるかというのは消費国側にとりましては大変重大な関心を持つところでございます。先ほどのOPECの臨時総会では恐らくその話はつかないのではないかと、いまの見過でございませう。

(塩川委員長退席、渡部(恒)委員長代理着席)

いまおっしゃいましたマレーシア等々の価格上乗せの問題、そういうものが世界の需給事情と絡

んで出てきた問題であるか、あるいはそれぞれの国におきますその国特有の問題として出てきた問題であるかによって対応が違ってくると思えますので、一概にマレーシアの価格アップが直ちにOPECの価格形成要因に相当大きな影響を持つかどうかは即断を許さない面があるかと存じます。

○岡田(利)委員 東京サミットでいわば石油消費の割り当て、そして五割の石油消費節約をそれぞれの国で行う、こういう合意が成り立っていったわけですが、最近の情報によりますと、どうもE.C.の場合は逆に大体プラス五割、そしてまたアメリカではマイナス一・四割、そして世界的にはプラス一・五割、わが国はほぼ五割の節約を達成できた。私は東京サミットの精神からいってこれは非常に問題があるのではないかと、思っています。したがって大臣は、先ほど述べられたように、昨年の十二月、今度は七割節約をする、違反者にはペナルティーを課するという非常に厳しいものになっておる。最近この点についても内容が明瞭になりつつあるわけですが、わが国としてIEAの閣僚理事会に大臣はこの問題にどういうお気持ちで、どういう態度をもって臨まれるのか、伺っておきたいと思うのです。

○佐々木国務大臣 わが国は五百四十万バレル・パー・デーの与えられた最高の輸入量を基礎にいたしまして四・八割の経済成長率を達成せるとすれば、五割の節約では足りませんので、七割の節約に踏み切らざるを得ないということ、これは従来の五割の線を七割まで高めようということ、その二割の上乗せが確実にできるかどうかということでありませうけれども、五割の分に間に合っても、先ほど私が申し上げましたように、私のところにはほとんど毎日各国からエネルギー関係の閣僚クラスの人が見えまして、日本ではどうして五割の節約が達成できたのだ、各国ではなかなかできないのだけれどもというお話がございます。いろいろ説明してあげるのでございま

すけれども、それはそれとして一応達成できたわけでございますから、あとの二割の上乗せ分はどうかと申しますと、これは三割ございまして、室内の温度の十九度を十八度に下げたということが一つございまして、それからもう一つは、去年の秋に通していただきました省エネ法に基づきまして工場の使用率あるいは原単位と申しますか、それを下げるということ、これが二番目でございます。もう一つは、石油にかかわって、主として石炭でございますが、ボイラーを切りかえていく、この三つが主たる要素でございます。その三つとも大体可能だということでございますので、七割は国民の協力のよろしきを得れば達成できるのではないかと考えております。

○岡田(利)委員 五十五年度の七割節約は可能だと私は思うわけですね。いわば油からの転換の動向というものは、最も消費量の高い鉄鋼においてあるいはまたセメントにおいても予想以上に見られるわけでありませう、昨年と比較して、たとえば一・六割の需要が伸びても七割の節約はむしろ五十四年度よりも達成可能ではないか、こういう見解を実は持っておるわけですが。

そこで、私は「長期エネルギー需給暫定見通し」の関係について伺いたいのですが、いままでの計画では、たとえば五十二年から六十年までは〇・七七、六十年から六十五年は〇・七五、六十五年から七十年は〇・七二といういわばエネルギーの弾性値が想定をされているわけですが、五十五年、できれば五十四年も速報的に述べられれば数値をお聞かせ願いたいと思うのであります。そういう意味ではエネルギーの弾性値については需給見通しよりももう少し下げていくことができるのではないかと私は判断をするわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○森山(信)政府委員 御指摘のとおり「長期エネルギー需給暫定見通し」におきましては、おおむね〇・七台ということで弾性値をはじいているわけでございます。わが国の最近の実績といたしまして昭和四十年から五十二年までを見ますと

〇・九ということでございますので、それに比べますとかなり低い弾性値ということをお待たせするわけでございます。ちなみにボンで開かれたサミットにおきまして、各国共通の弾性値といたしまして〇・八ということが基準になっておりますから、先ほど申し上げました〇・七台の弾性値というのは国際的に見ても可能ではないか、決して高い数字ではないというふうに私も考えはおるわけでございます。

そこで、いま御指摘の石油弾性値とエネルギー弾性値との相関関係でございますけれども、石油につきましては輸入量を一定いたしておりますから弾性値というものはほとんどないということでございます。この点と恐らく下がってくるのではないかと、いう見通しでございますけれども、その分が直ちにエネルギー弾性値の低下につながるかどうかというの若干疑問がございます。石油弾性値が減った分がほかに移していくという可能性もございませうので、代替エネルギーそのものにつきましても弾性値の低下を急ぐという方策もあわせてとる必要があるのではないかと、こういうふうにご考えております。

○岡田(利)委員 昭和六十年の省エネルギー率は一二・一％、こう定めてあるわけですが、六十五年が一四・八八％なわけでありませうけれども、フランスの場合昭和六十年には目標として一六％の省エネルギー率の達成ということが設定されておるように私は承っております。そうしますと、各党のエネルギー政策を見ても省エネルギー率がしばしば問題になるのでありますけれども、そういう意味では昭和六十年の一二・一％をもう少し高いところに目標を置いて、いわば新しいただのエネルギーを創造するという面にももう少し迫力を持つて取り組むべきではないか、こういう意味では目標の一二・一％は若干低いのではないかと、もう少し高いところに目標を置くべきではないかと、こういう見解を持っておるのですが、いかがでしょうか。

○森山(信)政府委員 確かに一二・一では省エネルギー率として低いのではないかと御指摘は私もよくわかるわけでございますけれども、諸外国と比べました場合の省エネルギー率というのは、これは大変むずかしい問題でございまして、エネルギー構造がそれぞれの国によって変わっておりまして、一定の省エネルギー率をもちまして直ちに国際比較をするのは困難ではなからうかと思うわけでございます。私どもは日本の日本の経済あるいは社会の仕組みというものを考えまして、それぞれの部門におきます省エネルギー率をはじまして、総合的には一二・一という数字を出したわけでございますが、これは逆に高過ぎるのではないかと御指摘もございまして、いま岡田先生の低いのではないかと御指摘、この関係はバランスをとるのとはなかなかむずかしいと思いますけれども、いま申し上げましたようにそれぞれの部門におきまして最大に期待されます省エネルギーというものをはじき出して、その総合が一・二・一でございまして、現段階におきまして見通しといたしましては一応最高のものでございまして、私どもは考えておる次第でございまして。

○岡田(利)委員 エネルギー需給暫定見通しの中でそれぞれ、たとえば水力とか原子力、LNGあるいは石炭、LPG、もちろん石油の場合もありますけれども、これらの昭和六十年のいわば達成率といえますか、この点をば見通せる段階にもう入ったんじゃないかと思うわけです。したがって相当程度の高い、昭和六十年のそれぞれエネルギーのいわば消費実績は見通せる、そういう時期に入ってきたのではないかと私は思うのです。昨年の八月、そして十二月に閣僚会議に報告をされておるわけでありますけれども、そういう点では各エネルギー別の昭和六十年の暫定見通しに対する達成率といえますか、この点について御説明願いたいと思うのです。

○森山(信)政府委員 昭和六十年を見通しました需給暫定見通し、これも正直に申し上げまして、確実にこのとおりを実施できるかどうかにつきましては

しては若干疑問があるということでございます。と申しますのは、これは昨年の八月に総合エネルギー調査会から中間報告として答申をいただいた数字でございまして、その中間報告の性格が官民挙げて実施すべき努力目標ということで、この数字が出てまいったわけでございまして。最大限の努力目標ということでございまして、私どもが新しい代替エネルギー政策に取り組みます一つの指針という形でとらえたわけでございまして。しかしながら、昭和六十年といえども五年先でございますから、そんな努力目標だけではだめではないかという御指摘もよくわかりますので、その点を踏まえまして、現在御審議いただいております法案の中に供給目標というのを織り込んであるわけでございまして、その法案を通過していただいた場合には、この「長期エネルギー需給暫定見通し」の中間報告をベースにいたしまして、より現実性のある数字をつくり上げていきたいというふうに基本的には考えておる次第でございまして。たとえば原子力発電等につきましては六十年に三千万キロワットの計画を暫定見通しでは立てておるわけでございまして、二千八百万ないし三千万キロというような若干弾力的な運用も考えてみたいというふうに考えておりますし、それから地熱等につきましても若干の調整を要するのではないかとこのことでもございまして、基本的な考え方では先ほど申し上げたとおりでございまして、そういう線に沿いましてより具体的な実施計画を決めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○岡田(利)委員 いま長官から説明がありましたけれども、原子力あるいは水力発電あるいは地熱開発、いずれもこれは電気、二次エネルギーに転換をするわけでありますから、ほぼその見通しは、順調に一〇〇%といったと仮定しても、いずれも六十年の暫定見通しよりも下回る。たとえば水力の場合でも二百二十六万キロぐらい下回るといいます、原子力が順調にとにかく一〇〇%うまくいった、建設中、準備中のものも運開できたとい

定しても二百二十万キロ、地熱についてはマイナスイ五十二万キロ、これは電気の関係の部分だけであります。そして結局は、LNGと石炭の面については大体暫定見通しの目標どおりいくのではないかと、こういうような動向にあると私は分析をしておるのですが、いかがでしょうか。

○森山(信)政府委員 まず、いまの御指摘に対してお答え申し上げます前に、「長期エネルギー需給暫定見通し」の性格を申し上げておきたいと思っております。

先ほど努力目標的なものというふうに申し上げたわけでございまして、相互のフィードバックの関係にあるのではないかと私どもは考えておるわけでございまして、一つの項目で目標が達成できなかった場合に、直ちにそれがエネルギーの供給不足ということにつながるのではなくて、各項目の中の有機的な関連づけということをぜひ考えてみたいということでございます。

(渡部(恒)委員長代理退席、委員長着席)

いま御指摘のとおり、たとえば石炭でございましてLNGでございまして、目標どおりいくか、あるいは目標よりも若干上回るものも出てくるのではないかとこのことでもございまして、そこを目標を若干下回るものとの有機的な関連づけをしていくという政策がとられてしかるべきではないか、こういう基本的な考え方を持っておる次第でございまして。

○岡田(利)委員 いま長官からも述べられましたけれども、本法第三条に、石油代替エネルギー供給目標を閣議の決定を経てこれを定める、そして通産大臣は公表しなければならぬ、こう定められておるわけですね。したがって、この供給目標が定まるという意味は、エネルギーの中長期的な需給計画がおのずから定まってくることになるだろうと思うのです。でなければこれは目標が決まらないと思うのです。ですから、本法三条でいう供給目標を決めるということは、わが国の中期的なエネルギーの需給見通し、目標を確定することと同義語ではないか、そういう意味を持つもの

ではないか、こう思うのでありますけれども、この点はいかがでしょうか。

○森山(信)政府委員 中期的な観点での供給目標ということでもございまして、私どもは、現実には十年ぐらゐの中期的な見通しで供給目標をつくっていきたいというふうに考えているわけでございまして。と申しますのは、現在政府で持っております経済社会計画は、御承知のとおり七十年計画ということがベースになっておるわけでございまして、私どもがエネルギーの供給目標をつくり出す際のフレームワークは、どうしてもそういった政府全体の計画と整合性をとらなくちゃいかぬという問題がございまして。エネルギーサイドだけの供給目標であつてはならないという観点がございまして、一応七十年計画ということをフレームワークにいたしまして検討いたしますと、十年ぐらゐが適当ではないか。ただし、エネルギーの開発ということとは懐妊期間の大変長いものでございまして、二十年、三十年を見通した中で十年間ということでもございまして、政府全体の計画と整合性を保つていく、こういう考え方をとっておる次第でございまして。

○岡田(利)委員 ここで私は最近の石油の価格動向について承っておきたいと思うのですが、きのうの商工委員会でもわが党の清水議員の方から、最近の石油製品の価格に差があるという問題について、特に中間三品の問題について質問があつたわけです。

しかし、イラン問題以来、昨年は六次にわたる石油価格の値上げを行つて、今年に入つてすでに第七次、第八次というか、五十五年第一次、第二次というか、二回にわたる価格の引き上げが行われておるわけですね。これは内容を分析しますと、仕入れ値が違ふのですから当然価格は格差がついてくるわけですね。したがって、今回の第九次の値上げが行われた段階では、キロリットル当たり九千円の値段が違ふのではないかと。もしこれを灯油に直せば、一リットル九円違ふという大変大きな数字になるわけです。しかし政府は、市場性

に価格を任せる、こういう方針をしばしば言明されておりますし、またもし石油業法の第十五条を発動したとしても、いまの外資系と民族系のそれぞれの内容を分析してまいりますと大変な問題が惹起をするわけですね。逆に、民族系は精製事業から撤退をしなければならぬ、むしろそういう再編成の問題を石油業界は内蔵しておるのが今日の現状だろうと私は思うわけです。

ところが、末端に行くとき余り値段の差がないわけですよ。例外はありますよ。ところが灯油は、たとえば七十円から七十円、今度八十円になると八十円でその地域で売られているわけです。何という不思議な物語でしょうかということになるのではないのでしょうか。これはどういう意味でしょうか。

○森山(信)政府委員 昨年のいわゆる第二次石油ショックということがございまして、原油の量をいかに確保するかということが政府といたしましての最大の政策課題であつたと思うのでございまして、そこで私もは鋭意量の確保に努めてまいりまして、幸いにいたしまして昭和五十四年度の原油の輸入量は二億七千万キロリットルということで、計画とほぼ一致するようところで推移したわけでございまして。量がある程度確保されますと、価格が相対的に安定してくるのではないかと。もちろん量の確保につきましても、それぞれ供給ルートは変わっておりますから、高い原油を輸入せざるを得ないところもございましたし、比較的安い原油を輸入できたところもございまして。そういったものが価格を、元売り段階での価格反映にはそのまま敏感に反映したつもりでございまして。それが末端になりまして価格にばらつきが少なくなつてきておるといふことは、ある意味では一物一価的な動きに推移しているのではないかと。いうような感じがしないでもないわけでございます。と申しますのは、需給関係が非常にタイトになつておりますと元売り段階での値段の違いが末端でそのまま反映される状態でございますけれども、需給が緩んでまいりますと、どうしても価格

が安い方へシフトしていくということでございまして、これは経済原則からいいますと一物一価へ移行する当然の原理ではないかというところでございまして、本来国民生活に非常に関係の深い、たとえば灯油等につきましては、本質的には一物一価であるのが当然であると思うわけでございまして、けれども、現実にはなかなか一物一価ではなくて、一物多価というものがこれまでの石油の状況ではないかと思うわけでございまして、先ほど冒頭に申し上げましたように、量の確保にある程度成功いたしましたので、現在末端価格では一物一価的な動きを示しております。それがいま先生御指摘の、末端価格ではだんだんと各社間にばらつきが少なくなつてきた一つのあらわれではないかということでございます。これが高い方へ全部シフトいたしますと問題でございまして、私も、私どもが見ております限りは、相対的に低い方へシフトしていつておるといふのが現状ではないかと思うのでございまして、比較的安心をしている。ただ、低いといひましても、これまでの状況に比べまして二倍に上がつておりますから、そういう意味での悩みというものは十分持つておりますけれども、たとえば原油の量が絶対的に不足した時代に比べまして、量的な確保ができた現段階におきましては、高いといひましてもそれは正当な価格の反映であつて、それは問題ではあると思ひます。二倍にも上がったといふことは大変な問題ではあると思ひますけれども、相対的な問題としてはバランスのとれた形になつていっているのではないかと、こういう基本的な考え方を持つております。

それから、いま御指摘の民族系あるいは外資系の問題、これは確かに大きな問題でございまして、今後の石油政策の課題が原油をいかにうまく調達するかということでございます。かつては、石油業界の再編成の一つの目玉になりましたのが、精製能力と販売能力のギャップをいかに埋めるかということが中心課題であつたわけでございます。もちろんその問題はございまして、それに加えて、いまおっしゃいました原油の調達を

いかにするかということもございまして、と申しますと、外資系は原油調達能力が強く、民族系は原油調達能力が弱いという現実がございまして。世界の全体の動きをいたしまして、いわゆるメジャー系のウエイトが下がつてきておりますから、民族系の原油調達をいかにうまくやるかということが今後のそういう動きに対する一つの大きな目玉になつてくるのではないかと、そういうことを踏まえまして、私も石油政策を十分に遺憾なきを期すように努力をしたいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 下部末端の実態認識では、私は長官と若干違ふわけですね。やはり高値指向安定です。そういう傾向にあると私は思うわけですね。通産省自体も、たとえば石油スタンドの増設というところはもう行政指導で抑えているわけですね。そういう政策もあるわけでありまして、どうしても地域では一つの協調性が生まれてくるから、高いところに皆値段を合わせて安定する、これが大体普通の日本の社会の一つの法則みたいなものではないか、私は実はこう認識をいたしておるわけでございます。

残念ながら時間がございせんから、この問題を突つ込んでお話しはできませんけれども、いざにしてOPECの統一価格が絶望である、そしてメジャーの供給力が下がる、あるいはDD原油、GG原油がどういふ形になつていくのか、あるいは量が不足ぎみであればスポット買いもしなければならぬ、こういう関係が微妙に大きな影響をそれぞれ精製会社の内容にも及ぼしてくるでしょうし、これまた歴史的な取引関係がありますから、なかなか発表しないです。電力会社でいうところでは、大きいところはやはり有利な契約を結んでいるわけですね、歴史が古いわけですから。私は、これをそのまま放置をするということはできない段階を迎えるのではないかと、いう気がするわけでありまして、そういう意味で、特に今後のOPECの動向、特に価格の動向、こういう中で、十年たつても油がエネルギーの中で

五〇%位置を占めるわけでありまして、当然それに対応する準備といひますか、研究といひますか、または必要な指導とかあるいはまた政策といふものが考えられなければならぬではないか、こう思ひますので、この点は、その私の意見を申し上げておく程度にとどめておきたいと思ひます。

もう一つは、国内の石油産業についてですね。いま国内の原油はキロリットル大体二万四千円ぐらいですが、そうですね。もちろん生産量の場合、これはガスと一緒に石油が精製されるわけですが、LNG、天然ガスの場合には、一立米三十六円から四十円の値段ではないでしょうか。したがってこれを一トンに直しますと、千三百五十立米で一トンでしようから、五万四千円という価格が出ます。したがって重油価格は二万九千円である。大体一年おくれでCIF価格に見合つて国内の原油価格が決まつてきたわけですね。わずかに〇・一%といひえ、国内石油産業を取り巻く情勢は、この価格動向の中でずいぶん変わつてきたわけですね。

一方、通産省は探鉱補助金は七億円の予算を計上いたしておりますし、基礎調査には三十六億円、そしてまた石油公団には、日本の周辺についてはそれぞれ会社をつくつて、融資あるいはまたは保証をいたしております。出資もいたしておるわけですね。

したがって、今日のこういう動向の中で、わが国の国内石油産業についてどう対応するか、これはやはり相当いままでの情勢と違ふのでありますから、少なくとも再検討しなければならぬのではないかと、こう私は思ひます。でなければ、これから直接原油を買つていこうとは思ひませんが、よ。きわめて特定なものに限られるわけですね。それがキロリットル当たり二万四千円台ですから。わが国の原油というのは非常にサルファが少ない良質のものでありますから、半額という意味ですね、俗っぽい言葉で言へば半額に近いものでしょう。したがって、これからわが国の周辺の、国内の石油、天然ガスの問題についても、需給見

通しの中でも積極的に進めるといふ方針を出しているわけであり、これをどう扱っていくか、ねばならないかというのを今年じゅうぐらいにやらなければならぬ問題ではないでしょうか、いかがでしょうか。

○森山(信)政府委員 石油の供給ソースを多角化するという問題は一番大きな問題ではないかと思ふわけでごさいます。いま御指摘の日本の周辺地域を含めた開発、これも積極的に進めていかなければならぬと思ふわけでも、このほか、いわゆる自主開発原油の問題もあるかと思ふます。先ほどお答えの中で申し上げましたとおり、メジャーへの依存率というものが昨年の末で大体五〇%程度になっておりますし、ことしに入りましてからはもう四〇%台に落ち込んでおりますから、いまだメジャーに依存しておった分をいかにうまくほかの供給先に切りかえていくかということが政策課題になるわけでごさいます。その中で考えられますのは、産油国政府との直接取引あるいは政府間の直接取引というものに加えて、自主開発原油の調達能力を大きくクローズアップしていく。それと、いま御指摘の日本の周辺地域からの開発を促進する、そういうような石油政策ということでごさいます。これは基本的には相当前から考えておったわけでごさいますけれども、どうしてもこの一年ぐらゐの間に、特にこの半年間にメジャーの地位が相当大きく変化いたしましたから、そういった努力の必要性が急速に高まってきたという事も事実でごさいますので、御指摘のとおりそういった線に沿った石油政策の転換といましようか、急転回といましようか、そういったことを急ぐ必要はあるかと思つております。

○岡田(利)委員 いま長官が触れられた自主開発原油、石油公団では八十社を対象にして、成功した企業が国内では六社、海外では十二社、十八社あるわけですね。五十三年の自主開発原油の総量は二億九千五百三十二万キロリットルであらうかと思ふですね。ところが、わが国に輸入され

た量は、これは時間がないから言いますけれども、八千七百万キロリットルではないでしょうか。そうすると、マイナス二億八千三百三十二万キロリットルというものがわが国に入っていないわけですね。一応こういう概数があるわけでありまして、この点はやはりわが国の輸入を高めていくという努力は当然しなければならぬと思ふのです。全体に占める量は、いま大体一〇・七%ぐらゐでしよう。この点については、こういう数字は長官も御存じだと思ふのですが、この点についていかがですか。

○志賀政府委員 お答え申し上げます。わが国の石油開発事業が、海外で開発いたしまして国内に持ち込んでおります原油の量のウェイトは大体一〇%でごさいます。

○岡田(利)委員 いわば石油公団が一生懸命やつて、かつては三〇%、三分の一は自主開発原油でわが国に持ち込むというのが目標で石油開発公団がつくられたわけでありまして、これは海外の石炭、後から質問しますけれども、同じことになるのじゃないかという心配があるわけですね。ですから、改めてこの点を承つておいたわけですね。

次に、去る十日、電気事業審議会で昭和五十五年、五十六年の電力施設計画について一応のまとめをいたしているわけですね。これは当然、今後この内容を審査をして、電源開発調整審議会にそれぞれ諮問になるものと思ふわけですね。

私は、いまエネルギーの節約というのは、電気エネルギーを節約することが一番エネルギーの節約になると思ふますね。熱効率からいって三六・七%でごさいますから、極端に言えば、電気を一節約すれば油を三節約することになる。そういう面で、また電力の使っている燃料の内容を検討しますと、ほとんど九電力が独占している燃料というのがあるわけですね。もちろん原子力とかLNGはそうでしょう。それ以外でも、原油の生だきというのは独占しているわけですね。それからLPGもあるわけですね。ナフサもあるわけですね。それ以外の電力というのはごくわずかです。一、

二ありますけれども、この五つが電力で電力エネルギーとして独占しているものである、こう言っているわけですね。しかも最も良質なものである。そして五十五年の計画を見ても五十六年の計画を見ても、さらに原油もしくは重油の火力発電所の設置を行いたい、今日の国際感覚から言うと、こういう考え方というものは、かつては国家である、いまや公共事業に名をかりて電力は国家である、そういう発想と思想というものを実は私は感ぜざるを得ないわけですね。

そういう面から言つて、一体今日の国際的なエネルギーに関する動向や、近く開かれるIEAの閣僚理事会やあるいはまたベネチアのサミット、ある程度厳しくなる方向だと私は思ふんですね。厳しく受けとめなければならぬと思ふのです。こういう計画が一方でつくられていくわけですね。こういう背景で、大臣は国際会議に臨んで一休何を発言しようとするのだろうか、私は非常に疑問に思ふわけですね。この点について通産大臣の見解を伺いたいと思ふます。

○佐々木国務大臣 火力発電のもとになりますエネルギー源をどうするかという問題でごさいます。できるだけのいまのお話のような原油の生だきあるいはその他の油関係の燃料から、石炭、原子力、LPG等に切りかえたいという願望は私も当然のこととして持たなければなりませんし、そういうように指導はしておりますけれども、急にこれを切りかえるということができるといふと、なかなかそういうわけにまいりません。御承知のように、一つの立地地点を決めるに際しましても、長い間かかって住民の間で話を決める過程におきまして、従来の油であればある程度納得がいけるけれども、石炭とか原子力ということになりますとどうしてもそうはいかない。といって供給責任を持つてくる電力会社でございまして、事実と違つても従来の燃料に依存して住民との間で話を一つつけようという傾向があることもやむを得ない一つの現象かと思ふます。さればといって、お話しのように、国際的には既存の火力発電すら

石炭等に切りかえて油を使わないようにしろという傾向にいまなりつつあるわけでごさいますので、その切りかえをどういうふうにするか、スムーズに、しかもなるべく早くやつていくのか。混乱なしにやつていくことは大変むずかしい問題でごさいますけれども、一つは一番大きなテーマとしてこれから取り組んでまいりたいと思ふます。

○岡田(利)委員 通産省は、たとえば重油の粘度のJIS規格を変えて、中間三品を百万キロよけいとするということをやっておるわけですね。今度は灯油の得率を高めるためにはどうするかということ、この点についてもJIS規格についての検討が行われていることも事実でしょう。そういう涙ぐましい努力をしておるわけですね。そして、一方においては原油の生だきが平気で行われている。電力の場合には大変な量でしよう。重油にそんなに差はないわけですね。私は、これは政策としておかしいと思ふわけですね。いま電力会社の場合には大体七十万から百万キロワットの単位で、それが二基とか三基とか基地に建設をされるわけですね。いまのわが国のテクノロジーからいって、どんな燃料をたいてもこれに対する公害対策はとれると思ふのです。サルファについてもNOxについてもあるいはばいじんについてもできると思ふのです。だから、本来であれば電力会社は一番質の悪いエネルギーをたく、そしてクリーンなエネルギーはできるだけ地方に回す、そういうふうに考え方を根本的に切りかえなければだめです。やはりまともな公害対策をやった方がいいわけですね。これから石炭と油のファイブティール・ファイブティールのCOMという燃料が出てくるわけですね。これは重油専焼の火力でたけるわけですから、そういう一つの方針、基本というものをきちっと立てないと、公害に名をかりてクリーンなものばかりを、しかも大企業ですから価格についても有利なわけですね。そういう方向というのは基本的に転換されるべきだ、変えなければならぬと思ふのですが、いかがですか。

○森山(信)政府委員 全く御指摘のとおりでごさ

いまして、私どもが基本的なフレームワークとして考えておりますのは、現在でございます石油火力の率が大体五七%、電力会社がたいておりますうちの石油依存度が五七%でございますが、これを昭和六十年に四〇%にしたい、六十五年には二〇%にしたい、七十年には一〇%という基本的なフレームワークを描いておるわけでございまして、これはまさに岡田先生の御指摘と一致するのではないかとおもうわけでございます。

それから、いまお話のございました原油の生だきの問題につきましては、これはやはり環境規制の問題もございまして、低硫黄の原油をたくさんやり方をとつてまいつたわけでございますけれども、これをいつまでも野放しにしておくと問題があるかということもございまして、五十四年度は実数で申しますと千九百九十九万キロリットル程度でございましたのを、五十五年度の供給計画では千七百七十九万キロリットルに引き下げをいたしております、だんだんそういう方向に持っていくたいというふうに基本的に考えておる次第でございます。

○岡田(利)委員 エネルギ―対策推進の財源についてこの機会に伺っておきたいと思うわけであります。一つは、エネルギ―関係に対する賦課財源の種類はどのくらいありますか、その総額は幾らでしようか、そしてそのうちエネルギ―対策に使われておる財源はどのくらいでしようかという問題であります。

もう一つは、一般会計と特会の関係があるわけですが、一般会計としては、サンシャイン計画の推進について七十一億円強、水力、地熱、新燃料油等の開発利用として四千五百万円、一方太陽光発電システムの実用化研究開発、これは電源勘定に組み入れているわけであります。

そして地方の関係においては、今年度、中小水力簡素化等信頼性実証等の委託費一億一千六百万円を要求したのですが、これはゼロ査定なのであります。ローカルエネルギ―開発利用調査補助金四億七千万円に対して一億八千万円に査定されて

いるわけですね。いわば今年度のエネルギ―関係の予算はハード最優先という予算の内容であつて、特にこのエネルギ―政策の転換期に当たつて、もうすでにローカルの関係はそれと具体的な例が出てきておるわけですね。これは私も手元に資料を持っておりますけれども、時間がありませんから省略しますが、私は、そういう査定は一体どういう認識で行われているのかという点について疑問を感じるわけですね。したがつて、前段の関係は通産省でも結構です、大蔵省からもおいでだと思ひますから、こういう点について一体どういう認識と判断を持たれておるのか、承つておきたいと思ひます。

○角谷説明員 お答え申し上げます。

まずエネルギ―関係の諸税でございますけれども、石油、電気、ガス等、エネルギ―を課税対象といたします税目というのは、国税、地方税を合せて申しますと約十税目ございまして、個別に申し上げますと、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、軽油引取税、石油税、航空機燃料税、原油油関税、電源開発促進税、電気税、ガス税、以上十品目でございますが、この総額は五十五年度の予算におきましては三兆三千二百七十八億というところになっております。このうち国の取り分になりますのが二兆三千四百八十八億、地方分が一兆二百三十億というところになっております。それからエネルギ―対策関係予算でございますが、これは私ども大蔵省が整理しておりますところでは、一般会計、特別会計を通じて五十五年度七千四百七億というところになっております。

第二のお尋ねでございますけれども、代替エネルギ―対策の中で、一般会計にあるものと特別会計にあるものとの仕分けの考え方でございますけれども、私も私どもといたしましては、計画的かつ実効的な推進を図ることが必要な石油代替エネルギ―の開発導入にかかる対策経費でございますので、なおかつその対策を受益者負担によつて特定の者に求めることが適切なものは特別会計に計上するということにいたしております。なお、技術

開発プロジェクトにつきましては、プロジェクトの段階とかあるいは性格から見まして、実用段階に近くて、いわば受益者負担になじむものは特別会計でございますが、基礎的研究段階にありまして、実用化までに相当の長期間を要するもの等につきましては、具体的に負担を求めるべき受益者が特定できないといった問題がございしますので、こういったものにつきましては一般会計の支出対象といたしておるわけでございます。

三番目の、大蔵省の方は査定がわりあいハードエネルギ―には甘いといひますか、ソフトエネルギ―には厳しいじゃないかというふうなお尋ねでございますけれども、私も一般に石油代替エネルギ―対策の予算をつくり出すときには通産省とも十分御相談申し上げながらやっておりますわけでございます。いろいろなエネルギ―がございまして、そういったものにつきまして、開発利用に關しまつたところの技術の水準とか今後の見込みはどうかとか、あるいは実用化に供されます時期の目途はどうか、あるいは石油に代替する効果の大きさでございまして、あるいは経済性の評価、投資に對します費用対効果比といひますか、そういったもの等を勘案しながら、中長期的なエネルギ―対策の中で取り上げるべき施策の優先順位というものを考えていかなければいけないというふうに考えておるわけでございます。そういった意味で、限られた財源の効率的、重点的配分という観点から、技術面でも目途が得られておる当面の石油代替効果がきわめて大きいといったものにつきましては、その実用化のための施策を推進するということにいたしております。一方、今後の技術開発の動向等によりまして、当面はなお基礎的研究段階でないかといったものにつきましては長期的にじみちに研究開発を進める、こういう考え方であつた財源の効率的かつ重点的な配分を圖つたわけでございます。

そういった面から見ますと、いわゆるソフトエネルギ―といひますか、そういった問題につきましては、将来においてはエネルギ―供給の有力な

手がかりとなり得るポテンシャルは十分あると思ひますけれども、現段階におきましては、その経済性とかあるいは実用化につきましては、なお今後の研究開発の推進にまつべき点がかなり多いのではないだろうかというふうにお考えおるわけでございます。そういった意味では予算の中で相対的に、金目からいいますと、どつちかといひますと当面のエネルギ―の供給の谷間といひますか、当面の石油の供給からいひまして、そのエネルギ―の谷間を埋めるためのものといひましては原子力とか石炭とかLNGとか、そういったものに重点を置かざるを得なかつたということでございます。そういった意味では予算の金額面から見ますと原子力と石炭、LNGというものが多くなつておるのを見えますけれども、ただ、伸び率で見ますとそういうわけではございませんで、先生御承知のことと思ひますけれども、地熱につきましては三十一億から百三十二億ということとで四・三倍に予算をふやしております。太陽につきましては三十八億から百四十九億、これは四倍でございます。水力発電につきましては一億円弱を二十三億というところで三十四倍、これは一般会計、特別会計合せてでございますが、それぞれソフトエネルギ―につきましても伸び率等におきまして相当配慮を払つておるということは御理解いただきたいと思います。

○岡田(利)委員 午前中、時間ですからこれで終わりますけれども、いまいろいろ説明がありましたが、私どもは考え方の問題だと思ひます。あなたが言われるようにハードからソフトに転換をしていく移行期にあるわけですから、私はいまのおっしゃることはよくわかるわけですね。だがしかし、ソフトエネルギ―の場合はこれを積極的に進めるといふ意味合いをもう少し大きく考えなければならぬのです。通産省が幾ら省エネルギ―と言ふよりも、それぞれの地方、自治体でソフトエネルギ―の問題についてどんなふうな熱心に対応するということが住民に対するきわめて大きなPR効果を生むでしょうし、エネルギ―に對

しては、将来においてはエネルギ―供給の有力な

する認識をそれぞれの地域で住民が集中して考えるようになる、そういう点を大きく考えなければいかぬじゃないか。そういう意味で先ほど指摘したように、たとえば中小の水力発電所、これをできるだけ簡易にできないものか。こういうものはすぐからなければならぬ問題でしょう。あるいはまたローカルエネルギーの場合でも余りにも要求と査定では違い過ぎる。伸び率の問題でなくして要するに価値観の問題ではないか、こう私は思うわけでありまして。したがってそれぞれの地方、北海道あるいは秋田、宮城、山梨とか島根、大分、鹿児島、いま先進的な取り組みをしているわけですから、そして農業利用についても一つの成果を上げて、あるいはまた太陽熱やバイオマスについてもウエートは小さくてもそれぞれ芽が吹出しているのではないかと。それを大事に誘導して育てるといふ観点が必要ではないか。あるいはまた東京のごみの発電だつて、全国では二十五カ所で七万キロワットでしよう、東京では一万二千キロワット。資源のリサイクルの問題、こういう問題なんかはすぐできることなわけですよ。そしてトータルをしてわが国のエネルギーの安定確保を図っていくという、いわばエネルギー政策の転換期にふさわしい政策視点というものがなければならぬという点を訴えたいわけですね。そういう点で、来年度の予算編成もあるわけでしょうけれども、いまウエートが小さいと言ふんじやなくして、エネルギー政策を進めるに当たつての効果とか意義とか、そういうものについてハードばかり考えないでもう少し大事に考えてほしい、こう思うのですが、通産大臣、いかがでしょうか。

○佐々木国務大臣 私も同感でございます。なほ優先順位あるいは資金効率等いろいろ考える必要があることはわかりますけれども、しかし日本の置かれた現状、エネルギーの現状から考えますとやはり好みをしていくというふうな余裕がないわけでございます。特に長い将来を考えますと、代替可能なと申しますか、消耗しないエネルギーを、資源には恵まれている日本でございますから、ホワイトエネルギーと言つては少し内容がばりやりしておりますけれども、そういうエネルギーもあわせて今後力を注いでいくのが当然じやなかるかと思つております。

○岡田(利)委員 午後一時から再開することし、暫時休憩いたします。

午後一時から再開

午後一時一分開議

○塩川委員長 休憩前に引き続き連合審査会を開きます。

質疑を続行いたします。岡田利春君。

○岡田(利)委員 本法の中に新エネルギー開発機構が設けられることになっておるわけですが、これは従来の石炭鉱業合理化事業団を包括するといふ体制の中にこの機構が設けられるわけですね。この新エネルギー開発機構の特殊法人の地位はどういう地位なのか。大体公社、公団、特殊法人はABCDEとランクがありますね。この特殊法人である新エネルギー開発機構の地位について、まず初めにお尋ねしたいと思つております。

○森山(信)政府委員 まず法的な性格でございますけれども、これはいま御審議いただいております法案によつて設立される法人でございますから、いわゆる特殊法人ということになるかと思つております。そこで、いま御指摘の、俗によく言われますランクづけということになりますと大変むづかしい問題がございますけれども、一応政府原案の段階におきましては、石炭鉱業合理化事業団と同じ扱いをするというおおよその取り決めができております。

○岡田(利)委員 石炭合理化事業団には理事長も副理事長もおりますし、役員の体制も新機構と全く同数ですね。したがって、地位についても同じだとすれば、この提案の趣旨の説明では理事長は民間人というか、有能な、ウエートの高い人を選任したい、こう言われておるわけですね。これは

失礼な話ですが、いまの石炭合理化事業団の理事長の年間の報酬は大体一千六百万程度じゃないかと思うのです。公団などに比べるときわめて低い地位にあるわけですね。こういう地位の新機構をつくつて、そういう描いている人材というものが一体配置できるのかどうか、そしてまた、石炭合理化事業団といふものを包括しながら役員数は全く同数であるということになりますと、この新機構の目指すものと機構そのものの地位と体制について疑問を持たざるを得ないわけですね。この点どういう経過なんですか。そういう自信がありますか。たとえば理事長などについて、エネ庁が言つておるような人材を、そういう理事長の地位、年俸の水準で求めることができますか。

○森山(信)政府委員 報酬面で申し上げますと、いま岡田先生御指摘のようなところでございます。この中で、絶対額からいって多いのか少ないのかという別の議論があるかと思つておるわけですが、恐らく岡田先生は、一流のエネルギーの練達之士はともその給与では来られないのじゃないかという御判断にお立ちになつておるのではないかと思つておるわけですが、私も率直に言つてそういう感じがしないわけでもないわけでございます。

一方、新エネルギー開発機構というものは、私も代替エネルギーの開発あるいはエネルギー構造の変革ということを目指して新たに打ち出したいということでありまして、そこにひとつの従来と変わった価値観を見出していききたいという念願を持つておるわけでございますから、大変むづかしい期待かもしれないけれども、報酬にこだわらずに情熱を持つてそういう仕事に取り組んでくださる方がいらつしやるのではないかとこの期待を持つておるわけで、そういう精神でいま鋭意人選を進めておる段階でございます。ただ、人選を進めておると言ひましても、まだ御審議の段階でございますから、これは法案の行方を見定めて人選を進めていくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

が、お伺いしたいと思つております。

いまの質問のやりとりでも大体おわかりになつたと思うのですが、政府が一つの機構をつくる以上は、それにふさわしい人事配置や体制ができるようにすることがきわめて望ましいし、常識的だろうと私は思うのです。そしてまた、過去の経緯から言つても、いままでの合理化事業団を吸収するという場合に、たとえば産地振興事業団が地域振興整備公団に統合された場合には、副理事長というのは、この場合には副総裁ですけども、二名置いているわけですね。そういう性格のものとの今回の開発機構とを比較すると、行管は、行政簡素化の波の中で、だめだからだめだといふようなごり押しの態度に終始してゐるのではないかと。一方、通産省はどうしてもこれはやらなければならぬといふことですね。この機構の創立といふことについてともかくも熱心に、最終的にはとにかくできることに意義を感じるという妥協の産物ではないかと思つておるわけですね。この点は私は非常に遺憾だと思つておる。一体どういう判断で、機構に対するどういふ評価でこれは決められたのか、行管の態度についてお聞きしたいと思つておる。

○鈴木説明員 新機構をつくるに当たりまして、それとあわせて石炭鉱業合理化事業団を廃止することとしたしまして、その業務は新機構に引き継ぐということになつたわけでございますが、御指摘の役員の数の問題につきましては、これは五十五年度の行政改革におきまして、特殊法人全般にわたつて役員の縮減を図るということでございます。この新機構の発足に当たりまして、行政改革の本旨あるいは機構膨張の抑制、そういう見地から、石炭鉱業合理化事業団の役員数を上回らないようにするというのが政府の中において最終的に合意された内容でございます。そういう観点から、今後とも機構の簡素合理化というふうな考えを推進していただけたらと思つておるわけでございます。

○岡田(利)委員 もうすでにある程度任務の終

わった公団、たとえば住宅公団と宅地開発公団、こういうことはすでに議題にも上っているわけですね。私から言わせると、そういう意味で新しい機構を承認するからには、それにふさわしい人事体制がとれるようにしなければならぬし、同時にまた、その持つ性格あるいはまた今日の情勢下におけるこういう機構を設立する意義、こういう点を考えていく場合に、いま答弁のあったような内容では私は納得できないわけですよ。やるべきことはあるでしょう。しかし、必要なところには必要な措置をするというのは当然ではないでしょうか。そういう意味で、私は新機構の地位についても納得できないし、私は新機構を評価する場合に少なくとも公団に準ずる地位にあつてしかるべきではないかと思う。同時にまた、石炭合理化事業団を吸収合併しただけではなくて、通産省は別に行政簡素化で中小企業関係の点についても協力しているわけでありまして、余り無理押しをするというところは、結局仏をつくって魂を入れずということになるのではないかと思うのです。したがって、あなたにいまここで質問してもこれ以上の答弁は出ないだろうと思えますけれども、どうも納得できないのです。副理事長が一名なんということも納得できないですね。これは、やはり先ほどから私が議論しているように、もう少しそういう意味で今日の政策、わが国の政治の課題として、いまインフレとエネルギー問題というのは八〇年代の最大の政治課題でしょう。そう思いませんか。そう思うのであればやはりそれにふさわしい位置づけをすべきじゃないですか。わが国の八〇年代の政治課題として私が言うのは間違っていますか、いかがですか。

○鈴木説明員 確かにエネルギー問題が目下政府における最重要課題であるということは私も十分理解しておるつもりでございます。ただ、また一方、行政改革の強力な推進というのがこれまた政府の最大の課題として、昨春秋以来推進してまいったわけでございます。両方の要請をどうやって合わせていくか、これが重要な問題として

いろいろな議論されてきたわけでございますが、その両者の要請に対応するものとして現在御提案しているような形になったということでございます。その辺よろしくお含みおきいただきたいと思います。

○岡田(利)委員 私は、これだけでもこの法案に反対したい気持ちなんです。こういう答弁を聞いていたときこの法案には賛成できないという気分にはなっているわけです。

残念ながら時間がありませんから先に進みたい、こう思います。今回の新機構は、石炭合理化事業団の仕事を受け継ぐわけですが、特に海外炭の開発、石炭資源の確保という問題に力点が相当置かれておるわけでありまして、すでに法改正は昭和五十二年に合理化事業団の業務として追加されておるわけですから、これまでの実績があると思うわけですが、一体これまでの実績はどういうプロジェクトがあるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

これは五十二年度から実施されて、五十四年度までの実績を見ますと、海外炭開発調査補助金、これが十五件ございまして、それから海外炭の探鉱融資案件は九件ございまして、債務保証は、開発がスタートしておりませんので一件もないというのが実情でございます。

○岡田(利)委員 この目指すものは、たとえばすでに創立されたGG、DDの関係ではこの自主開発は五割を目標にする、こうも言われているわけですが、政府は一体この海外炭の開発について、自主開発の目標をどこに置いているのか。この点第一点承りたい。同時に、今日特に重点はオーストラリアであることは間違いないわけですが、しかし、自主開発ということでは、やはり資本参加、すなわちエクイティーの関係について一つの判断基準になるのではないかと私は思うのです。たとえば太平洋の進めているパードロック、相手の公的な法人であるECと太平洋が五十一対四十九、こういうエクイティーになっているわけですが、電

発が先般マウントアーサーの炭鉱では一五%のエクイティーですか、カナダも大体そうですね。ずっとおしなべてプロジェクトを見ると、一五%程度というのが常識化されつつあるのですね。ですから、オーストラリアの石炭資源の開発のためにつくる会社のわが国の企業が持つエクイティーというものは、大体一五%ぐらいに抑え込まれるのではないかと、これは無理ではないかという感じがします。五十一対四十九というような関係は生まれないと私は思うのです。そうすると、エクイティーと自主開発という関係ではどう見るのか。

あるいはまたここに今度は融資をし、保証をするわけですが、そうすると、エクイティーの関係で開発資金をその歩合で見ると、あるいはたとえば三百万トンなら三百万トンの山でわが国には二百万トンなら二百万トン導入するという、いわゆる長期協定に基づく石炭の導入で開発の融資保証というものをやるのか。非常にこの点は、当初石油公団の出現とは情勢が違ふと思うのです、すでにそういう傾向が出てくるわけですから、そういう点はどうか判断されていきますか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。まずエクイティーと引取量の関係でございますが、これは大体当事者間の話で決まっております。エクイティーの取得は大体最高で四九%がいままでの例でございます。先生御指摘のとおり実際は二〇とか一五に相なっているわけでございます。しかしながら、輸出商品でございますので、受け入れ側が日本ということでございます。したがって、エクイティーを超える分の引き取りを要請してきているというのが実情でございます。

それから第二点の供給源の分散の点でございますが、これは当面いろいろな意味で優位である豪州を中心と考えざるを得ないかと考えています。今後中国それからカナダ、それから南ア等を考えて分散政策をしているということが一つございます。それから第三点の開発輸入量の問題でございます。これはいま業界内で議論を詰めている段階で

ございますが、少なくとも五〇%は超えたいという方向で検討が行われているということがござい

ます。それから開発資金の保証の問題でございますが、これは民間資金を活用するというところでスタートしております。今年度、五十五年度について見ますと、現在予定されているプロジェクトが全部スタートしても十分なだけの基金を用意しているということでございます。

○岡田(利)委員 そうすると、いまの石炭部長の答弁を要約すると、わが国の企業の資本参加の率、これに余りこだわることではなくして、要するにその開発されたプロジェクトから一幾幾らの石炭が長期協定によって安定的にわが国に入ってくるか、資本参加しているのですから、自主開発であり、そのことでそういう参加している企業から輸入する石炭は五割を目標にしている、こういう理解でいいのですか。

○高瀬政府委員 若干補足的に御説明させていただきます。鉄鋼用の原料炭についてはすでにこういうシステムでスタートしております。現在自主開発量は全量の約三〇%になっていると思えます。しかし、そのシステムを念頭に置きますと、エクイティーを超える量で、引取量で五〇%を超えたいということでございます。

○岡田(利)委員 そうすると、エクイティーは一五%だけれども、たとえば極端に言えば七〇%の石炭を日本に供給する、こういう長期協定が結ばれるということになれば、当然資金的にもそういう七割は要求されると思うのです。そういう点については、そういう七割なら七割に対して保証とかこういう措置をとる、こう理解していいですか。

○高瀬政府委員 日本側で負担するのはエクイティー分だけというふうに了解しております。

○岡田(利)委員 そうしますと、今日の豪州の情勢から言うと、日本の企業の資本参加は大体一五%から二〇%程度に抑えたい。それは恐らくそうなっていくだろうと私は思うのです。豪州の

情勢は。ところが、石炭はできるだけわが国の企業の資本参加のところで過半数以上を入れたい。となつてくると、石炭を売る以上は、やはり向こうで開発に対する資金の供給についても強い要求があるだろうと思うのです。開発資金の分担についても当然そういう問題が出てくると思うのです。だから、いまの部長の答弁では余りに機械的に過ぎるのじゃないか。やはり長期協定に基づいてわが国の企業が資本参加した炭鉱から供給される石炭の量、このことを問題にしないと成果が上がっていかないのではないか、こう思うのです、いかがですか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

具体的に進めている例で御説明した方がはつきりするかと思いますが、それは資金を前倒しに差し上げるということに相なつていまして、たとえば、考えると、炭代前受金のような形で向こう側の資金を当面めんどろを見てやるとか、いろいろな機構なり知恵を使うことによってその資金はめんどろを見るのではないかと、いふふうに見えております。

○岡田(利)委員 この問題だけやっていると、時間がありますから、この点はもう少し別途詰めて議論したいということを申し添えて次に移りたいと思うのですが、いま答弁されたように、豪州、そしてまた分散化を図れば北米そして中国、ソ連も若干入るのでしょうか。そういう関係で見ますと、昭和六十五年年度には五千三百五十万トン、そして七十年年度には八千五十万トンの石炭を輸入するということですから、わが国の国内政策の経験から考えても、いわば石炭の資源を安定的に、効率的に確保する、こういう意味では新たな海外市場を含めたコルチェンといいますが、そういうシステムを完成していかなければならない、こう思うのです。そうしますと当然産炭国における輸送の問題、鉄道、港湾等の問題、インフラに対する協力の問題が出るでしょう。あるいはまた資源をたいて石炭を運搬するという、新たなエネルギー時代を迎えて石炭汽船による、いわゆる専用

船の建造という問題も当然出るでしょう。同時に受け入れ側としては大規模のコルセンターというものをつくらなければならぬ。こういうコルチェンシステムというものを初めから描いていかなければならぬのではないかと私は思うのです。そういう点について一体どういう考えを持つていかうかという第一点。

同時にまた、そういう大規模のコルセンターをつくるにすれば、私の判断では最低七百万トンから一千万トンのキャパシティを持つコルセンターを、少なくともわが日本列島に南北二カ所は構築しなければならぬでしょう。これも緊急な課題性を持つていこうと思うのです。ところがこのコルセンターに対して新機構は出資するという機能を持つていないわけでありまして、ところが、もしこれを民間に任せるとすれば、電力とか大きな産業がこのコルセンターを支配することになると思うのです。しかしこれから流動床のボイラーの小型がずんずん開発されてくると、それぞれの小さい企業においても石炭を必要とする。これに適正に配分をしなければならぬという問題もあるでしょう。かつて石油開発公社は出資機能を持つていなかったわけですが、今日備蓄などの問題で出資機能を持つています。七百万トンから一千万トンのコルセンターということは、そういう意味である一定の備蓄性を持つていこうことは否めない事実だろうと思うのです。したがって、官民が第三セクター方式でそういういま述べた点に対応でき得る体制をつくるためには、私は過半数とは言わないのですけれども、ある程度出資を当然必要とするそういうコルセンターでなければならぬというところが常識ではないか、こう思うのでありますけれども、これらについての考え方を聞きたいと思ひます。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

第一点のコルチェンの話でございますが、先生御指摘のように供給ソースの確保というのが第一点、第二点が産炭国のインフラ整備。それから船舶の建造、輸送手段の確保という問題。その

中に日本側の受け入れ基地としてのコルセンターというものが一連のシステムとして考えられなければいけないということでありまして、そういう考え方に基きましていま各種の政策手段を用意しておるというのが実情でございます。

それから、供給ソースの確保、産炭地のインフラにつきましては、新しくできます新機構からの補助金なり融資なり保証なりで、これは対応できるのではないかと、いふことでございます。

それから、船舶につきましては、いま運輸省さんと話し合つておるわけでございますが、計画造に乗り込まないだろうかということでも検討を開始しているということでございます。

最後のコルセンターの問題につきましては、五十五年度から開港によりまして低利融資制度がすでに創設されて、これで進めていきたいというように考えております。現在コルセンターにつきましましては北海道、九州、この双方に一個ずつ考えておりました、いずれも基本設計を実施しているという段階でございます。実施主体のあり方についてはその検討の中で決めていきたいというふうには考えておりますが、先生御指摘の点につきましては、当面現在の制度の運用で過なくできるんではないかというふうに考えておるわけでございます。

○岡田(利)委員 今年度予算の響灘のコルセンターというのはいまキャパシティが二百から二百五十万トンでしよう。宇部興産の、今度外国から石炭を入れてつくる貯炭場が二百万トンですから、いわば一工場のキャパシティと同じなんです。だからこれはミニコルセンター、当面必要だからつくるというんであつて、七百万トンから一千万トンのコルセンターをつくるということになればやはり私の主張が正しいと思うのです。いまは来年、ここの問題でないから今後考へるというんならそれで結構でありますけれども、この点は、いままでの石油開発公社から石油公社に移行した機能の付与の歴史性からいって、新機構にこういう出資の機能を持たせるべき

だ、こう思うのであります。この点特に財務当局で何か問題があるのか、大蔵省の見解をお聞きしたい。

同時に、すでに豪州ではわが国にも石炭だきの石炭専用運搬船の発注が行われている。いままでは原料炭ですからバンカーの石炭がなかったけれども、今度は、一船炭の場合には石炭から石炭のあるところに船が専用のに往復するのでありますから、高い油をたくさんという時代は過ぎたと思うのです。そういう計算も国際的にはもうすでに成り立っているわけです。ライフを大体十五年にしてオイルと石炭を比べていくと五年でクロスする、十年間では燃料費だけはむしろ経済的である、こういう数字をはじいてオーストラリアです。すでに石炭汽船の専用船に踏み切つたということもあるわけですね。運輸省はどこまでこの点考えられておるか承つておきたいと思ひます。

○角谷説明員 一般論でございますけれども、限られた財源の中でエネルギー対策を進めていくためには、設備投資に充てられます資金のように金融機能の活用で目的を達成することが可能なものにつきます。極力その方向で対処してはいかぬかというふうに考えているわけでございます。また、新エネルギー総合開発機構でございますけれども、その機能も極力簡素であるいは効率的に行うということももちろんでございますけれども、同時に他の既存の機関との機能の重複を避けるということにも配慮して設立された、こういう問題があるわけでございます。いま先生御指摘の石炭の陸揚げ、貯蔵あるいは配送のためのコルセンターでございますけれども、これにつきましても一般的には商業ベースでの流通施設でございます。その建設資金は金融ベースで調達されることが適当だ、こういう観点だと思ひます。ただ、当面は、コルセンターにつきましては試行的な問題もございまして、金利コストについては何らかの配慮が必要だという面も否定できませんので、五十五年度予算では石炭から開港に対して無利子融資を行う、開港は運用部資金とこの無利子資金と

を合わせましてかなり低利の資金で融資を行うという助成措置をとったわけでございます。そういったことで、財政当局といたしましてはこのような助成措置で十分目的を達成できるんではないだろうかというように考えているわけでございます。

なお、石油公団につきまして御指摘がございました。確かに石油公団につきましては共同備蓄会社に対しまして出資を行っております。ただこれは、先生御承知のように、石油備蓄法によりまして石油につきましましては通常の商業ベースをかなり上回る備蓄を義務づけているということを考慮したものでございまして、商業ベースでのランニングストックとしての基地機能を持つコールセンタ―、あるいは先生のお考えになつてゐるのはそれよりもっと大きなことを考えておられるのかも知れませんが、一般的にはそういう商業的なランニングストック基地としてのコールセンタ―につきましては、石油備蓄と同様な議論をすることは出来ないかというふうに財政当局としては考えているわけでございます。

○岡田(利)委員 運輸省、来ておりますか。

○茂木説明員 お答え申します。

オーストラリア船主が石炭だき船を計画している事実につきましてわれわれが聞いている範囲でございまして、オーストラリアの北東沿岸のボーキサイト運搬のために使用する国内用のボーキサイト運搬船の計画と、それからオーストラリアと韓国間の石炭輸送に従事する大型の石炭輸送船についての計画があるということを聞いております。

○岡田(利)委員 前者の問題については、そうあらねばならないというのが、石炭多消費型の企業支配に任せるといふことで果たして大規模のコールセンタ―はいいのか。予算から言えばわずかですよ。ある程度参加することによつて公的なそういう配分の発言権というんですか、そういうものを持つ、こういう意味ですから、これからの問題ですから研究してもらいたいと思うのです。

いま運輸省の方の答弁を聞いておりますとあれなんです、これはもう緊急課題ですよ。すでに電発は油の専用船を二杯つくつてゐるんです。だから運輸省の場合でも、いま省エネルギーの時代だと石油代替だと騒いでゐるときに、船舶の方はおくれているというところじゃだめだと思つてゐる。もうそういうのが常識の時代に入つてきてゐるのではないかと、こう思ふのです。そういう意味で時間がありませんか、この点は早急に検討を進めて、そういう体制をぜひつくつてほしいというのを強くこの機会に要望いたしておきたいと思ひます。

同時に、わが国の輸入している弱粘及び一般炭はI・Q品目であるわけです。ところが自主開発あるいは協力開発をしますと、全部長期協定なわけですね。十年とか十五年の長期協定になるわけですね。長期協定を結んだら契約は履行しなければならぬわけですが、国内炭は非常にウエートがいま小さいわけですが、昨年は三百六十万トンの貯炭になつてしまつた。今日でも貯炭は依然としてあるわけですが、見通しは今日では明るいのでありますけれども、そういう外的な要因によつて国内炭は従前の立場で、何かクックスヨンの役割りを果たすというのであつては本末転倒だと私は思ふわけであります。

西ドイツの場合には、電力会社と炭鉱の間で長期引き取り協定というものを結んで、しかも経済的な援助を与える、こういう制度になつてゐるのです。わが国ではそういう長期引き取りの義務協定というのはいないわけですね。言葉では国内炭最優先引き取り、常にこう言うのですね。結果的には問題を投げかけてゐるわけですね。今回こういう海外の大々的な石炭開発を進めるに当たつて、少なくとも一手買い取りをするか、でなければ国内炭の二千万トンというものは絶対最優先に引き取るという宣言をすると同時に、裏づけとしてそれそれ引き取りの協定というものを結ばせる、ここまで踏み切らなければ非常に大きな問題を残すと思うのですが、この点はどういう考え

でしょうか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

海外炭の輸入は、先生がいまおっしゃつたように、従来から国内炭を優先的に引き取るという方針で進んでございまして、将来ともこの方針で進みたいという考え方でございまして、具体的に申しますと、これからやります新規需要につきましては、国内炭を一定割合引き取らずという話し合いがもうすでについておまして、たとえばセメントにおきまして約二割程度引き取るという話し合いがついております。この引き取りを前提として海外からの石炭を入れるという進め方になつておまして、一応その体制はでき上がつてゐると考えております。しかしながら、民間同士で長期契約を結ぶということは非常にいいことだと思ひますので、その辺について指導してまいりたいと思ひます。

○岡田(利)委員 私は、いまの部長の答弁だけではちよつと問題が残つておると思ひます。やはり制度的に優先引き取りというものが保障されなければならぬ。後からもこの点まとめて触れたいと思ひます。そう指摘だけをいたしておきたいと思ひます。

そこで、わが国の石炭の現状でありますけれども、なかなか日本の石炭に対する現状認識というものがある一されないわけですね。一体わが国のように新生代第三紀層から高度歴青炭、低度歴青炭を生産している国が世界にありませんか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。現在主要産炭国を見ますと大体古生代というところでございまして、日本は新生代ということでございます。かなり歴史的ギャップがあるかと思ひます。

○岡田(利)委員 地質年代からいへば二、三億年ぐらいの差があるわけですね。このことは、結局わが国の地質条件というのが造山褶曲作用によつて炭化作用が進んで、世界でも冠たる弱粘結の原料炭が出るし、また優秀な一般炭が出るわけなんです。だからこのことの意味は、非常に地層の

条件が軟弱であるとか、炭層に大きく変化があるとか、あるいはまた平方米当たりの炭量がそういう意味では比較的少ないとか、だから坑道の維持が他国に比べて長いとか、こういうハンディキャップを持つてゐるわけです。

では、まあ私企業である西ドイツに比較して聞きしたいと思ふのですが、いまわが国の炭価と西ドイツの炭価はどうでしょうか。

第二には、一人一カ月当たりの能率の比較はどういう比較になつておるでしょうか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

まず炭価でございますが、炭価は炭種によつてなかなか比較が困難でございますが、手元にある資料で御説明いたしますと、西ドイツは原料炭で二万三千九十三円ということになっております。それに対しまして日本の原料炭が一万九千五百五十円でございます。それから一般炭でございますが、西ドイツでは二万四千五百円でございます。日本的一般炭は一万五千八百五十円でございます。それから、先ほど生産性のお話でございますが、これは月でなかなか比較ができませんので、一片当たりで比較させていただきますと、坑内で比較しますと、一九七七年でEC平均で一片一人当たり三千五百四十四キログラムでございます。それに対しまして日本は三千三百二十八キログラムでございます。

○岡田(利)委員 これは結局、わが国の石炭産業はいろいろ言われておりますけれども、非常に条件の悪いところで生きてゐるやうな感じがする。炭価の面についてもいま説明のあつたとおりなわけでありまして、西ドイツの場合には石炭対策の予算としてトン当たりどの程度の連邦及び州政府の資金が出されてゐますか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。国の助成でまゐりますと、連邦政府は二十一億七千万ドイツマルクを出しております。トン当たりで二千六百六十七円出しております。それに対しまして日本は三千二百二十三円ということに

なっております。

○岡田(利)委員 いまの説明の数字と私の数字とは違ふわけですね。それはいつの年代をとって為替レートをとるというぐあいにやっておるの知りませんが、一マツ(百円)で一九七八年ドイツの場合にはトン当たり四千円です。フランスの場合には、一フラン五十円として七千七百円です。日本の場合、一千三百億のうち石炭に前向きに使っているのは四一%ですね。そうでしょう。あとは全部鉱害とか産炭地振興に使う。しかもその中にはなだれ閉山、集中閉山の鋭角的な閉山の分も第二次、第三次肩がわりとして残っているわけですから。こう比較しますと、日本の石炭政策というもの諸外国に比べて特に手厚いというものではないわけですね。だから外国でも、日本はもう少し石炭を使うことを考えたかどうかという非常に鋭い指摘が最近あることもうなずけるわけです。こういう努力をしているわけですね。ですから私はそういう意味で考えますと、いまの部長の数字と私の数字とは違ひますけれども、私の方が恐らく正確でしょう。だからそういう認識をまず私は日本の石炭産業に対してみんなに統一してもらいたいという気持ちで質問したということ、ひとつ御認識願いたいと思うのです。たとえば鉄鋼でいま西ドイツ並みに炭価の格差を補正してくれ、こういう意見がよく出るわけです。その場合には、当然、原料炭に対しては西ドイツでは税金をかけているわけでしょう。それで値差を結局補給しておるわけですね。鉄鋼にもし千円の税金をかけて返せばおつりが来るわけでしょう、全使用量のうちわずかに一、二%より引き取っていないのですから。それでも国内の原料炭は余っているのですから、一三%程度引き取ってこれれば問題は解決する。今年度の予算に二十億組んでおるわけですね。要するにそういう比較をする場合でも、いいところだけ見るのじゃなくして、そういう政策内容を検討していく場合には、いまの原料炭のわずかに百万トンから百万トン引き取ってもらえないという現状を、政府はこれはいくらでも民間ベースだ

といつて黙つていていいのだろうかという疑問が出るわけですね。

だから、この法案を審議するに当たって、これから石炭の復活を図る、再利用するという観点に立つならば、こういう問題をきちんと整備をして、最優先の体制をきちんとすることによって初めてこの法案の示す方向について理解ができると思うのですが、いかがでしょうか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

石炭の引き取り問題は、たしか先生御指摘のように五十三、五十四年とかなり難航いたしました。しかしながら、最近石炭に対する需要期待がかなり高まってきておりまして、最近通産省が中心となりまして需要業界間の引き取りの問題を話を詰めておるわけでございまして、ほぼ中長期的な話し合いがついていっている段階でございます。したがって、それを踏まえた上で具体的な手だてを考えていきたいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 私は、今日石炭の経済性という問題については余りに軽んじられているのではないかと気がするわけです。これも時間がたてないから私から言いますけれども、たとえば揚げ地電力で見ても、もちろん電力会社の使っている油の値段をどう見るかという問題もあるわけですね。一応そういう点は多少問題があるとしても、たとえば六万七千三百六十六円の油を使つておつたとすれば、一般炭の石炭価格が一萬五千四百七十五円だからカロリは二五七七錢ちよつとだ、油の場合には六八八四錢です。デメリット、トン二千八百五十円、したがって、四十七錢五厘という数字が出るわけですね。こうして比較をするとカロリ当たり三三三三錢のプラスになるわけですね。輸入炭の場合にはこれは四四四三錢、こういう数字が出るわけですね。あるいは揚げ地と比較をすると、五十五年、五万九千円の油を使つた、こう仮定をしますと、石炭の場合にはカロリ当たり、デメリットを含めて二八八七錢でありまして、六八二錢に対して三三三三錢という数字が出るわけですね。デメリット、トン当たり二千八

百五十円を引いてもこういう数字になるわけですね。だから、たとえば今度北海道の伊達二号、三十五万キロが三月に動いたのです。十月に苦東の石炭火力、三十五万、同じものが動くわけですね。一年間たいたらどうなるんでしょう。黙つていても燃料費が百億以上違うのじゃないでしょうか。燃料費が五〇%ないし六〇%占めておるとするならば、デメリットを全部引いても一年間運転して百億以上違うのですよ。十年たつたら一千億でしょう。生涯コストで言えば、燃料費だけで二千億でしょう。

私は、そういう点について、石炭のいわゆる経済性についてもやはり正しく掌握をしなければならぬのではないかと。もちろん火力発電所の立地、都市に近いとかいろいろあります。また、そういう点で、いまのエネルギー情勢の中で、わが国がもう少し石炭をたくという点についても、いまの示す方向以上に馬力をかけなければならぬということになるのではないのでしょうか。あるいは外国炭との関係で、石炭で比較しますと、これは経企庁の経済研究所で出しておりますけれども、これも生涯年平均コストで見ると、石炭は十七円六十六錢、これに対して重油は二十二円十三錢です。もちろんこれは全部石炭のデメリットの関係も見えておるわけですね。だから発電の送電端での計算でもこういう数字になるわけですね。

従来の考え方を一回空にしても一回組み直して考える、こういうことが大事ではないかと思うのですが、私がいま示した数字について、御感想を長官から聞きたいと思うのです。

○森山(信)政府委員 代替エネルギーの開発に關しまして、経済性というのはいまは一番大きな問題点ではないかと思うわけですね。従来頭の中で石油にかわる代替エネルギーの開発というものは考えてきたと思うのでございますけれども、現実の問題となつた場合に、そこにやはり経済性の問題が働くというのが一番大きなポイントではないかということございまして、そういう観点に立ちますと、この一年間に急速に原油の値

段が上がってきたということになりまして、いま先生のお示しのような石炭との相対的な値開きという問題、油炭格差が逆転してきたという問題がございまして、そういうことが石炭を含めた代替エネルギーの開発に大きなプレッシャーになっているのではないかと、それを私どもは大変期待をしておりますことございまして、従来頭の中で考えておりましたことが、具体的な進歩といまして進められていく大きな要因になってくるというふうな期待を持っております。

○岡田(利)委員 現在もわが国の石炭産業には大手五社がありますけれども、山元手取りの平均額は一トン当たり一萬三千三百六十四円、これは五十三年度の実績であります。最高と最低ではどうなんでしょう。山元手取りの平均は一萬三千三百六十四円ですが、最低と最高はいかがですか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

最高が一萬六千八百六十七円、最低が一萬一千八十五円、その値差が五千七百八十二円ということになります。

○岡田(利)委員 これだけの値差があるわけですね。それは手取りの低い企業は内容が悪くて、高い企業の内容がいいというものではないでしょうか。手取りとは違ふでしょう。いかがですか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

山元手取りの差がすぐ経常収支につながっているかどうかということでございますが、これはつながっております。山元手取りの低いところが必ずしも条件はよくないということ、生産性が低いとかいろいろなことがございまして、経営収支には山元手取りが大きく影響しますが、一つのファクターにすぎないということでございます。

○岡田(利)委員 そこで、いま五社の中でも悪戦苦闘を続けておるのは北炭の会社ですね。ただ、北炭の場合も何をやっているのだという意見もずいぶん出るのですが、とにかく正しく見てやらなければいかぬと思うのです。

たとえば北炭の關係で、第三次肩がわりまでは、閉山が行われてもこれは肩がわりで消化をされる

わけです。北炭は原料炭主体の炭鉱が多かったわけです。したがってその原料炭重点政策に基づいて原料炭を採掘するために努力をしてきたわけですが、タイミングが、第三次以降に閉山がずれた。そうして六つの炭鉱閉山のうち、第三次層がわり以降四つの炭鉱が閉山しているわけですね。いずれも概して大型の炭鉱です。先般清水沢炭鉱が閉山に決定をいたしておるわけですが、これは制度が違うわけですね。できたときには退職金の充当率でも七割とか高かったわけですが、制度を変えていまいから、いまや半分なんです。だから当然こういうものが残っていくわけですね。いわばそういう一つのファクターを持つておるということについて考えなければいかぬし、もちろん融資の保証等はいたしておられますけれども、世界に類例のない幌内の炭鉱が水没をしたのを再開発をした、これもやはり相当なファクターになるわけですね。もちろん新鉱の開発その他でまごついたことは事実であります。このことは私は否定するものではないわけですね。だが、こういうファクターがあるということだけははっきりしておるのではないのでしょうか。

そうして、いま私は山元平均手取り額をお聞きいたしましたわけでありまして、今日の炭鉱は非常に数が少なくなっていますから、先ほど言った地質的な条件や体質的な条件、いわば七十度の傾斜では機械化できないのです。ピック掘りだけです。中傾斜か緩傾斜でなければ機械化ができないわけですね。悪戦苦闘しておるが、なかなか急傾斜では能率が上がらないというところは否めない事実であります。いわば企業間の格差岩盤というものが今日鮮明に出てきた。石炭産業というものは本来そういうものなんですけれども、案外それが鮮明には出なかった。今日では鮮明に浮かび上がってきたわけですね。これらに対していまのままの政策でいいというはずはないわけですが、いかがですか。

○高瀬政府委員 先生の御指摘のように、現時点では格差はどちらかというと拡大の方向に進んで

いると私たちは認識しております。その原因としては炭鉱の自然条件が大きなファクターで、一つは傾斜がきつという問題、それから深部に行くに従いまして炭層賦存条件にばらつきが出てきたというところでございまして、それが原因で格差が拡大していることはたしかでございまして。しかしながら、この問題は、格差は企業努力によって吸収するというのが原則でございまして、現在の状況を見ますと、拡大傾向にあるということでございまして、今後の検討課題として格差問題につきましては、国内の生産を維持する観点からも、今後慎重に検討していく課題ではないかというふうに感じております。

○岡田(利)委員 従来の原料炭重点政策の新鉱開発は、たとえば有明とか南夕、南大夕張、そして夕張新鉱があるわけですね。しかし、今日エネルギーとして考える場合には一般炭なわけですね。一般炭の新鉱開発ということとは比較的深度が浅いんですよ。たとえばAという地区は三百メートルと六百メートルの間にある。この以上深くならない。下には石炭がないのですから。浅いから坑内条件はいいし、ガスは少ない、労働時間も非常に少ない。そういう点では従来のエネルギー情勢の中における一般炭の新鉱開発と今日の情勢の中における一般炭の開発の条件は変わってきたわけですね。そして、これをずっと計算しますと、従来の原料炭の開発政策、このものを基礎にすれば一般炭の新鉱開発は成り立つというのが私の計算であるわけですね。

いま体制は一千八百万トンでしょう。二千万トン体制ではないわけですね。一千八百万トン体制だと言いつつ、これを二千万トンに持つていくとすれば、どうしてもある程度新鉱開発を進めなければならぬし、その時期に來た、そういう段階に入ってきた。もちろん電源と新鉱開発とをドッキングさせるということも考えなければなりません。そういう配慮をしながら新鉱開発の問題についても手を染める段階に來ているのが私は今日の情勢だろうと思うのです。そういう点

についてはどういふ見解か、承っておきたいと思うのです。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

新鉱につきましては、先生御案内のように五十年、五十二年全国約二十カ所を対象として粗い積算をしたわけでございますが、その後比較的地位と目される二区域が出てまいりまして、それについて五十年以降にいろいろな開発に関する諸問題の調査検討を進めてきたわけですね。

そのやり方といたしましては、各地区ごとに市町村を交えた連絡協議会をつくりましていろいろ議論したわけでございますが、現在時点で判明していることは、まず第一点は、労働力の確保というののがかなり過疎地にあるということでございまして、この点が第一点でございまして、それから、地上権、これは国有地との調整問題が残っております。そのほか漁業権、環境、輸送面等に問題があるというところで、いま直ちにこれが開発できる条件にあるか、またその条件が熟しているというふうには至っていないわけでございます。

いずれにしても新鉱の開発につきましては、いまやっております調査を続けまして、最終結論が出た段階で、先生の御指摘の点も踏まえながら、総合的に判断していきたいと思っております。

○岡田(利)委員 新鉱開発もいままでの常識を変えなければだめですね。炭を洗って石炭を出しているのは日本だけでしょ。みんな切り込みなんです。そうすると、できるだけ洗わないで、公害もないわけでしょう、水も汚さないわけですね。電力とドッキングすればいいわけですね。そういう点で従来の考え方を要するということですね。一回変わらせようということですね。石炭の問題についても私は同じだと思うのです。

そこで、私は通産大臣にいま幾つかずつと質問してまいりましたけれども、たとえば国内炭の優先引き取りの体制にどういふ装置をしなければならぬか、あるいは企業格差の岩盤は拡大していくわけでありまして、これに対して一掃どういふ対応をするのか、また、二千万トン体制を維持

するといふのであれば、新鉱開発についてもどう対応するのか、これらの問題は早急に検討しなければならぬと思うのです。第一次エネルギーシヨックの場合にも政策が諮問されて、第六次答申が出たわけですね。したがって、今回も、法律の期限はもう少して、五十七年三月末までありますけれども、このタイミングで第七次といえますか、新政策を通産大臣は石炭鉱業審議会にできるだけ早い機会に、ごく近い時間の中で諮問されるのが至当であると私は判断するのですが、いかがでしょうか。

○佐々木国務大臣 私も御承知のように戦後石炭問題を大分長い間扱った一人でございますので、当時の情景等を考えまして、相当強力な海外炭と国内炭の統制方式みたいなものを頭に描いておったのですけれども、実際資源エネルギー庁で現在やっております方式をいろいろ聞きただしまして研究してみますと、いまの行き方ではばくやれるのじゃないか。いまの方式というのは、御承知のように国内炭は、各需要者に対して抱き合わせというとおかしいので、極力引き取りを懸念しまして、そして貯炭をなるべくなくする、そういう方式で、一方海外炭には強力な輸入統制をいたしまして、そうして国内炭との調整を輸入統制の面でしていくという方式をとっているわけですね。油の方も御承知のように大変にシャープな値上がりをしていくわけでございますから、自然石炭が相対的に安くなつてきているわけでございますので、そういう関係から貯炭も大分減少しつつある状況でございまして、しばらくの間はいまの方式のままでいってよろしいのじゃないかと私は思います。

それから、海外炭の開発輸入の場合は、これは御承知のとおり、やはり急いで、相当エネルギーシユに日本の技術その他を動員して進めるのは当然のことと思ひまして、この機構の発足する前に進めていく。中国あるいは豪州等から非常に申し込みが多いわけでございますので、そういう点に

関しましてはこちらの方も対処しなければいけませんから、進めることが必要かと存じております。

石炭鉱業審議会を早く開いて、今後の石炭転換に伴う諸問題を至急解決すべきではないかという御主張はごもっともでございますので、御説のよう、できるだけ早く問題を整理いたしまして審議会を開きたいと存じます。

○岡田(利)委員 大臣は近く中国にも行かれるようですけれども、長期的には中国は大きく期待できますけれども、私の見解は、ここ十年ぐらいはそう期待できないと思うのです。やはりインフラの関係とかいろいろ考えると十年後はいいでしょう。しかし、もちろんいまからやらなければならぬから、せつかく今回中国を訪れるわけでありまして、御検討願いたいと思っておりますけれども、いま大臣の言われた最後の問題でありますけれども、新政策の諮問について、これは通産大臣が石炭鉱業審議会に諮問するわけですから、いま言われたように解決しなければならぬ問題があるわけですね。そういう意味ではタイミングとしては少なくとも五月いっぱいには通産大臣が石炭鉱業審議会に諮問すべきだ、諮問されてしかるべきではないか、こう思っているのですが、これを具体的にひとつお聞きしたいと思うのです。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

先ほどから先生御指摘の点が、今後諮問をする場合の一番議論をいただくポイントかと考えております。その辺について現在鋭意データを整理しておる段階でございます。期日につきましては、いまの見通しでは六月の中ごろには諮問できるのではないかと、それを目標していま準備しているというふうな段階でございます。

○岡田(利)委員 事務当局の準備の話なんですけれども、しかしこれは通産大臣が諮問するわけですから、事務局じやありませんから、いかがですか。

○佐々木国務大臣 六月の中ごろというお話でございますけれども、できるだけ早くやるように相談してみます。

○岡田(利)委員 終わります。

○塩川委員 これにて岡田利春君の質疑は終了いたします。

引き続き吉井光昭君の質疑に入ります。吉井光昭君。

○吉井委員 私は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案の諸問題及び中東情勢と「長期エネルギー需給暫定見通し」の計画による代替エネルギーの展望等についてお尋ねをしたいと思っております。

まず、最近の世界情勢の動向ですが、これは景気また政治情勢というものがきわめて不透明、また不安定であります。わが国の石油輸入の大半を占める産油国の一九八〇年代の動向、こうしたものについて政府はどのような見通しを持っておられるのか、まずお尋ねをしたいと思っております。

○森山(信)政府委員 石油の需給関係からお答えを申し上げますが、一九八〇年につきましては、いわゆる自由世界の需給関係は大体バランスがとれるのではないかと。五千百万バレル程度の需要に對しまして五千百万バレル程度の供給能力があるのではないかと。バランスがとれるといいますが、いま申し上げたような数字でございます。まず二十万バレルぐらゐの供給アップということでございまして、大要薄水を踏み思ひのバランスということでございまして、これが五年ぐらゐたちますと一日当たり百二十万バレルぐらゐ足りなくなるのではないかと。予想がございまして、さらに十年後には六百二十万バレルぐらゐ足りなくなるのではないかと。予想がございまして、ここで一つ考えておかなければならぬ要素は、ソ連、東欧圏の動きでございます。御承知のとおり現在ソ連、東欧圏は一部輸出をいたしておりますけれども、一九八五年までのうちに輸入国へ転ずる、輸入圏へ転ずる危険性があるというところがございますから、先ほど申し上げました数字に相当な変化を来す危険性があるというところがございます。一九八〇年代を十年間で展望いたしますと、先行きは需給上

大要問題をやらんだ十年間ではなからうか、こういう考え方を持っております。

○吉井委員 ところで、OPEC諸国は資源の温存、つまりいままでのような石油の増産は抑制する、こういう政策をとっているようにございまして、そのように理解していいかどうか、この点はどうですか。

○森山(信)政府委員 中長期的に見ますと、まさにいま吉井先生が御指摘になったような事態でございまして、先ほど申し上げたような世界の需給の逼迫の傾向もございまして、OPEC諸国等を中心にした産油国でできるだけの資源を長く活用したいという観点から、資源温存政策をとってくるものというふうに見ております。

○吉井委員 次にOPECの原油価格値上げすなわちアラビアンライトですが、この推移をちょっと見てみますと、一九七三年の一月には一バレルが二・五ドル、これが十二月になりまして五ドル、一九七七年には十二ドル、さらに昨年の四月には十四・五ドル、また十一月には二十四ドルとしの一月には二十六ドル、このように一挙に値上げがされておるわけですが、このまま推移をしてまいりますと、一九九〇年ごろには一バレル当たり大体八十ドルとか九十ドル、このような報道もされておるわけですが、代替エネルギーの強力な開発がなければやはり非常に厳しい事態にもなりかねない、このように考えるわけですが、こうした原油価格の推移についてはどのような御見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

○森山(信)政府委員 中長期的に見ますと、先ほど来お答え申し上げましたとおり、大要先行きは需給がタイトになるという関係でございまして、相対的に原油価格が上がるというところは、否めない事実ではなからうかと思っております。しかしながら、従来の原油の価格の決め方が、いわゆる売り手市場でございまして、産油国の政策判断によりまして価格決定が行われるという構造でございました。いま先生御指

摘のように代替エネルギーというものが生まれてくる。従来もそういう考え方はあったわけでございますけれども、産油国の価格決定メカニズムに對して相当な影響力を持つ程度にまで代替エネルギーの開発が進みますと、また違った観点での価格決定が行われるんじゃないかということでございます。これは一にかかつて日本を含みます消費国の代替エネルギーへの取り組み方によって価格構造が変わってくるのではないかと。このように考え方を持っております。

○吉井委員 いまの質問に重複、関連するわけでございますが、OPEC諸国の最近の動向というものを考えてみますと、将来の展望としてわが国の代替エネルギーの開発、発展の推移に即して石油価格をつり上げてくる可能性がある、このように考えられるわけですが、この点はどうか。

○森山(信)政府委員 御指摘のような要素は大変強いというふうに判断いたしております。しかしながら、最近の動きをいたしまして、先般OPECの長期戦略委員会でも討議をされたところでございまして、今後の油の決め方につきましては、消費国側の物価動向あるいは通貨の動き、そういうものとのバランスをとって石油価格を決めたい、こういう考え方も産油国で相当強く出てきておるわけで、従来と少し変わって、先進国のインフレと申しましょうか、物価の動きというものととのバランスで価格を決めていくという考え方もまた一方において強い意見として出てきておるというのが現状でございます。

○吉井委員 こうした中で特にイラン問題について若干お尋ねをしておきたいんですが、現在中東地域のわが国の原油輸入量が全輸入量の七五%、イランはそのうち一%です。五十四年の上期で一千四百八十六万キロリットル輸入しておるわけですが、最近の新聞報道によりますと、イランのバニサドル大統領が、わが国の外交姿勢が今後イランに對して非友好的なものに転換した場合、対日原油供給のストップもありかねない、こういったことを示唆しているわけですが、その

場合カット分をすべて補うことが可能かどうか、またその対応といえますか、この点についてはどのようなお考えですか。

○佐々木国務大臣 先般米国側から申し入れ、希望がございまして、それによりまして、現在米国が最終的に申し立てますか、最終的にどうしておる諸措置並びにいままで日本が対イラン関係でとってきた措置に対して感謝を申し述べ、三番目にはこの一月に国連に経済制裁として持ち出ししました米国家が、御承知のようにソ連の拒否権に遭って通らなかったわけですが、その制裁案をそのまま今度の措置として実施したい、ついではその制裁案に準じて同調した行動を期待したいというのが向こうの主たる内容でございまして、それに加えて政治面といたしましては大使の召還、そしてその後の状況を見た上で国交断絶に踏み切ってもらいたい、こういうのが申し入れの趣旨でございまして、そこで、わが方といたしましては、イランの人質問題は、これはあくまでも国際法上許すべからざる問題であることはもちろんでございますが、国際社会の基本的な秩序というものがあるわけでございまして、一日も早くこの問題を解決するのが一番必要な問題だと考えておりますので、これに最大の努力を払いたいということでヨーロッパの動向等見守っておりますが、先般リスボンでE.C.の外相会議が開かれました、とりあえずテヘランにおける九カ国の大使が、わが国の大使も加えまして十カ国でイランの大統領に申し入れしよう、一体いつどういう方法で人質を解放してくれるかということ、わが方と同調してもらいたいというE.C.側の申し入れがございまして、それに応じましてわが方の和岡大使も一緒に申し立てました向こう側の回答の結果を持しましてきょう和岡大使が日本へ帰ります。ヨーロッパの各大使もそれぞれ本国に召還ということではなしに、事情の報告ということとそれぞれの国へ帰りますので、日本の大使もきょう帰ってまいります。きょう少し遅くなり

ますので、あすの朝詳細に和岡大使に事情を聞いて、その上で今後の対応策を考えようということ、ただいま和岡大使の帰国を待っている状況でございまして、それを待ちまして、いまお話しございました、いままでの経済的な、米国側と歩調をとってまいりました、ヨーロッパ等と歩調をとってまいりましたものに對して、今後どういふように措置をしていくかということ、日本政府として態度を決めてまいりたい、こういうふうにお考えでおります。

○吉井委員 通産省は、最近イランが通告をしてきた一バレル当たり二・五ドルの値上げに關連を以て、イラン原油の取引をしているわが国の石油会社に対して原油高騰を防ぐためにどのような行政指導をしておられるのか、この点はどうですか。

○佐々木国務大臣 今回の値上げの問題は、二月にG.S.P.を引き上げたばかりでございまして、現下の世界の原油の需給状況あるいは他の産油国の公式の販売価格あるいはスポット価格の状況等から見まして、そのまゝ受け取ることは大変問題の多いところだといふふうに実は考えます。もちろん契約を結んで実際の販売をするのは業界でございまして、業界の方も昨年末から御承知のようにな、また先ほど来お話しございましたような大変な原油の相次ぐ値上がりあるいは円安等の状況で、今回の値上げをそのまま受け入れるということに對しては、企業経営の立場から見ても困難な点があるのではないかという感じがいたしますので、慎重な対応を行つておるところでございまして、きょうあたりから向こう側と交渉に入るのじやないかといふふうにお考えでございまして。

○吉井委員 次に、イラン南部のバンダルホメイニ、日本とイラン合併の大規模石油化学コンビナートの工事再開の場合、こうしたイラン情勢に伴つて今後再び工事が中断することは考えられるかどうか、その場合の対策は現在考えておられるのかどうか、このお考えはどうですか。

○田口説明員 御説明申し上げます、今後の米国の動き、イラン問題に關しましては、今後の米国の動き、

それからイラン側の対応ぶり、それから欧州諸国の動向等を注意深く見きわめてまいりたいといふふうにお考えでございますけれども、基本的にはI.J.P.C.の石油化学プロジェクトにつきましては、從來どおりの方針、つまり工事を継続していくという方針を維持していきたいといふふうにお考えでおります。

○吉井委員 次に、法案の内容について若干お尋ねいたします。

わが国経済の石油に対する依存度の軽減化を図るために今回の法律ができたことは、それなりに評価をいたすわけでございしますが、この新エネルギー総合開発機構は、今後のエネルギー政策上重要な使命を担っているわけであります。したがって、業務の十分な成果を上げるにはやはり運営、管理それから技術開発、こうしたものにいかにより人材を送るか、これが非常に大事なことだと思ふのです。そこで、石炭鉱業合理化事業団の役員の人たち、こうした人たちはいわゆる新機構の中でどのような扱いを受けるのか、この点はどうでしよう。

○森山(信)政府委員 新機構の役員人事につきましては、本法が成立していただきました後に具体的に着手したいといふふうにお考えしておりますけれども、現段階で考えておりますのは、新しいエネルギー開発部門との業務上のバランスというものをお考えしまして、石炭鉱業合理化事業団というのが円滑に行われるような人事を必要があるのではないかと考えてございまして、機構のベースになりましたのが石炭鉱業合理化事業団でございまして、その本来の業務に支障を与えても問題があるという観点から、そのような判断で現在考えておるところでございまして。

具体的には、冒頭に申し上げましたように法案を成立させていただきましてその後で具体的に着手したいといふふうにお考えしております。

○吉井委員 いまこの法案が成立した後にはいろいろ具体的な問題について考えられるとの御答弁でございしますが、先ほどから人事の問題について

はいろいろと各委員からも御指摘がございました。いままでの考え方といえますか、この新機構の理事長とか理事、こうした役員の人たちはやはり通産省あたりから天下るのか、それとも広く民間からの登用を考えておられるのか、その点はどうですか。私は、法案をこうして提出されるからには成立後というのではなくて、もう大体的目安といえますか、そういったものは立てておられると思うのですが、その点はどうですか。

○森山(信)政府委員 ただいま御審議いただいております法案の中の新エネルギー総合開発機構の人事に關しましては、二つの大きな問題点があるのではないかと考えます。一つは役員人事、もう一つは技術開発本部を含めたいわゆる業務面の人事をどうするかという問題でございまして。それとまた別の観点で、法案の中に書いてあります運営委員という制度を新たに設けていただくたいといふことでございまして、いわゆる第三セクターとして発足を考えておりますこの機構では、民間の活力を積極的に導入するという観点から運営委員会の権限を相当大きくしておるということが一つの特徴でございまして、運営委員に適當な人材、適切な人材を得ることがこの機構の生命を決めるものではないかといふふうにお考えしておりますので、運営委員の人選も大変大きな問題ではないかといふふうにお考えしております。

まず役員につきましては、通産省から天下るのではないかと御指摘がございまして、広く人材を求めたいといふことでございまして、特に役員候補者たるべき方がどここの系統の方であるといふことにこだわらずに、本当に新しい機構の役員にふさわしい人事であるかどうかということとを主眼にいたしました人選を行つてまいりたいといふふうにお考えでおります。

それから技術開発部門等を含めます業務部門につきましては、これまで実際に業務を担当していただく第一線の方になつていただくわけでござい

ますので、官民学といった広い観点からの人選を

いたします。

行いまして、極力トップレベルの方にここに集まっていたきたいという念願をしておるわけでございます。

なお、最後に申し上げました運営委員につきましては、法律上は七名という定員をお願いしておるわけでございますけれども、この七名につきましても各界の、それこそあなたがらになつてもなるほどと思われるような方を人選をしていきたいということでございます、特定の分野に偏ることなく、七名が広く各層にまたがつて人選されることを望ましいということ、そういう基本的な考え方のもとに人選を進めさせていただきたいというのが現段階における基本的な考え方でございます。

○吉井委員 これは先ほど岡田委員からも厳しい指摘があつた問題ですが、いわゆる副理事長の問題ですね。新機構の役員では副理事長が一名。しかしながら、先ほどからも指摘がありましたように、これは非常に重要なエネルギー政策の国民的課題であります。これが一名にされているということは、結局一名で十分だ、このように考えられるのかどうか。なるほど先ほど行管庁の方からいろいろ行管庁としての立場の御説明もございました。そのお気持ちには十分わかるわけでございますが、いまま申し上げましたようにこの代替エネルギーの問題というのは、いずれにしろわが国が急速に解決しなければならぬ最重要課題であると思ふのです。そういった意味で、この組織の問題というものが私は大きな一つの柱になつてくると思ふのですけれども、どうですか通産大臣、もつと胸を張つてこの問題に大きく取り組んだらどうですか。そういった意味で、やはり副理事長も一名で十分と考えておられるのかどうか、この点どうですか。

○佐々木国務大臣 行政改革のさなかに、ほかのものをスクラップにしている最中に新しくこれを誕生させたわけでございますので、先ほど来いろいろお話ございましたように、これが生まれるまでには大変困難な道が多うございました。したが

いまして誕生に際してのいろいろな条件がつきまゝで、お説のように胸を張つてやりたかつたのですけれども、そういう状況のまざるを得ない環境に置かれたので、不満ではございましたが一応これで出発いたしました。生まれは若干未熟な傾向ではございますけれども、逐次これを強化して、必然的に強化せざるを得ない状況になることは明らかでございますので、そういう社会的、世界的なニーズに應じてこの機構の充実を逐年図つてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○吉井委員 この新機構の設置場所ですが、合理化事業団の現在の場所と一緒にさせるのか、あるいは新しい場所に設置した場合、合理化事業団と一緒にさせる方向なのかどうか。将来の業務拡大のためにはやはり同一場所で行つていくのが非常に必要ではないか、私はこのように考えるのですが、これに対するお考えはどうですか。

○尾島政府委員 新機構の設置場所につきましては、本法が成立した後設立準備に当たりましてその設置場所を含めて検討してまいりたいと思ひますけれども、御指摘のとおり事業団の業務、人員をそのまま引き継ぐことになつておりますので、できれば事業団と一緒に場所を設置するのが何かと便利であらうと思ひますけれども、その事務所の設置場所につきましてはそういう点を踏まえて慎重に検討してまいりたい、こう思つております。

○吉井委員 合理化事業団は新機構の中では石炭鉱業合理化事業本部、このようになるわけですが、この新機構の組織図を見ますとちよつと新機構に従属した形に見えるわけです。新エネルギー開発部門の方が将来どうしても脚光を浴びてくれば、この合理化事業本部はますますいわれる従の立場、そのような存在になつてくると思ふのですが、そのあたりはどのように考えていらつしやいますか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。国内の石炭鉱業の安定対策の基本法というのは

石炭鉱業合理化臨時措置法でございます。それを受けまして従来から合理化事業団で具体的な対策を進めてきたというのが実情でございます。今度新組織ができますと、そこに一括吸収されました本部ができるということでございますので、業務内容についてはいささかも変更がないわけでございます。さらに技術開発本部と石炭合理化本部との間では区分整理をいたしまして、勘定を区分して処理いたしますので、そういうような問題は起きてこないのではないかと考えております。

○吉井委員 従来の合理化事業団の管理委員会のメンバー構成についてですが、管理委員会は合理化事業団が発足以来全然メンバーは変わつていない、こういうことですが、この際人事を一新するお気持ちはないかどうか。

それに関連して、石炭鉱業審議会の第七次答申の際、石炭鉱業審議会のメンバーももうそろそろ見直す必要があるのではないかと、このように考えるわけですが、この点についての御見解はどうでしょう。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

管理委員会の委員というのは石炭鉱業に深い造詣のある人でありまして、そのほか学識経験者といふことで構成されているわけでございます。いろいろな意味で国内の石炭鉱業もある節目に来ておりますので、その点を念頭に置きながら最善者を選定する方向で今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

第二点の石炭鉱業審議会のメンバーでございますが、これも石炭鉱業に對しまして深い知見を持つた方で構成されるということで、主として政策を議論していただくことになつております。現在委員は三十六名でございますが、その三分の二の二十四名は就任以来五年未満の方が多うございまして、最近審議会の場でも相当の御議論をいただいておりますので、現時点ではメンバーを入れかえるということは考えておりません。○吉井委員 いろいろと今後のためによりよい成果を考えて、石炭業界の明るい展望を図るために、

人事の体質強化ということ、これは先ほど申し上げましたように大変大事なことであります。この中で石炭産業に従事する労働者の人たちの意見、これも新機構の中に十分反映させなければならぬ、私はこのように考えるわけですが、今回の部分にその意見を取り入れられるように配慮してあるのか。この点はどうですか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

管理委員会というのは石炭鉱業の運営に關しまして重要な問題を審議、決議するということになつております。しかしながら、主として実施の問題になるものでございますので、むしろ労働者の方は石炭鉱業審議会の方でいろいろ御意見をいただくというシステムになつております。現に委員として炭労、全炭、炭職協のメンバーが入つておりますので、石炭鉱業審議会の方で十分な意見を出していただきたいというふうに考えております。

○吉井委員 次に、「長期エネルギー需給暫定見通し」による国内炭、海外炭、地熱エネルギーの關係性について伺ひます。

最初に、新エネルギー機構の業務の範囲の第三十九条、この中で海外炭開発には補助金を出す、また資金の融通、融資、こういったものが大幅に決められているわけです。こうした海外の石炭資源開発の融資といったものは慎重に對処していかなければならない、このように私は考えるわけですが、この点についての御見解はどうですか。

○高瀬政府委員 海外炭の開発につきましては、調査の段階が補助金ということでございます。それから探鉱融資は直接融資をするということでございます。これは探鉱の段階でございますから、その大きな金額ではございません。問題は開発資金でございます。これにつきましては新機構が保証するというところに相なつてはいるわけでございます。開発をスタートさせる前にはどうしても需要業界からの引き取り保証といふことが、掘つた石炭を引き取るという約束がなければ開発できませんので、したがつてその約束を取りつけることに

よって焦げつきというような問題は出てこないのじゃないかというふうに考えております。

○吉井委員 同じく三十九条では、国内炭の再検討や小規模水力発電の促進、こういったことが挙げられていないわけですね。これは裏を返して言うならば国内炭政策を重視した姿ではないか、このようにも考えられるわけですが、これに対する御見解はどうですか。

○尾島政府委員 新機構におきましては、石油代替エネルギー開発の中核的な推進母体ということ、新規性のある石油代替エネルギーの技術開発あるいは資源開発を行うことを目的としておるわけでございます。国内炭に關しましての対策につきましては、従来石炭鉱業合理化事業団が実施してきたところでございますけれども、石炭鉱業合理化臨時措置法によってその対策が規定されているとか、この法律の附則第二条によりまして石炭鉱業合理化臨時措置法が時限法であるというような規定がなされていること等の理由によりまして、この機構の本則業務からあえて外したわけでございますが、新機構によりまして強力に国内炭の対策も実施してまいりたいということには変わりないわけでございます。

また、小水力の開発につきましては、本年度より開発促進のために国から事業者に対して補助金を交付するというような手だてをもちまして小水力の開発を促進してまいりたい、こういうふうにご考えておるわけでございます。

○吉井委員 次に、この代替エネルギーの予算を見ますと、五十五年度には千七百七十六億円、五十五年から六十五年までの資金需要を約三兆円、このように見ておるわけですが、「長期エネルギー需給暫定見通し」は、石油輸入というものを昭和七十年には現在の七四・五%から四三%に抑え、したがってその分を代替エネルギーでカバーしようとしているわけですが、三兆円の予算を考えるとこの長期計画を政府が一貫して推進し切れるかどうか、ちよつと疑問があるわけですが、今後のエネルギー事情のいろいろな変化、たとえば石油

の確保が比較的安定するかもしれない、また原子力開発がある程度順調に進んだ場合、この代替エネルギーの開発を重視していく、そういう可能性はないかどうか。この点はどうでしょうか。

○森山(信)政府委員 世界の石油需給が将来どのように推移するかにつきましては、見通しを立てますことは大変困難でございますけれども、仮に石油の価格が安定した、輸入が安定したということにいたしましたとしても、私どもがこの法案でねらっておりますゆえんは、日本のエネルギー構造を変えていきたいということが主眼でございますので、ある時期での石油の価格あるいは輸入量といったものに左右されることなく、このエネルギー構造の変化に着手をしていきたいということがねらいでございますから、そういったその時点時点におきます動向ということにとらわれることなく、総合的な観点から代替エネルギーの開発を進めていきたいという基本姿勢を持っていることを御説明させていただきますかと思つた次第でございます。

○吉井委員 今後低成長経済、また、こうしたきわめて不安定な国際情勢等から考えて、国家財政というものがあるいは危機に陥るということも当然考えられるわけですが、そうした場合、この計画しておる予算、これはもう削減されることはないかどうか、この点はどうか。

○森山(信)政府委員 エネルギー関係予算は、御承知のとおり一般財源で賄う部門と特別会計で賄う部門があるわけでございます、私どもが主眼をいたしまして期待いたしておりますのは後者の方の特別会計の部門分でございます、これはいわゆる目的税によりまして石油税あるいは電源開発促進税ということをお願いしている次第でございます。したがって、いま御指摘のございました、財政の動向によりましてそういったものが左右されるのではないかと御懸念に對しましては、目的税である以上は一定の量が安定的に確保されるのではないかと御期待をしておる次第でございます。

○吉井委員 サンシャイン計画によるところのエ

ネルギー供給量は、昭和六十五年に約五%、それから昭和七十年に約七%、現在の〇・一%供給に比べると相当な数値になるわけです。こうした中で、石炭の液化ですが、アメリカでは第二次大戦後ドイツの技術を吸収して長い間研究を行つた。そして一九八〇年、つまりこれから来年ぐらいには実用化が可能だ、このように言われているわけですね。わが国では十年から十五年後の実用化ということでありますが、これは果たして可能と考えられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○石坂政府委員 御指摘のとおり、アメリカにおきましては石炭の液化に對して長年非常な努力を払つておられて、現在二百五十トン・パー・デーという大きなプラントを運転中でございまして、また六千トン・パー・デーというプラントを設計ができるくらいのところに来たという情報が入つておるわけでございます。

これに對しまして、わが国におきましては、サンシャイン計画を始めまして以来、約六年間にわたりましてわが国独自の三つの方式を育ててきたわけでございますが、御指摘のとおりまだまだ一トン・パー・デー級という非常に小さな規模で実施されておるわけでございます。

ただ、日本は石炭液化につきましては過去において非常にりっぱな業績を上げておるわけでございます、戦前から戦争中にかけて阿蘇地というところで一日に百トンのプラントを建設し、これを戦争中の非常に条件の悪い中でも曲がりなりにも運転したという実績を持っておるわけでございます。そういう日本の過去の仕事というものは当然われわれにとつて非常に参考になりますし、特にそのころ使いました触媒、これは使い捨て触媒という考え方を當時からもう入れておりました、硫黄鉄という考え方は現在も世界の非常な重要視されておりますし、現在日本でもそういう方向を一つの重要な行き方として検討されている、そういう経緯もございまして、したがって、若干基礎研究の時期が長かつたということとは

あるかと思いますが、今日に至りまして適當な方法、つまりここにすべた人材を投入し、資金を手当てし、適當な仕組みをつくるということによりまして、私は十年後にはわれわれの期待している供給量が十分実現できるだろうという意気込みでやろうと思つておるわけでございます。

○吉井委員 次に、国内炭の問題ですが、この暫定見通しによりまして、七十年まで二千万トンの維持を掲げているわけでございますが、新興炭田の開発、これも現在非常に問題があります。そうなりますと、当然現在の炭鉱だけで維持するにはこれは困難だ、このように考えられるわけですが、したがって、国内炭生産確保のため、国内炭への補助金の投入とか、また相当思い切つた措置をとらなければ、この法案の中で国内炭だけが取り残されていくのではないか、このように考えるわけですが、こうした国内炭に対する思い切つた対策を今後どのように考えられておるか、お伺いたします。

○高瀬政府委員 お答えいたします。海外炭を含めまして石炭の利用拡大を図つていくということがいまわれわれの使命になっておるわけでございますが、その中で、国内炭についてはいろいろな問題が出てきております。したがって、国内炭の今後のあり方、それから対策のあり方についてできるだけ早い時期に石炭鉱業審議会に諮問する等の措置によりまして、六次に次ぐ七次対策の検討をしたというふうに考えております。

○吉井委員 次に、先日通産省のまとめた「昭和五十五年度電力施設計画の概要」、これによりまして、六十一春までに三十基、出力合計千四百八十九万キロワットですかの石油火力発電所が予定されているわけですが、石油火力、輸入炭火力、国内炭火力のコストはいまどのぐらいですか。

○安田(佳)政府委員 発電コストにつきましては、個々の発電所の規模、新増設の別によりまして異なっておりますのでなかなか困難でございますが、比較のために昭和五十四年度に運転開始い

たしますモデル的なプラントを想定いたしました。その経済性を比較してみたいわけでございます。そうしますと、昨年の九月段階におきましては、石油火力、石炭火力ともにキロワットアワー当たり十一円強という数字でございました。その後、石油火力につきましては石油価格が上昇いたしましたので、発電のコストがふえてまいりまして、この一月時点におきましては十五円を超えるような状況に至っております。石炭火力につきましては、これは石炭価格もある程度上昇が予想されますし、また新たな公害対策設備費の増大ということも見込まれますし、またインフラの整備費が増大するというような発電コストの上昇要因がございます。したがって、なかなか現在時点におけるコストの想定というものは困難でございますが、あえて大胆な想定をいたしますと、国内炭の石炭火力につきましてはおおむね十四円程度ではなかろうかというふうに想定されます。また、海外炭を用いました石炭火力では十一、二円くらいではなかろうかというふうに想定されます。これは先ほどもお断りいたしましたように、若干今後この中に入れないかもしれない数字もありますが、変動はあろうかと思いますが、おおむねのところそういう見当ではなかろうかというふうに考えております。

○吉井委員 先ほども申し上げましたように、六十一一年春までの石油火力発電所の三十基、そうなりますとどうしても石油消費量の増加というものが問題になるわけですね。欧米先進国においては、こうした日本の発電の石油依存度が高いということに批判を強めているようであります。したがって、こうした計画は石炭火力発電を重視しているんじゃないか。また石炭火力発電の方がいまおっしゃったようにコストも低い。したがって、私は積極的にその石炭火力を図っていくべきだと思うのですが、これに対する将来の計画はどうですか。○安田(佳)政府委員 石油火力につきましては、確かに相当のものを建設する予定がございます。しかし、石油代替電源は相当長期間かかってや

と建設できるということがございますので、当面の短中期の需要の増大に対応していくためには、相当程度石油火力によらざるを得ないという状況があるわけがございます。しかしながら石炭火力につきましても、これは先ほど来いろいろ御審議いただいたとおりです。暫定見通しに従いまして、建設を積極的に進めてまいります予定でございます。当面の予定されております石炭火力といましては、現在北海道電力株式会社の苫東厚真、これが三十五万キロワットであります。それから砂川の四号、これが十二万五千キロワットでございます。また常磐共同火力発電株式会社の勿来八号、九号、合計しまして百二十万五千キロワット、全部合計いたしますと、百六十七万五千キロワットを建設中でございます。これらの発電所につきましまして、これを早急に建設するよう促進してまいりたいというふうに考えております。

○吉井委員 次に、環境庁にお尋ねするわけですが、四月七日の参議院の決算委員会、北海道の大雪山国立公園内の白水沢地熱発電所開発を環境庁が不許可にした、このように報道されているわけですが、この理由はなぜでしょう。○田村説明員 答えたいいたします。先生御指摘の四月七日の参議院決算委員会におきまして、社会党の丸谷先生の質疑の内容について簡単に説明させていただきます。丸谷先生の質問の趣旨でございますが、先生御指摘のとおり、不許可にしたとかいうことではございませんで、大雪山国立公園内の白水沢地区に地熱発電の開発計画があるが、これに対する環境庁の対応方針はどうかということが趣旨でございます。

この質問に対しまして、環境庁長官と自然保護局長より答弁いたしましたわけですが、その概要だけを申し上げますと、まず、この計画があるというところは十分承知をしている。しかしながら現段階では、環境庁といたしましては先生御承知のとおり、四十七年に通産省と国立、国定公園

内の地熱発電に關しまして覚書がございます。その覚書の内容でございますが、当分の間六地点に限ってやるということで、白水沢がその地点にまづ入っていない。それからただいま御指摘のように、大雪山国立公園の特別地域内に含まれているという点等にかんがみまして、今後も慎重に検討していく必要があるということの回答があったというところでございます。

○吉井委員 次に、現在調査開発計画中の十和田八幡平国立公園内の葛根田、これが、第二期工事の計画の方が、これまた環境庁がストップをかけた、このように聞いているわけですが、通産省の意見、それから環境庁の意見、これをお伺いしたいと思います。○安田(佳)政府委員 葛根田地熱発電所第二期工事は、現在運転中の第一期発電所に隣接いたしまして五万キロワット、昭和六十年度運転を目標として開発を進めているわけですが、当該開発予定地域が御指摘のように国立公園内でございます。現在の段階は調査を終了した段階でございます。そして、生産井を掘削する工事につきましましては、開発事業者の環境保全対策、それから当省の環境保全についての検討結果というものをもちといたしまして、環境庁と協議中でございます。

○田村説明員 答えたいいたします。この問題につきましては、現在第二期工事のための調査ボーリングに関連いたしまして、いろいろの事前の環境アセスメント等の調査が進められるという段階であるかと存じます。環境庁といたしましては、今後当該地域の自然環境の現状、それから開発計画の内容等につきまして慎重に検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○吉井委員 昭和四十七年の三月に、地熱発電の開発について通産省と環境庁の間で了解事項がありますね。その中で、開発に当たって当分の間、国立、国定公園の景観を損なう地域は開発推進をしない、このようにあるわけですが、こうした点について環境庁は通産省などのように話し合われているのか、この点どうですか。○田村説明員 答えたいいたします。御指摘の昭和四十七年三月十四日の「国立公園及び国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項」におきましては、先生御指摘のとおり公園内の地熱発電は既設の六地点に限るとともに、公園内の景観及び風致維持上支障があると認められる地域におきましては、開発、調査工事を推進しないということになっておるわけでございます。環境庁といたしましては、地熱開発の必要性につきましましては十分認識をいたしておりますが、国立、国定公園内の地熱発電につきましては、御承知のとおり発電所、冷却塔の大規模な建物やパイプライン、取り付け道路等の新設を伴うために、自然景観との調和を図ることがきわめて困難であるという問題があるかと存じます。このために、今後におきましても国立、国定公園内の自然環境保全上重要な地域におきましては、開発を避けることを基本とすべきものと考えておりまして、このような基本的立場に立ちながら地熱開発と自然保護との調整を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○吉井委員 最後に、いまそのような御答弁があったわけですが、現在調査、開発計画の中で国立、国定公園内のもので五カ所あるわけですね。ということは、やはり通産省と環境庁と話し合われたのか、これを最後に聞きたいと思います。○安田(佳)政府委員 先生御指摘のように、地熱発電所の建設予定が国立公園、国定公園内に数カ所ございます。そのうち既設発電所の増設計画は二カ所でございます。それから自然公園法に言います普通地域内が一カ所でございます。その他が三カ所、これが特別地域等でございますが、そのうち五カ所につきましては今後調整することといたしております。一カ所につきましては環境庁と調整済みでございます。これらの各地域とも

地熱開発の大変有望な地域でございますので、環境庁とも現在調整中のものはさらに一層調整を進めますし、まだ未調整のものは今後計画が整いつた時点で十分調整を行いまして、そして環境保全にも十分留意しながら早期開発に努めてまいりたいと思存いたします。

なお、環境庁からいろいろお話がありましたので、現在地熱開発というのは非常に急がれておりますし、情勢も大分変化してまいりました。従来の精神も踏まえながら環境庁と十分折衝を続けてまいりたいというように考えております。

○吉井委員 以上で終わります。

○塩川委員長 これにて吉井光昭君の質疑は終了いたします。

引き続き多田光雄君の質疑に入ります。

○多田委員 石油代替エネルギー法案の審議に当たりまして、私はあすも時間をいただきましたので、あす法案の中身についてしきりに伺いたいと思ひまして、きょうはイラン問題を中心にして、先ほど長官も述べておりましたけれども、さらにはつきりさせていたいただきたいところがありますので、これは主として大臣に伺いたいと思ひています。

なぜなら、大臣に対しても私一、二度エネルギー問題で伺ったことがありますが、そのときも日本のエネルギーの過去、現在を反省して、一番大きな問題は過度の海外依存が行われているということ、したがって、これは外交政策も含めてエネルギー政策の自主性をもつと回復するようにしなくちゃいかぬ、そういう立場から国内炭のもつと積極的な活用も主張してまいったわけです。そういう意味では今度のイラン問題は非常に示唆に富んだ内容を含んでいるし、またこの措置に誤りがあるならば、これまた日本のエネルギーだけでなく、日本の安全やあるいはまた中近東、極東まで及ぶ世界的にも大きな影響を与えていくという意味でも、これは軽視できない問題だと思ひています。エネルギーの緊急の問題としてこれを伺うわけです。

そこで第一に通産大臣にお伺いしたいのが、アメリカのカーター政権が対イラン制裁の声明を出されたのが四月八日ですね。これは御承知のとおり四項目の制裁措置であつて、イランとの国交断絶、イラン向けの輸出の全面禁止、アメリカの人質、家族に対するイランへの賠償請求の準備の問題、それから米国の対イランの国民の入国ビザの発給を停止するというような、かなり手厳しい制裁措置を発表したわけです。そして、あわせて日本を含めたヨーロッパの幾つかの工業国に対しても同調を求めてきたわけですが、特に日本に対して、新聞の報道によりますと三つの要求をしているようでありまして、この点については、昨日イラン措置関係の閣僚の会議で、通産大臣も出ておられたようですが、対応策を検討されたというところが新聞にかなり詳細に出ておりますので、その三つのアメリカの日本に対する要求と、それに対して大臣が閣僚会議でどういう対策を立てられたのか、いま一度御説明をお願いしたいと思います。

○佐々木国務大臣 米側からわが国に申し入れと申しますか希望を言つてまいりましたのは、いまお話しした米側がイランに対してとつた措置、経過等が一つございまして、二番目はいままで米側と申しますか米側では感謝しながらとつてきた諸措置に対して米側では感謝をした。三番目にはこの一月に米側が国連に経済制裁の案を出したわけでございますけれども、御承知のようにソ連側のビートルに遭ひましてこれは決議にならなかった。そこで、その決議をそのまま今度は実施したい。ついでには日本側も同調してくれまいかという希望でございます。これが一つは経済的な点でございまして、さらに従来なかつた点といたしまして、政治的な面として大使の召還、情勢によりましては期間を置いて国交断絶のこともあるべしという希望を述べまして、わが国も支持してきたわけでございます。

そこで、わが方といたしましては、従来からとつてきました諸措置があるわけでございますから、

その諸措置に対してどういうプラスの面をさらに考えなければいかぬかという、当然これは検討しなければいかぬわけでございます。そのまづ尤たるものは政治面でございまして、何と申しましてこの問題は人質問題という国際法上違反した問題であり、またそのこと自体が国際的な社会の基本的な秩序を脅かすものでもございまして、一日も早い解決を望みたい。またそのためにあらゆる努力を払いたいと思つておつたところ、リスボンでヨーロッパの外相が九カ国集まりまして、そしてわが方と同じようにまず政治的な、外交的なことと申しますか、人質の問題の解放に全力を尽くしてみようじゃないかということだろと思ひますが、要するにイランに駐在する九カ国の大使に訓令を出しまして、いづれどういう条件で人質を解放してくれるのか、そういうことを申し入れさせよう、ついでには日本も同調してもらいたいというEC側の希望でイタリアの大使がわが方に参りまして、わが方先ほどもお話しございましたような関係閣僚会議のときにその話が出まして、それには応じましょうということとわが方の和田大使にもその趣旨を伝えまして、十カ国で申し入れをしたわけでございます。その申し入れの結果どういうイラン側の対応だったか、詳細を持ってそれぞれの大使が帰国したわけでございますから、わが方の大使もECの大使同様日本に帰国して、そしてイラン側の態度を詳細に承知したいということと、きょう夜帰つてまいります。ヨーロッパ側も同じでございます。帰つてまいりました各

国の大使の話をよく承知した上で、二十一日にECの外相会議を再度開きます。次いでたしか二十六、七と思ひましたが、ちよつと日にちはずみぴらかにしません。たしか二十六、七と聞き及んでおりますけれども、ECの首脳者会議を開くことになつております。わが方といたしましては大使の帰朝を待ちまして、明朝大使から詳細に話をちょうだいいたしまして、それに応じて今後の対処方法等を、ヨーロッパ等の動向も勘案しつつ、あるいはヨーロッパと連絡を密にしつつ対処方法を

を考えたい、いまこういう事態になつております。

○多田委員 私が伺つたのは、アメリカの断交を含めた制裁措置のほかに、日本に対して独自にいますか、要求があつたというふう聞いています。これは新聞によりまして、米政府がわが国に要請してきた経済制裁措置として、一つは先ほど言つた食糧、医薬品を除く全商品の輸出停止、それから二番目は新規融資と信用供与の取りやめ、それから三つ目が石油輸入を人質事件発生前の数字に戻す。こういう三点で特にアメリカから要望があつたというふうに出ているわけですね。これは間違ひありませんか。

○藤原政府委員 いま先生からお話しありました新聞の記事でございますが、必ずしも正確ではないようございまして、アメリカから特に日本に特別の変わった要請が来ているという事実はないと思ひます。

○多田委員 それではきのうの閣僚会議ではどういう内容を御検討になり、どういふ点が決められたのでしようか。

○佐々木国務大臣 きんの会議では、和田大使の帰朝を待つて、先ほどお話し申し上げましたようにまずイラン側の態度といひますか対処方法等詳細に承知したい、同時にヨーロッパの外相会議あるいは首脳会議が開かれますので、その動向等も踏まえて、わが方が対応するのにはさういふ点も考慮しつつ検討を進めていきたい、こういう話し合ひでございました。閣僚会議というのは、おとといでございます。

○多田委員 私の手元にあるのは日本経済の昨日の夕刊ですけども、記事によりますと、この三つのうち、閣僚会議では新規の信用供与の停止とそれから石油輸入量の抑制、これは、人質事件以前の水準に維持するということについてはアメリカ側の要請どおりに行方している。政府としての検討対象をイランへの輸出の取り扱いに絞ることにした、そしてまた「外務省筋は「政府としてこれから検討できるものは輸出抑制しかない」、こういうふう述べている」ということが日経に出て

いたのですが、じゃ、こういうことはなかったのですね。

○佐々木国務大臣 申し入れ事項が従来どういふに、御承知のように長い間続いている問題でございまして、どの程度新規なものがあるかといったような話し合いはあちろんございまして、いまおっしゃるような、これこれにしばってどうか、それに対して日本の大使をどうするかといったようなことは話はなかったわけでございます。そのもの自体がいま申しましたように和田大使あるいはヨーロッパの情勢等を踏まえた上で対処していかうということでございます。

○多田委員 それでは大臣、少なくとも私の手元にあるこの日本経済新聞は間違いだ、あるいは単なる推測記事にすぎないというふうに理解してよろしいですね。

○佐々木国務大臣 一斉に各新聞に公式な発表として出たものでありますればこれは当然でございますけれども、一つの新聞だけが記事を出して、これでどうじゃと、こう責めるのは、それはちよつとおかしいのじゃないかと思ひます。

○多田委員 それでは続いて大臣にお伺いします、大来外相が四月十一日外人記者との会談でこういうことを述べています。より大きな理由のためには石油供給停止をやむを得ない、こういう発言をしたことを受けて、たしか札幌でしたか、大平総理がこれに対してきわめて当然のことを言われたと受けとめているというふうなことが、これも新聞に出ていたわけですが、通産大臣のお考えはこれと同じ考えでございましょうか。

○佐々木国務大臣 通産大臣の考えがどうじゃという問題以上に、これは国策として関係係僚なりあるいは閣議なりで態度は決まっております次第のものでございまして、私自身が現在どう考えているかといったようなことは、申し上げることは差し控えたいと存じます。いまお話しございました大来外務大臣の発言の真意は那邊にありやというようなことは、まだ私はよく承知しておりません。また、そういう話も決めたわけでも何でもな

いのでございまして、あるいは外相としての、その新聞が真実であれば、外相限りの考えじゃなからうかと思ひますけれども、その真偽のほどは実は私、聞いておりません。

○多田委員 真偽のほどは、きのうわが党の議員が決算委員会でのことを聞きまして、大来外相はそれを否定をなさらないで、それに対する自分の御見解をさらに述べておりましたから、これは間違ひではないというふうに私は思うのです。それよりも驚いたことは、エネルギー問題に最大の責任を持つ通産大臣が、こういうことが新聞に大きく出ていたのにそれを知らなかったというのは、これは怠慢というか何というか、とにかくこれは驚きなんです。そういうふうな御答弁を私は期待してはいたのです。全く知らなかった。いや、答弁を期待したというのは、別にいい答弁を期待したというのではなくて、知らなかったというの、これは大臣が悪いのか秘書が悪いのか、そういう重要な記事を逐一大臣に知らせているもの、私はこれは常識だというふうに思つていましたので何ったわけですか。それで、この記事の内容は、新聞はコラムにも書いておりましたし、結局日本の石油よりは日米関係が優先か、こういうような記事まで出ていたのですが、大臣、どうでしょう。この記事をお思ひ出しになりませんか。

○佐々木国務大臣 あるいは私秋田弁なので、余り正確に聞き取れなかつたのかもしれないけれども、私のさつき申し上げましたのは、大来外務大臣の真意のほどは聞いておりませんと言つたわけでございます。その記事は読んでございまして、知つてございまして、けれども、その真意はいかんといつてまだ尋ねてはおりませんというのを申し上げたわけでございます。

○多田委員 非常に細かいことを聞くようだけれども、それじゃおとこの閣僚会議では、その真意について大臣はお伺いにならなかったのですか。

○佐々木国務大臣 くだいようでございすけれども、その席上で対応を決めた会議でも何でもないのでございすから、そういう話は出ませんでした。

○多田委員 これは大臣でも長官でもいいのですけれども、同じく日本経済新聞ですが、これを見ますと、やはり相当のことを書いています。この問題で、「対イラン経済制裁について」EC諸国との協調を基本にあらゆる事態を想定して準備を進めている、これは午後記者会見で矢野通産次官が述べたということなんです。そしてそのあらゆる事態ということ、石油輸入が全面ストップした時の対応策などの本格的検討に入つてゐることを明らかにしたものだという指摘もあるんですが、そういう最悪の場合、つまり最悪の場合というのは日本に対する石油供給が全面ストップをした場合、この全面ストップというのは二つの意味があると思うのです。アメリカの報復措置によつてイランが日本に報復措置をするというところが一つあるでしょうし、それから私どもいろいろ聞くところによりますと、相当もうペルシャ湾その他についてはアメリカの機雷敷設その他が行われている。最悪の場合には聞くにでもそういう措置がとれるというふうには聞いているのですが、そういうことによつて油送船が通航できなくなるといふ場合もあると思ひます。いずれにしてもそういう最悪の場合を想定してどうするかという検討をなさつてゐると私は思ひます。またそれが当然政府の責任だと思ひますが、やつておられるのでしょうか。

○佐々木国務大臣 そういう事態になることは望ましくないと思ひます。皆さん同様だと思ひます。さばらばといつて、そういう事態が全然起こり得ないかといふとそれはわかりません。そういう情勢判断はこれからだんだんしていくわけでございますけれども、責任がある役所といはしまして、対応はあらゆる場合を考慮してそれに対処する研究をするのは当然の責務だと思ひますので、研究はしてございす。

○多田委員 多くの業者の人たちから、そういう事態にはどうするのだらうかという意見や不安の声も聞いたのも私は二、三ばかりありませんけれども、やはり国民に納得させる意味でも、最悪の場合にはこういう措置をとるといふ骨格とどうか、そういう基本的な問題を政府が早く示しておくということは私は大事だと思ひます。なぜならば、そういうことが一たん事実となりますと、あの昨年の石油の、私も売り惜しみ買い占めの異常な騰貴と見ているのですが、なぜならば油はあつたのですからね。どこでストップしたのかわからないという状況なので、それを上回るものが予想されるわけですから。そういう意味でどういふ措置を考えておられるのか、ひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 研究をしておる段階でございまして、政府の態度として決めたわけでも何でもございせんし、これをいま発表してはいたずらに不安をかき立てるといふのはかえつて国益を害するゆえんじゃなからうかと存じますので、そういう点は実際に問題が起きたときにはそれに即応して対応していくというのが行政府の態度だと思ひますので、差し控えたいと存じます。

○多田委員 私は率直に言えば政府はいまジレンマに陥つてゐると思ひます。アメリカに同調すればイラン側からの石油カット、石油の供給停止が行われる。それから日本や西欧がアメリカに同調しないアメリカが逆に、これは新聞報道でも出ているのですが、ペルシャ湾海上封鎖などを今度はアメリカ側が石油供給停止の強硬手段をとるかもしれないというところ、これは再三新聞やこの委員会でも、参議院でも質問をしたところなんです。ね。いわば孝ならんとすれば忠ならずという言葉があるのですが、そういうジレンマにいま陥つてゐるのではないかと思ひます。しかしながら、基本は、大平総理がアメリカのあつた強硬な制裁措置は理解できるという同情の態度をとり、また大来外相の石油より日米関係が大事だ、こういう乱暴とも言える発言が、仮にその真意がどうあろうとも言葉として出たことは事実でありますから、そういう措置から見ても、やはり従来の

関係から見て、アメリカの制裁措置をいざ理解するとか支持するとか、そういう立場にある。しかし日本人はそれを独自で言うだけの勇氣もない。そこで何とかヨーロッパ諸国と話し合つて一緒に声を上げて、比較物的なものをあげて、西ドイツその他と一緒に何とかアメリカのやり方を抑えて少し穏便にやつてもらいたい、これが私はいま政府の持っているジレンマのあらわれであり、政府がよく自主的と言ふ態度じゃないかなというふうに私なりに実は理解しているのです。

○志賀政府委員 お答えいたします。昭和四十七年度ごろにおきましてはメジャー經由が約七十七％ぐらいでございました。当時いわれるD DあるいはG Gといった入つてまいりましたのが、シェアといったしまして大体五五強という感じでございます。それから最近になりまして、昨年の上期で申しますとメジャー經由が約五十六％、それに対してD D、G Gが入つてまいりましたのが三三％ぐらいということでございます。そういった傾向はさらに続いておりまして、ごく最近のことしの二月で申しますと、メジャー經由が四五％弱、D D、G Gがやはり四五％弱というところで、最近におきましてはメジャー經由とD D、G Gのウエイトがほぼ拮抗した段階に入つておるといふことでございます。

○多田委員 メジャー經由が減つて直接取引がふえたというところで、産油国がメジャーを通じてなくなくなった。つまりいまから十五年、二十年前には想像のできなかった、アラブの諸国が民族的な自覚を強める、それから資源主権を主張して、とうとう一ドル原油から今日まで原油が上つた、上がつたことをいって私は言っているのじゃない。価格においても販売においても中近東の諸国がみづから手にそれをおさめるようになった、これはいまから十五年、二十年前に想像した人は余りす。ですから減るのはあたりまえです。

私がぜひやつてもらいたいと思うこと、それはアメリカのメンツも立てるし、同時にイランの要望にもこたえていく、そして日本が本当に国際的な安全や平和の旗振りになっていくという態度をとるの、これが際非常に大事な問題だ。今後直接取引がふえていかざるを得ない。なぜなら、少なくともこれから十年間ぐらいは油に半分は依存をしなければならぬですから、そういう安全性を確保する意味でも日本の国民の利益、国益を守る。カーターの選挙演説に応援する必要はないのです。そういう意味で私がお願いしたいことは、一つはアメリカのこういうひどい制裁措置に対して日本政府としてそれはやめるべきだ。同時にアメリカとイランはもつと平和的に話し合つたらいいじゃないか。とこゝん話し合え。話し合いというのは簡単じゃありませんよ。そういう措置をやるべきだし、またヨーロッパ諸国に対しても、日本が本当に道義的にも国際政治の上でもイニシアをとろうと思うならばそういう措置を積極的に打ち出していく、これが日本のエネルギーの自主性を守っていく道であり、今後中近東の油をもつといふよりも友好的に手に入れていく道ではないかというふうに私は思うのです。もちろんこれは外交問題であり、通産大臣が一手に処理できるものじゃありませんけれども、閣僚会議に参加している通産大臣の発言は私は小さくないと思ひます。そういう意味でぜひそういう措置をとっていただくということは、エネルギー問題を解決するためにも、中近東の本当の安全のためにも果たすべき措置だと思ひますが、大臣の御見解をひとつ伺つて終わりにしたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 いま二者択一のような議論でございましてけれども、そういうふうにならぬようにするのが外交だと思ひます。したがひまして、今後の対処方法をどうするかということ、和田大使が帰つてまいりますのでその情報等、状況等をよく踏まえ、わきまえ、あるいは米側で望んでいられるのは何と日本ばかりではございませんので、ヨーロッパに対して同じような申し入れ、期待をしているわけでもございますから、そういう点もいろいろ国々の事情もあることは存じますがけれども、連絡をとりながら対処していきたいという段階でございまして、本人に私自体が見解を述べるような段階ではまだございません。

○多田委員 大臣、この供給の構造的な変化というのは非常に大事だといふふうに私は思うのです。メジャー依存がかつては七〇％以上あったものが、この二月には四五％に減つた。そして同時に直接取引、これが同じときでやはり四五％弱になった。ということは、メジャーに依存しないでもイランを含めた、イランが一番多いのですが、直接取引がそれだけ広まったということ、これは結構なことだと思ひます。なぜこういう事態になったのでしょうか。その原因の最たるものを一、二挙げてくれませんか。

○森山(信)政府委員 一番大きな原因は、何といひましても産油国がメジャーを通さずに直接販売をするという政策をとつたことではないかと思ひます。それからもう一つの原因といひましては、メジャーが従来とつてまいりました新しい油田の開発というものに対して若干異なつた見解を持ち始めた。これは産油国がそういうふうに向

○佐々木国務大臣 外交問題に対する考え方はそれぞれあるわけでもございますから、お説は拝聴いたしました。ただ、その中でD D、G Gあるいは自主開発等のいわば直接みずから油を輸入するといひますか、手に確保するといひますか、そういう傾向は否めないといふことでもございまして、この一年間あるいは二年間、そういう流通機構の改革に伴ひまして努力してきたところでございま

○多田委員 当事者としての、日本の重要な通産大臣として、もう少し実のある御答弁をしていただくのが当委員会に対する大臣の責務ではないかというふうに私は思ひます。これはお話しにならない以上、これ以上聞くのも無理だといふふうに思ひます。

○多田委員 最近日本の石油供給構造に変化が起きていると思ひますが、いままでのメジャー依存が減つてきていますね。この点で長官に聞きたいのですが、メジャー依存で入つてくる原油とそれから直接取引、D D、G G、この取引

○多田委員 メジャー經由が減つて直接取引がふえたというところで、産油国がメジャーを通じてなくなくなった。つまりいまから十五年、二十年前には想像のできなかった、アラブの諸国が民族的な自覚を強める、それから資源主権を主張して、とうとう一ドル原油から今日まで原油が上つた、上がつたことをいって私は言っているのじゃない。価格においても販売においても中近東の諸国がみづから手にそれをおさめるようになった、これはいまから十五年、二十年前に想像した人は余りす。ですから減るのはあたりまえです。

○佐々木国務大臣 外交問題に対する考え方はそれぞれあるわけでもございますから、お説は拝聴いたしました。ただ、その中でD D、G Gあるいは自主開発等のいわば直接みずから油を輸入するといひますか、手に確保するといひますか、そういう傾向は否めないといふことでもございまして、この一年間あるいは二年間、そういう流通機構の改革に伴ひまして努力してきたところでございま

○森山信 政府委員 基本的な考え方として申し上げますと、代替エネルギーの開発は基礎部門の開発からそれを実用化するまでの段階があるかかと思えます。そのプロセスの中で新しい機構に私どもが期待をいたしております考え方は、試験研究機関、大学あるいは民間の一部等で基礎研究をされまして、それを特に企業化をする必要があるというものにつきました。集約的にこの機構で発展をさしていくという機能を期待しておるわけでございます。具体的にどういうことを考えている

りどうしても優秀な人材を集める必要があるかと思ひますが、この人たちは政府機関ですとかあるいは民間企業ですとかあるいは学界ですとか、幅広い分野からこれらに適した人たちの人選を進めまして、強力かつ効率的な業務運営を行つていきたい、こういうふうに考えております。

○横手委員　そういうことで、政府の方としてはこの目的達成のためにいまおっしゃったように優秀なスタッフ、技術者、そういった人たちを民間に求める、こういうことのようにございますが、

通し的なものは幾たびかつくつてまいったわけでごいまして、いま例に出されました原子力等は、計画見通しをつくるたびに後退をしていったという御批判もいただいたわけでごいします。

従来は、若干の反省を込めて申し上げますと、幾つかの見通しをつくりまして代替エネルギーの開発に取り組んでまいったわけでごいしますけれども、必ずしも客観情勢が許さないという問題もございまして、計画見通しどおりにいかないという分野がございました。それは、最悪の場合は輸

の狂いで代替エネルギーの開発をせざるを得ない、こういう宿命に迫り込まれていくのが偽らざる実情ではないかということでございます。従来のいきさつ等につきましては十分なる反省を込めまして、今後のエネルギー対策につきましては万全の対策を講じていくという基本姿勢をとりたいというふうに考えている次第でございます。

○横手委員　当然のこととして、不転転の決意を持ってこの遂行に当たると、こういうことで大変敬意を表するわけでございますけれども、おつ

しゃつたように今日までの経過を見ますと、私どもは大変危ぶむものでございまして、後にちよつと触れますけれども、立地条件なんかの問題につきまして、幾ら頭の中ででき上がつてみて地元の反対があつてなかなか進まない、そして金を山ほど積まなければならぬ、そしてまた次のところへそれが弊害となつてあらわれる、こういう難問題がたくさんございまして、こういうことを指摘を申し上げておきたいわけでありまして。

次に、財源問題についてお尋ねをいたしますが、この代替エネルギー開発、導入の促進のために、昭和六十五年までに約三兆円の財源を必要といたします。そのうち、海外炭の開発促進だとかあるのは原子力、民間住宅のソーラーシステム、産業設備の石炭、LNG使用設備等、こういったところで約半分使われて、この新機構が実際に使う金は一兆五千億、こういうことになつておると思ふわけでありまして。したがってこの一兆五千億は、先ほど御説明をいただきました、実際に研究開発をするその具体的なもの、石炭、太陽、地熱、それらの技術グループ、こういうところへこの一兆五千億は使われる、こういうぐあいに理解してよろしいわけですか。

○森山(信)政府委員 三兆円の財源を確保したいということを考えておきまして、支出の方もそれに見合つた支出を計画的に考えておるわけでございますが、いま御指摘のとおり、そのうちの半分の約一兆五千億を新エネルギー機構で使わせていただくたい、こういうふうにご覧になっております。

○横手委員 そうしますと、これからいろいろ研究開発が進められてくる、たまたまこの一兆五千億というのは、今度新しく設けられようとしておる電源税の向こう十年間と、これは結果的にしようけれどもちよつと一致するような形になるわけでございます。さらに、これが研究が進んでいけば、今日までいろいろ議論がなされてまいりましたようなローカルエネルギーだとかあるいは水素あるいは波力、風力、潮力、こういったエネルギーの開発、こういうことが進んでくると思ふ

わけでありまして。そうなりますとこの一兆五千億という規模では財源が不足をしてくるのではないかと気がするわけでございますし、そういうことによつても電源税の増額にそれとしようようなことは、頭の中にその片りんもございませぬというのを確認をしておきたいわけでありまして。

○森山(信)政府委員 先ほどお答え申し上げました三兆円の予算規模につきましては、石油税によつて賄つていただきたいと思つておりますのが一兆五千億、それからいま御指摘の電源開発促進税で賄つていただきたいと思つておりますのが一兆五千億ということで、ちよつと半分半分といふことになっておる。これはいろいろ積み上げていまして、そういうことになつたわけでございます。電源開発促進税につきましては、今回キロワットアワー当たり八錢五厘から三錢への増徴をお願いしているわけでございますけれども、それをベースにいたしまして、今後十一年間の、つまり昭和六十五年までの事業計画その他を勘案いたしますと、財源的にはかつかつ賄えるのではないかと、この感じを持っておりますので、いまのところ、いまおつちやつたようなそういう増徴を頭の中に入れておきたいと思つておるわけでございます。

○横手委員 私はそういうことで、今日スタートする時点で考えておられる技術開発、こういったものは、先ほど申し上げましたようにいろいろなところに波及をしていかせなければならぬと思ふわけですね。自然のエネルギーを人間生活のために利用していく、こういうものはもつともと開発されなければならぬし、そうなりますと、当初考えられていたころよりもつと幅が広がって、むしろそういう時点のときに、この当初の見込みの一兆五千億では足らなくなるのではないかと気がしてならないわけでありまして。そこで、いろいろの石油関連諸税がございまして、

が、これの五十五年度の総額が三兆三千二百七十億、そのうち、いまおつちやいましたエネルギー対策としてすべてのものを合せて六千八百八十八億、二〇%ということでございます。たとえば二兆三千億、こういったものが見込まれておるわけでございますけれども、石油にかわる新しいエネルギーの開発ということでございますので、こういったところから新機構の方にその財源を振り分けていくべきだ、こういうような考え方はございませんか。

○森山(信)政府委員 御指摘のとおり、五十五年度の税収見込みで見ますと、エネルギー関係の分が三兆三千億であるわけでございます。これは、エネルギー関係の諸税と申しまして、ほとんど大部分が石油あるいは石油系のものに対する課税といふわけでございます。確かに三兆三千億のうち、いわゆるエネルギー開発関係の予算が二〇%程度あるいはそのうちで特に代替エネルギー対策のためとなりますと、小さな数字になります。ですから、税制の仕組みの中で、私どものサイドから見ますとある種の矛盾を感じるということでは事実でございます。しかしながら、エネルギー財源をベースにいたしまして経済社会的な仕組みというものは、長年の蓄積によりまして積み上げられたということもございまして、私も、経済社会の仕組み全体を総合的に判断して今後の税制のあり方というものは検討されてしかるべきではないか、こういうふうにご覧になっておるわけでございます。

問題は、いま御指摘の、電源開発促進税というものをやめて、現行のエネルギー諸税の中から回したらどうだという御指摘に對しましては、私どもが今回お願いしておりますのは、新しいエネルギーというものが電源の安定的な確保、いわゆる電力の安定供給というための代替エネルギーの開発と、それから石油の安定供給のための石油代替エネルギーの開発、この二つの要素を持つておるものでございまして、それぞれにつきまして、

前者につきましては電力を消費される需要家の方にそのコストを負担していただくのが適切ではなからうか、後者につきましては石油をお使いになつておる方に負担をしていただくのが至当ではなからうかという考えに立つておりますので、何とか電源開発促進税をお願いしたいという基本的な考え方を持つておるわけでございます。やはり目的税という観点に立ちますと、石油をお使いになつておる方だけが代替エネルギーのコストの負担をするということになりますと、やや目的税的な考え方からはおかしなことになるを得ない。やはり電気を消費される需要家の方にもある種のコストの負担をしていただくのが適切ではなからうか、こういう哲学と申しましうか、基本的な考え方を持つておるわけでございますので、よろしく御配慮を賜りたいと思ふ次第でございます。

○横手委員 私はそういう右左かというようなことを申し上げるのではなくして、これだけの膨大なものを見込んでおられるわけですね。ですから、道路財源が多過ぎるとか少な過ぎるとか、道路財源をおろそかにしないとか、そういうことを言つておるわけではないのです。比率としてのあり方について、エネルギー庁の長官として、日本の国民生活を守る総責任者として、こちらに對してもつと勇氣ある発言をしていかれるべきではないですか。そうしてもつとこの新エネルギーというものを、先ほど不退転の決意を持つてと言われたわけでございますので、こちらの方にもそういうことを御指摘申し上げたわけではなからうかというのを御指摘申し上げたわけではなからうかと思ふ次第でございます。

次に、この機構が仮に新発足をしたいにしても、直ちにあらたに代替エネルギーの花が咲くということではございませぬ。しかも、十一年後を目指して石油を半分にしたいといふことではございませぬ、その過程というものは、先ほど御指摘を申し上げましたように、その計画を見ても、あるいは多くの方が指摘をされましたように、石

油にかわる新しいエネルギーの開発というものはなかなかのとおりにまいりませんぞということが指摘をされて、大変でございますということはお認めになっておるわけでございます。

そういうことでございますので、この計画がスムーズに行くために、当面やはり石油の安定供給というのは不可欠のことであろうというぐあいに思っています。しかし、残念ながらそのほとんどすべてを外国からの輸入に仰がなければならぬ。そういったときに、これの安定保障というのでしようか、そのためには一つはエネルギーを節約することであり、一つは代替エネルギーを開発することであるし、いま一つは備蓄問題というものがおそろかにできない問題だと思っております。いま九十五日分ですか、民間と国家との備蓄があるというぐあいに聞いておりますし、先進諸国を見ますと百三十五日から百四十日、日数にしてわが国の約五割増に近い備蓄を持っておられるわけでございますが、この備蓄問題に対する見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

○志賀政府委員 お答え申し上げます。
ただいま先生から御指摘がございましたように、私どももいたしましては石油の安定供給確保というのがきわめて大事である、その点におきまして、石油備蓄というものを強化していく必要があるというふうな考えをしております。

ただいま先生から御指摘がございましたように、現在の日本の備蓄量というのは、民間備蓄で約八十八日、それから国家備蓄で七日分ということで、合わせて九十五日ということになっております。一方、IEAの加盟国の平均備蓄水準で申しますと、ことしの初めにおきまして、大体百三十五日というふうな聞いております。私どももいたしまして、こういった日本の置かれた状況から申しまして、少なくとも西欧諸国並みには持つていきたいというふうな考えをしております。そういうような考え方から、昭和五十年から民間の九十日備蓄という目標を掲げまして努力をしてみたいとおるわけでございます。

他方、五十三年度からは、九十日備蓄を超える分につきましてはやはり国で、国家備蓄という形でやる必要があるのではないかとということで、五十三年度から国家備蓄の計画を進めてまいっているところでございます。私どももいたしまして、民間備蓄だいたい八十八日ということでございますけれども、これを五十五年度中には九十日まで持つていつて、五十六年度以降は九十日備蓄水準を維持するという形に何とか持つていきたいというふうな考えております。

それから、国家備蓄の点につきましては、現在計画的に一千キロリットル、二千キロリットル、三千キロリットルというように逐次かさ上げをしていくというところで考えておるわけでございますが、三千キロリットルということになりまして、大体四十三日分ぐらいいいということで、民間の九十日と合わせますと大体西欧並み、こんなことで私どもも考えておるわけでございますけれども、国家備蓄については現在の国家備蓄七日分と申しますのはタンカー備蓄という形でございまして、このタンカー備蓄と申しますのは、やはり恒久的な、恒常的な国の国家備蓄基地ができるまでのつなぎというふうな考えておるわけで、そういった国家備蓄の恒常的な基地の整備というものが現在取り組んでおるわけでございます。現在のところ御案内のむつ小川原地区におきましてすでに着工に入っておりますということでございまして、そのほかたとえば福井であるとか上五島、白島、東苦小牧、屋久島あるいは馬毛島、各地点におきましてフィージビリティ調査を実施し、あるいは地元との調整に入っておりますというのが現状でございます。

○横手委員 通産省はことしの予算要求の際に、こういった日本のエネルギーの安定供給のためにLPGの備蓄を計画されたと思えますが、そのことについてこの国会に提案をされるのかどうか、その経過について伺いを申し上げます。

○志賀政府委員 LPGにつきましては、国民生活その他にきわめて関連が深いということで、この安定供給を確保するという意味からLPGガスの備蓄につきましては従来から検討をまいりつたところであります。昨年石油審議会の中に液化石油ガス分科会というものを設置いたしまして、そこで昨年の秋以降審議を重ねまして、ことしの一月末にLPGガスの備蓄について、輸入LPGガスの五十日備蓄達成を内容とした一応の答申をいただいたわけでございます。私どももいたしまして、その答申を受けて石油備蓄法の改正によりましてLPGガスの備蓄を行うべく準備を重ねてまいっているところでございます。ただ、若干関係方面と調整を要する問題がございまして、調整を進めておるところでございますけれども、現状から申しましてなお調整に時間を要するというふうな判断をしております。いずれにいたしましてこの調整ができた段階で国会の御審議をお願いするということになるわけでございますけれども、今国会に御提出申し上げることができるとかどうかわからない点についてはかなりむづかしい状況というふうな私どもも判断をいたしております。

○横手委員 通産省としてはかなり具体的なものを持つておられたというぐあいに聞いておるわけであります。したがって、通産省の今国会に対する提出予定法案の中にもすでに含まれるぐらいに討議が進められていたというぐあいに仄聞を聞いていたわけでございますけれども、いまの話をお聞きますと、かなり向こうへ行つてしまつて、そしてほかの省庁とのという言葉でございますけれども、そこら辺の経過はどうなんですか。ほかの省庁とか、今国会には間に合わないけれども次の臨時国会とかあるいは特別国会にはどうか、そういう点について。

○志賀政府委員 この問題につきましては、関係業界あるいは関係省、いろいろ関係者がございまして、そういった関係方面との調整に手間取つていられるわけでございますけれども、私どももいたしましてはできるだけ早期に調整をつけまして、次の通常国会には御提出申し上げられるように準備をしたいというふうな思っております。

○横手委員 それでは来年といひましようか、次の通常国会のときにはそういうものが具体的に出てくる、こういう理解をしてよろしゅうございませうか。

○志賀政府委員 そういう方針で私どもとしては作業を鋭意進めてまいりたいというふうな思っております。

○横手委員 次に、私は、新エネの開発にしろ、当然この機構で行ういろいろの開発もありましようし、あるいはこのほかに約半分の財源はよそへ行くわけでございまして、原子力だとか石炭液化の方に回つていくわけでございまして、そうすると、それら総合的な新エネの開発あるいはいま強調されておりました備蓄の促進、こういった問題についていろいろの問題もあるんでしようけれども、特に立地難という問題が一番大きな問題じゃないかという気がするわけであります。

先ほど、国家備蓄を現在タンカーで七日分持つております、これではどうにもなりませんので、いまそれぞれの地域で調整中でございます。こういう話でございまして、その中に福井県の話が出たわけでございまして、たまたま私は福井県を選挙区にいたしております。ここでは自治体の方ではかなり話が進んでおりますけれども、地元漁民の人たちは体を張つてもこれを阻止する、こういうことで話し合ひは遅々として進んでいない。むしろかえつてこじれかかつておるのではないかと、多少中身は違つてはいても福井だけの問題ではない。全国至るところでまずその問題が一番大きな問題として立ちばだかつてきておる事実があると思うわけであります。そういった点について、今後の進め方なりその対策なりをお聞かせをいただきたい。

○森山(信)政府委員 おっしゃるやうにエネルギー関係の立地問題というのは大変大きな問題でございます。私どもも一番の悩みは、総論につきましては比較的御賛同いただけるわけでございまして、各論になりますと大変強い反対が

あるというのが現状ではないかと思うわけでございます。結論につきましては、完全な国民的な合意を得させていただくというのがまず前段階といったしまして、私どもの責務だというふうに考えておりまして、国民の皆様方にエネルギーの重要性あるいは代替エネルギー開発の重要性の認識をいただくということが一つのプロセスとして必要ではないかということでございます。それから、第二段階のプロセスとしたしましては、各論で御賛成いただくような努力をするということではないかと思うわけでございます。そこで、各論で御賛成いただくための決め手は、いかなる代替エネルギーにつきましても、環境との調和の問題あるいは安全性の問題ということがよく御理解いただけないと、なかなか各論の御賛成もいただけないんじゃないかということでございます。そういう面につきまして鋭意対策を進めていくということでございます。これも実は非常に深い悩みがございます。お金を出しさえすればそういう問題が解決できるのかということになりますと、なかなかむずかしい問題でございます。ところが、それにかかわる手段といたしましてどういうことがあるかということになりますと、やはりそこにお金のお金の問題が出てくるということで、従来はいわゆる電源三法によりまして、あるいは石油備蓄立地対策交付金といったもので、できるだけ御理解をいただくような努力をしてみたいわけでございます。お金を出しさえすれば解決するという問題でもございませぬから、基本的には環境保全と安全性の立証ということに最大の重点を置いて、それがやはり国民の皆様方の御理解をいただくための一つの一番大事なことでないか。

(塩川委員長退席、岡田委員長着席)

それから従来とてまいりました交付金制度の有効活用というようなものを合わせましてお願いをするということでございます。基本的には国民の皆様方に総論でも御理解いただきますし、各論

でも御理解いただけるような政策努力を続けていくことが必要なのではないか、こういうふうに考えております。

○横手委員 私、おっしゃることはよくわかるのでございます。ならばいままでもそれをやってこなかったかという、それでやってこられたかと思うのです。それで、それなら解決してしましたかという、長官いま冒頭に言われたように、一番頭の痛い問題はそれでございます。こういうことをおっしゃるわけでございます。したがって、このことについては国民の皆様さん方も合意をされるけれども、それではここにということになると、ここではないかぬ、よそに行つてくれ、こういうことで行くところがない、こういうことであると思うわけで。

それと、そのためにはお金の問題というようにこともありますけれども、私も率直な感じとして、もちろん今日の社会の中でお金でそれを弁償するということも一つの手段としてりつぱなことだろと思うけれども、ただ単に金でほつぱたをたたくようなこと、これは住民感情を逆なでするようなことになって、むしろ反対運動の火に油を注ぐようなことがしばしばあるという気がしてならないわけでありまして。したがって、とことんまで話し合いということでございますし、うけれども、それでは二年でも三年でも話し合いを続けていくのか、御理解をいただくために、こういうことの繰り返しではまた今日のこの立地難をそのまま持ち越したまま国の政策は行き詰まってしまう、こういうような感じがするわけでございませう。具体的な突破口みたいなものといましようか、いま袋小路の中に入つてにっちもさっちもならぬようなことで、ここに突破口を見つけないような具体的な何か施策がありますか。

○森山(信)政府委員 エネルギーの施設がきわめて罪惡的なものであつて、また危害を加えるものであるという認識に立ちますと大変問題があるというところでございまして、むしろ積極的にならう施設を導入することによりまして地域の振興が図れるというように、価値観の転換ということが必要なのではないかということでございます。私どもはそういう観点から、先ほど申し上げましたようにエネルギーの施設というものは決して危害を加えるものではない、安全なものであるということの立証がまず大事ではないか、その前提に立ちまして、当該施設をその地域へ立地していただくことがその地域の振興の一つの手段になるんだというように考え方を持っていたらどうかということ、いまいろいろな対策を講じているわけでございまして、その一つの手段が、先ほど申し上げました電源立地促進のための交付金制度であり、石油備蓄基地の立地のための交付金制度である。それが単にお金を差し上げるという考え方はなくて、そこにできます施設というものと並行いたしまして社会的な施設がだんだんとできてまいりまして、それが呼び水になりましてその地域の振興が図れる。言つてみますと、ある種の集積のメリツトがそこで与えられるような、単に原子力発電所をつくるあるいは石油の備蓄基地をつくるということだけではなくて、一つの地域としての集積のメリツトができるような対策というものが考えられてしかるべきではないか、その手段に再三申し上げます立地交付金制度というものをますます拡大していつて、そういう方向に頭の切りかえといましようか、価値観の切りかえといましようか、そういうことをお願いできれば大変幸いである、こういうふうな基本的な考え方を持っておるわけでございませう。

○横手委員 私もいま長官おっしゃいましたように、ただ単に一時的にそこへ金をばらまくとか、そういうことでは悪感情を残すだけだと思うわけですか。ですから、いまおっしゃるように恒常的なといましようか、地域が潤うそういう施設、ただしかし、それは公民館がりつぱになつたり学校がりつぱになつたり、それだけでは私はとてもその地域が潤つた、そして恒常的な幸せが約束できるといふことにはならないというぐあいに考え

ます。そこで、ほかの人からも提案があつたこともわかりませぬけれども、たとえば電源立地に対して協力をした地域に対しては、その地域において電気料金の割引制度をつくる、こういう制度の導入はいかがなものだろうか。そうしますと、今日電気料金は生産コストの中になら大きなウエートを占めておる。したがって工場進出がなされようか、いろいろな工場がない。こういうような地域はへんびなところが多いわけでございませう。したがって、その地域を恒常的に潤わしていくというのは、やはりその地域の産業の開発です。ところが、見るべき産業がないというところには新しい産業、工場を導入しなければならぬ。そういう呼び水の的なといましようか、そういうことを国の方で考えられてはいかがなものだろうかということが一つ。

それからもう一つは、その地域の必要といましようか、その地域が望むような、十分話し合つてもらわなければならぬと思ひますけれども、そういう工場を誘致してあげるとも工場自体が行つてくれなければならぬものならないわけでございます。で、そういう地域に、そして地域の人が望むような産業の進出企業に対しては税制面、金融面で思い切つた助成措置をとつてやる、これが私は立地難の解消のために大きな役割を持っておるのじゃないかと思ひますが、いかがでございますか。

○森山(信)政府委員 まず第一点の電気料金の地域別料金制度の導入につきましては、大変冷たい言い方をいたしますと、現在の料金制度がいわゆる原価主義、公平の原則ということでございませう。特定の地域に特別の料金を設けるということとは、いまの主義に反しているということにならざるを得ないわけでございませぬけれども、しかしそればかり言つておつたのでは、先ほど来御議論のございませうとも相反します。で、どういふ考え方をとつたらいいのか、実は私自身もいろいろと思ひめぐらしているところでございませう。電

燃料金制度の総合的なあり方という観点から、将来の課題といたしましてこれは十分検討に値することではないかというような認識を持っております。

それから第二点で御指摘のございました、そういう地域に對しまして、先ほど私が答え申し上げましたとおりの同じような御意見の御主張だと思ふわけでございますけれども、やはり国が一つの過疎地域に對します工場導入政策といったものを考えた場合に、また別の観点の国の政策、これは代替エネルギーあるいはエネルギー基地の推進という問題もございまして、そういった国の意思というものが別個に働いていくということになりますと、総合的な効果も期待できないわけでございますので、できる限りその国の意思というものを統一して推進していくという観点からいいますと、先生の御指摘はまことにございまして、私もそういう方向で関係方面と折衝を続けていきたい、こういうふうな考えです。

○横手委員 与えられた時間が参りましたので以上で終わります。ただ、冒頭御指摘を申し上げましたように、人員配置の問題あるいはこれらに携わる人たちの人材の確保の問題、あるいは予算といたしましては財源の問題、かなり大きな問題を持つた機構であるというぐあいに考えておりますというのを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○岡田委員長 これにて横手文雄君の質疑は終了いたしました。

次に、小淵正義君。

○小淵(正)委員 私は、まず新エネルギー開発という問題の基本的な考え方といふか、そういうものについて少しお尋ねしたいと思ふのであります。要するに新しいエネルギーの開発という仕事は、その内容から見まして総合的な見地から推進されなければならないと思ふわけでありまして、わが国の経済が一体どのような形の中でいくのか、それに関連してエネルギー計画をどういうよ

うに立てていくのか、そういうことの中で、具体的に参りますと環境問題等もまたいろいろ絡んで出てくるわけでありまして、そういうことをいろいろ総合的に考えますと、たとえば経済企画庁または環境庁、資源エネルギー庁、科学技術庁、こういったいろいろなもの組み合わせの中で総合的にこの計画は推進されなければならない、かように思ふわけですが。

(岡田委員長退席、塩川委員長着席)

したがって、そういう中で果たしてこれからやろうとしているのは、一体どういう仕組みの中でそういうものが一応進められようとしているのか。こういった総合的な横との関連といふか、関係といふか、そういうコンセンサスはあるのか、まづそういう基本的なあり方についての考え方を尋ねたいと思ふます。

○佐々木国務大臣 エネルギー問題はエネルギー問題自体として存在するんじゃないかと、国民経済の中にその発動があるわけではございまして、したがって、まづ何と申し上げても国民経済がどういふふうな成長を遂げていくかという前提がございまして、もちろんその前提はエネルギー自体から制約を受けるわけではございまして、相互作用を及ぼしながら国民経済の成長の中でどれほどのエネルギーが必要であるかという要請が出てきてまして、その要請に對してエネルギー全体でたえば石油換算いたしましたところの必要である、それではそのエネルギーをどういう種類で賄っていくかということが次に出てくる問題かと思ひます。

最近になって非常に特徴的なのは、輸入原油の量がIEA等で協議が決まりますので、それ以上輸入しようとしても国家義務としてそれ以上輸入できないという上限がはつきり決まってきたということが従来と非常に違う点だと思ひます。そうなるまいかと、それ以上は輸入できぬわけではございまして、仮にそれをオーバーするエネルギー需要があつたとすれば、それをどう賄つて

いくかという問題が次に出てくるわけではございまして、もしそれをオーバーした点を他の油以外のエネルギーでカバーできなかった場合には、経済成長率を落とすよりしょうがないわけではございまして、もちろん石油の節約問題等いろいろありますけれども、はしよって粗筋だけお話ししますと、どうしても経済成長を落とさないということになれば、それに見合うような代替エネルギーと申しますか、新エネルギーを開発して経済の成長を助けていくよりしょうがない、こういうことに相なってくるかと思ひます。これは従来よりむしろ逆でありまして、経済成長率はこのくらい伸ばしたい、したがってエネルギーの量はこのくらいだ、新エネルギーはこのくらいいけそうだから油はこれほど輸入せよいかぬというふうな仕組んでおつたのですけれども、今度はそういうふうでは許されない。逆にいう油の使用の限度が決まってくるわけではございまして、非常に問題がシビアになってまいります。

そういうことで一応各エネルギーの量が決まってくるわけではございまして、それはしばしばお話し申し上げるようにエネルギー計画というのはその年限りの問題ではなくて、言うなれば中期、長期を展望しながらこれに對処していかなければいかぬ問題でございまして、毎年毎年の量とタイムというものをかみ合せて、そして計画というものができていくものだと思います。たとえばホワイトエナジーが大変重要だ、ぜひ進めると言つてみても、実際それではホワイトエナジーというものは毎年どのくらい量が出てくるのだと見ますと余り大した量にならないというのであれば、それのみ頼つておつたのでは経済は伸びていきませんから、そうはいかないというふうな、やはり量と時間をかみ合せてそして計画を立てていくということが大変重要なことだと思ひます。これはほかの計画と違ひまして抽象論は許さない、はつきりボリュームで出ていく、そういう態勢が必要だと思ひます。少し長くなって恐縮でございしますが、今

度は各エネルギー自体を積み重ねまして、それを必要なゾレン的な、これくらいは出したいものだという目標にするか、あるいは各エネルギーに従つてそれを建設する、たとえば電力会社は原子力であれば原子力をどういうふうなこれから各会社で扱っていくか、その可能性いかんということを含味しまして積み重ねて、そしてこれくらいまではやれそうだというふうな限度をつくり上げていって、そして目標を決めていくという行き方にするか、大変そこら辺は技術的な検討を要する点でございまして、いづれにいたしましてもそういうふうな一応目標が固まつてきます。これはもちろん資本主義の経済ですから努力目標であるというのは間違いございませんけれども、今度の法案でそういうものをつくる際に、そのつくつたものを通産大臣はこれを閣議で決めるというふうなことでございまして、従来は経済閣僚懇談会、協議会等で決めたただけでございまして、閣議で正式に取り上げたということではございせん。今度は閣議で取り上げようということになっておりますから、閣議でこれを決定するからには少なくともそれに必要な手段、資金とか財政的な援助とか税制的な裏打ちあるいは立地に対する配慮といったようなものがそろつてきまして、計画としては大変実現性を持つてくるというふうに見ていつていいのじゃないかと思ひます。

少し長い話で恐縮でございましたけれども、各国民経済等の関連を持ちながらどういふ仕組みで計画というものが成り立つていくかという御質問でございましたので、大変失礼ではございしますが、私も少し長い御説明を申し上げます。

○小淵(正)委員 私の質問のポイントが少し悪かつたのかもしれないけれども、若干ポイントははずれておると思ひますが、時間もかかりますので次の質問の中で消化したいと思ひます。

今回、「長期エネルギー需給暫定見通し」ということでの計画が発表されておりますが、これは総合エネルギー調査会の需給部会が出されたやつですね。したがって、この中におけるベースとなるべ

き経済ベースというものは一体どのようなものを中心にしてこれが組み立てられたのか。たとえば経済七カ年計画なんかありました。あんなものもベースにしてこれができ上がったのかどうか、それと、先ほど言うようにこれは経済企画庁とかそういったものとの十分なコンセンサスの中でこれができただけなのか、単なる需給という関係からだけ見てこういう計画ができ上がったのか、そこあたりの内容についてお尋ねしたいと思います。

○森山(信)政府委員 たいま御指摘の「長期エネルギー需給暫定見通し」は、昨年の八月に総合エネルギー調査会需給部会におきまして中間報告として答申をいただいたものでございまして、昭和七〇年度までを見通してございまして、

このベースになります考え方が二つございまして、一つはエネルギーの需要をどう見るかという見方、これは、いま先生御指摘の経済企画庁がごつくりになりました経済社会七カ年計画というものをベースにいたしまして、一定の成長率をベースにいたしましてはじき出しましたエネルギーの需要量というものを積算の根拠にいたしたわけでございまして、それからもう一つは、輸入石油の供給量の問題でございまして、これは、国内のコンセンサスはもちろんでございまして、I E A等との調整の問題がございまして、昨年東京サミット以来各方面でいろいろな議論が行われてまして、一応五百四十万バレル・パー・デーという数字が日本のシーリング、天井ということを決められたわけでございまして、五年先にはこれが六百三十万バレルないし六百九十万バレル・パー・デーが目標になるということでございまして、それをベースにいたしまして見通しを組んだということとございまして、私どもはその二つの要素をベースにいたしまして作業をいたしましたけれども、そのほかにつけ加えました要素といたしましては、いわゆる省エネルギーの率をどうするかという問題について積算をいたしまし

た。それから、そのギャップを埋める石油以外の代替エネルギーがどうなるかということも積算していったというのがプロセスでございまして、

○小淵(正)委員 次に質問いたしますが、今回のこの新しい総合開発機構の中で、「長期エネルギー需給暫定見通し」の中でも約その一割以上を占めている原子力があるわけですが、これから石油代替の場合はもう原子力が石炭、これが二つの柱だと思っております。そういうことを考えますと、新機構の中から原子力関係だけが除いてある、これは総合的なこういうものをやる機関としてはちよつと不十分じゃないか、どうして原子力も含めた中で新しい機構としてやらなかったのかという問題がどうしても残ると私は思うのでございけれども、なぜ原子力を除いたのか、この点をひとつお願いいたします。

○佐々木国務大臣 エネルギーの総合需給という面から見ますとお話のとおりでございまして、どこか一本にするのが一番総合性が保てると思っております。その問題にしましては、この法案の三条でございまして、要するに供給目標というところと総合性を持たせてありまして、それにしましては、通産省側で議案はつくるわけでございまして、原子力に関しましてはそれだけでなくして原子力委員会等がございまして、原子力委員会等の審査も仰いで、そして他のエネルギーとの整合性を保つていこうというふうに仕組んであります。さてこの機関がそれじゃなぜ扱われぬのだという問題になりますと、少し様子が変わってまいりまして、原子力の方は御承知のようにもう三十年近い年月を経ています。その間幾多の変遷がございましたけれども、基本的な、ベシシクな研究は大学あるいは原子力研究所等で進めております。その開発までの過程におきましては動燃といった一つの事業団がございましてそれに取組んでおる。燃料も同じでございまして、原子炉そのものも同じでございまして、そういうふうになって、そしていよいよ実用炉の段階に入つた際にはこれを民間で言うならば実用化したわけであ

から、通産なりあるいは運輸省なりの監督にしように進めていく。原子炉の開発も、御承知のように一つのディベカルなものは、実験炉それから原型炉あるいは実証炉、実用炉というふうな段階を経ていくわけですから、その実用炉になるまでの過程はもう機構として整備しておりました。それから実用になった場合にもまたそれぞれの官庁が進めることになっていきますから、言うなれば体制としては整備しているという段階でございまして、この機関は、原子力以外のたくさんある問題の中で、言うなれば一つの中間的な実用化までの道行きを扱っていくという機関でございまして、無理に原子力関係をこれに取り入れぬでもたぐさんやることがあるし、また無理に取り入れること自体が混乱を増すゆえんにもなりかねないとも考えられますので、これを抜きまして、そして原子力関係以外に専念しよう、こういうふうな決めたわけでございまして、

○小淵(正)委員 この問題は若干意見があるところですが、ここまでは別に議論するあれがありませうので、先に進みたいと思つてます。今回の長期エネルギーの需給暫定見通しの中で言われているのは、所要資金として五十五年から六十五年までの十一年間で約三兆円が必要だ、こういうふうな言われているわけですが、総合エネルギー推進委員会ですか、この中では、これだけの計画、これは七十年まででございまして、七十年までで石油に換算してこれだけの石油代替のためのエネルギーを開発するためには一体幾ら要するのかわからないで、ざつと計算しても百六十兆円必要だ、こういうふうなのが別なところで出ているのを私は知つたわけでありまして、それからいきますと、五年の差がありまして、それからも余りにもけたが違つたのです。これだけの代替エネルギーのための研究開発体制をしていくのに、十五年になりますから、十年と十五年の違いがありまして、三兆円と百六十兆円とまるきり話が違つたわけですが、これは一体どういう違いなのか、ここあたりについてひとつ御説

明いたしたいと思います。

○森山(信)政府委員 私どもが現在御審議いただいております法案で考えておりますことは、新エネルギー開発機構におきまして、資源の開発と、それからもう一つは技術開発の面があるかと思つて、それを含めまして試験研究機関等基礎的研究が進みまして、実用化のめどをついたものにつきますと段階的な開発を促進するための、言つてみましてその企業化を促進させるための仕事をしたいというところでございまして、それが実用化に結びつきましてそれ民間で実用化をするわけでございまして、したがって、言つてみますと基礎的な技術開発と実用化の中間段階の仕事をさせていただくということとでございまして、従来はそういうことはなかなか一元的に行われておりませんでした。試験研究が基礎的に行われましてなかなか実用化に至っていないというのが現状じゃないかと思うわけでございまして、その中間を埋める促進剤をこの新機構にお願ひしたいということとでございまして、したがって、私どもがその中間的な仕事をするということになりますと、お金の面も当然そういう面に振り向けられるということとでございまして、民間の方で実用化の段階になりますと、これは大きな工場をつくりまして実際に実用化するわけでございまして、私どもは昭和六十五年までに約八十兆ぐらいのお金が必要のなかと大ざっぱに計算いたしまして感じておりますけれども、いま御指摘の線は、七十年までにその倍、百六十兆という数字も聞いておりますが、これは生産も全部ひくるめまして、いわゆる実用化の段階に至つた場合のその機械装置その他を含めまして、全部生産をする金額が百六十兆ということとでございまして、私どもは繰り返しになりますけれども、試験研究に成功したものを企業化するまでのプロセスを分担するということと三兆円ということをお願いしているわけでございまして。

○小淵(正)委員 その点はわかりました。

それで、基礎的なものと中間的なものと技術開発関係だけにしぼっても三兆円要するということがありますが、これだけの資金配分を一体どこでやっていくのか。少なくともこの新エネルギー開発機構の中で三兆円のお金の配分を、アイテム別にそれぞれの開発の状況に応じて配分していくということ、そういうものをこの機構の中で権限を持つてやるのか、このあたりがどうなっているのか、考えをお聞きしたいと思います。

○森山(信)政府委員 現在私も考えております三兆円の財源手当てといたしましては、石油税と電源開発促進税ということをお願いをしておるわけでございまして、いわゆる税金でございまして、長期的な見通しのもとにそういう計画を組みますけれども、具体的な配分につきましては、毎年度の事業計画に應じて、新機構の事業計画等をならみ合わせながら政府がこれを決めていくということになろうかと思っております。当然新機構は、各年度の予算だけをにらんで仕事をすること、このことになりまして、代替エネルギー開発の本来の趣旨にもとることになりますので、新機構そのものの事業計画も中長期で組まざるを得ないということになります。政府といたしましては、十年間を見通した供給計画というものを決めていくわけでございまして、その中におきまして中長期の十年間のおおよその大綱はあらかじめ決めておきますけれども、年度ごとの支出につきましては、先ほど申し上げましたように税収がベースになりますから、毎年具体的な支出を決める、こういうやり方になろうかと思っております。

○小淵(正)委員 そうしますと、短期的、長期的な事業計画の中で一つの想定をしながら資金配分等を考えるわけでしょうか、結果的には政府が決める。税収であるために結果的に政府が決めるということ、大蔵省の最終的な判断でこれが動かされるという可能性が非常にあるわけですね。そういう問題が残されているのではないかと思います。結局結果的には技術の開発状況が現

在どの程度、どういうものがどういう形で進められるか、そういうものに対する一つの判断をされるのは新しい機構の中でされたいと思っております。最終的には何も知らない大蔵省が資金配分の最終権限を持つていて、そういう形に置かれていて、ではないかという懸念がしたものですから質問したのですが、最終的に政府が決めるということ、そういうことになるということですね。その点いかがですか。

○森山(信)政府委員 一般会計の予算でございまして、御指摘のとおり大蔵省が最終的な政府原案上の査定をするわけでございすけれども、私どもが三兆円をお願いしておりますのは特別会計でございまして、特別会計は特定の目的に使用するというものでございすから、これは査定の問題ではなくて、税収確定の問題ということで事務的な作業が行われるわけでございすけれども、入りました税収は特別会計へ直入するというところで、石油税につきましては若干異質なものがございすけれども、電源開発促進税等は直入でございすので、入りました収入はそのまま私どもの予算に計上される、こういう仕組みになっております。

○小淵(正)委員 そうしますと、いまの御答弁では結果的にはそういう政策的な優先度を考慮して、資金配分は新エネルギー機構の中で、事業計画で決めていく、それで大蔵省あたりからのいろいろなそういう余地はない、こういうふうな判断していいですね。

○森山(信)政府委員 特別会計も国家予算の中身でございすから、その原案は私どもでつくらせていただきますけれども、最終的な決定は国会ということになるかと思っております。

○小淵(正)委員 次に移ります。
「民間の有識者等からなる運営委員会を設置し、機構の運営に関する基本的事項を議決する機関とします。」ということが今回の新しい機構の中でうたわれているわけですが、具体的にはこれはどういうことをやろうとされているのか、少し

中身について現在考えられていることについて御説明いただきたいと思っております。

○尾島政府委員 今度考えております新機構は、技術開発、資源開発という新エネルギーの開発を民間の協力を得て強力に推進してまいらうということで、民間の活力を利用しつつ進めてまいらう一つのやり方といたしまして、運営委員会というのを設置することになっております。この運営委員会におきましては、民間の学識経験者七名と理事長をもつて構成されるものであります。具体的な機能といたしましては、予算、決算、事業計画それから資金計画、こういうような事業運営の根幹に關します計画を決定し、それから業務運営につきましましていろいろ審議し、建議するというような機能を持つていくわけでございす。

民間側の委員に委嘱いたします人につきましては、こういうような機能を持った機構におきまして十分広い学識経験を生かして業務運営に十全の配慮ができるような人を選んでまいりたいということを考えております。

○小淵(正)委員 次に移ります。
今回、供給見通し等についての策定は最終的に閣議で決めていくということになっているわけですが、通産大臣としてそれを出す場合には、何らかの機関に、どこかに諮問したものを一つの策定した計画としてそこに出していくのか、この新エネルギー機構の中で出されたものをベースとして閣議決定に持ち込むという形になるのか、そこあたりはどのようなお考えなのか、お尋ねしたいと思っております。

○尾島政府委員 供給目標を策定いたします際に、通産大臣がこれを閣議にかけまして、閣議決定という手続を経ることになっております。これはやはり今後石油代替エネルギーの供給ということが国を挙げての大きな重要な課題であり、かつこれによりまして社会一般の目安にし、それから政府といたしましてこの経済社会政策諸施策を進めるに当たりまして一つの統一したものというわけで、それを得る手続として閣議決定を考え

たわけでございす。なお、この供給目標を定める際には広く学識経験者の意見を参考に徴すること、ということはおわれたいと思っております。一つのことだとして総合エネルギー調査会の御意見を聞くということも現在一案として考えております。

○小淵(正)委員 これは予定しておいた質問ではないので、もし何であれ御答弁はなくて結構ですが、きょうの日程の中にも出ておったのですが、IEAでこれからの石油事情等についての対策がいろいろ検討されていることが記事になっておりました。これからいいますと、長期暫定見通しで七十年までは五十二年から約一五%増しの石油依存度、石油をそれだけ輸入するようになるわけですね。これは長期の話ですけれども、いまのIEAの動きから見ましてそういう一五%増しのような計画が果たして立てられるのかどうか、非常に厳しくなつてきて、これは私は根本的に崩れるんじゃないかと思うのですけれども、そこあたりに対してのお考えと、あわせてその中で特に日本の場合においては石油火力への依存度が非常に高いわけでありまして、これに非常に厳しい風当たりが出ておるわけでありまして、早急にこれも石油火力の方に切りかえなければならぬような状況に追い込まれていると思っております。そういう意味では先ほどのどなたかの御質問の中にもちよつと出ておりましたが、わが国としても早急に石油火力を石油火力に移行するような計画を策定して取り組まないことには、やはり日本としてふうに私はIEAの動きから見て感じるのですが、そこあたりのお考えがあればお聞きしたいと思っております。

○佐々木国務大臣 お説は、私は大変憂慮しておりますけれども、そういう問題が出てくると思っております。でございますので、従来の線の油の供給量と申しますか、固持していったらいいのがあるいはそうでなしに事前にそれに対応する一つの研究を進めたらよろしいのか、大変むずかしい問題に

なっておりますけれども、いずれにいたしましても西暦で申しますと八一年、八五年、九〇年の三つの段階にかかわる目標、八一年度はむしろ目標じゃなくてシーリングで、国家義務になる数字だと思ひますけれども、それ以外は努力目標でございましょうから、そういう問題に關しての議論というものは行われるのじゃないかと思ひます。もし行われるとすれば、それに対して対応策を考えなければいかぬのは当然でございします。

それから、もう一つ御指摘ございましたのは火力発電でございますが、これに対して、従来同様石油に頼っていくというのはおかしいじゃないか、むしろ今後はこれを廃止すべきだとかあるいは従来のもので切りかえていったらどうかという議論も出そうでございまして、まだ議題は完全には決まっておりますから何とも申されませんが、けれども、そういう点でもし議題として決まれば、日本としての対応を検討して持つていかなければいかぬと思ひております。

○小淵(正)委員 特に石油火力を石炭火力に切りかえるのはかなりの資金が必要でしょうから、やはり早目にこの問題に対しては一つの計画を策定していくことが私は必要じゃないかと思ひます。私は素人ですが、そういういろいろな新聞記事、報道関係を見ますと、必ずや日本はそういう形に追い込まれてしまうのじゃないかという気がいたしますので、そういう意味で早目にこういった問題に対する取り組みをお願いしておきたいと思ひます。

次に、これは去る三月二十六日に、科学技術特別委員会の中で参考人をお呼びしてエネルギー問題についていろいろお話を聞いておるわけでありましたが、たまたま私、その議事録を読みましたが、今回の「長期エネルギー需給暫定見通し」に対するいろいろな見方をやれとか、たとえば省エネルギーの一四・八%はこれはもう非常にむずかしいだろう、原子力の五千三百万キロワットもいまのリードタイム等から考えたらとても無理じゃない

か、これは六十五年度を指しておるわけでありすが、せいぜい四千万キロワット程度だろう。まあ確かに、きのうですか、けさの新聞にもあったが、六十年目における原子力のあれからいっても、計画よりおくれた二千八百万キロワット程度しか見込めないようなことが言われておるようなことが報道されておりましたが、そういうことと確かに符節が合うわけでありすが、そういうこととか、石炭の五千三百五十万トン、これは一般炭ですが、これもとても無理だ、まずコールセンターがない、運ぶものもないし港もない。それだけの石炭を燃やせば大量のガスが発生するし、大きな大気汚染になるが、これに対する環境庁との話し合いなんかも全然されてないとか、また炭を燃やした後の灰が八百万トン出るが、これの処理、そういうことももの対策というのでも全然考えられていない。ざつと言いますと、こういうふうな調子で科学技術委員会が言われているんですよ。これは、議事録を読みましたらそんなふう書いてあるのです。もちろん新エネルギー、新燃料油に対してでも、こういう計画でも、多分でき上がったとしてもこれはベiseぬだろう、こういうようなことになっておるわけでありすが、それからいきますとこの計画はさんざんなんです、あの人の言によると、これに対しては資源エネルギー庁として、これは単なる一野人の放言という形で受け取るのか、そういうものに対して率直な、科学技術委員会が出されたこういう意見に対して、担当省庁としてはどのようにお考えなのか、それをお聞きしたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 私も議事録を取り寄せまして拝見をいたしました。牧野氏の御意見は大変手厳しい御意見でございまして、大変な戸惑いを感じておるわけでございしますが、私も私どもが総合エネルギー調査会からちようだいいたしました答申は、これは何回もこの委員会でも御答弁申し上げましたとおり、官民挙げての最大の努力目標というところで見通しをおつくりいただいたものというふうな理解をしておるわけでございします。つま

り、先ほど先生の御質問に答えまして私が申し上げました二つの与件があるかと思ひます。一つは経済成長率、これは経済企画庁でおつくりになりました七カ年計画をベースにいたしました経済成長率を使つておりますし、それから輸入石油につきましては国際的な合意をベースにいたしました作業したものでございまして、その二つの与件から導き出されます結論をいたしました。一つはエネルギーの使用を節約していくという考え方がございしますけれども、それにもおのずから限界がございします。相当高目の省エネルギー率をはじき出してありますけれども、それで総エネルギー需要とのギャップはどうしても代替エネルギーで埋めていかなくてはならない、こういう一つの目標をベースにいたしました各項目の数字をはじいたのが暫定見通しでございまして、それぞれ項目につきまして最大限の努力目標ということでございしますから、一つ一つの項目につきまして、従来の政策パターンから見まして問題があるかどうかは私も認めざるを得ないと思ひわけでございします。

それから、牧野氏が言つておられますのは、成長率そのものが高過ぎるのではないかと御指摘もございまして、せいぜい三%ないし四%の成長率ではないのかという御指摘もございします。その成長率をベースにせざるを得ないという立場は当然ではなからうかということとございします。この成長率が変わつてまいりますとまた違った観点が出てくようかと思ひます。いづれにいたしましても、これは一つのエネルギー供給サイドからこれだけの供給をしなければ経済成長を支え、あるいは輸入石油を一定の線に抑えることはできないということとございします。で、政策努力を集約的に行つていくということが前提条件でございします。過去のパターンによる政策というものをベースにいたしますと、牧野

さんのような御意見が出てくるのではないかといいこととございまして、それで済まないのじゃないかというのがエネルギー政策当局としての課題ではなからうか、こういうふうな認識いたしております。

○小淵(正)委員 従来の既成的な観念をやめて新しい考え方の中でやらないことにはこのエネルギー対策はできないというお話であります。努力目標でしようけれども、しかし、これもやはり総合研究所の代表の方ですから、ひとつ謙虚にこういう意見もあることを受けとめておいて、これからの仕事の一つの参考に資していただきたい、かように思ひております。

それから、次にお尋ねしますが、これも予告をしておりませんが、わが国がなかつたら結構ですが、大体わが国の電気料金は世界一高いと思ひますが、そういうことからいいますと、大体五年後、いまのこういつたエネルギー事情の中で大体電気料金はどの程度まで上がるといふふうに見通されますか。もしそういうものがあればお尋ねしたいと思ひます。というのは、私は、こういうエネルギー需給計画はこれで結構だと思ひます。フアクトがあつて、こういつた問題が全部だめになつていくのではないかと御指摘も全部だめにはないのです。そういう意味では、果たしてそういう電気料金がどんどん上がつていくのに、日本の基礎産業あたりがこれに耐えていき得るのかどうかということ等を考えていくと、結果的にいろいろ経済的なものが根底から崩れていく可能性もあるのではないかと御指摘もするものですが、ちよつと、ちよつとということとは失礼でございしますけれども、果たしてそこあたりのお考えがあられるか。五年後大体どの程度電気料金が上がると見通されたか。私これもある程度見ておかなければいかぬと思ひます。

それからあと一つは、これは大蔵省の関係もありましようけれども、それだけの石油代金を果たしてわが国が賄ひ切れるか、そつちの角度から見

さんのお話でございまして、それでは済まないのじゃないかというのがエネルギー政策当局としての課題ではなからうか、こういうふうな認識いたしております。

それから、次にお尋ねしますが、これも予告をしておりませんが、わが国がなかつたら結構ですが、大体わが国の電気料金は世界一高いと思ひますが、そういうことからいいますと、大体五年後、いまのこういつたエネルギー事情の中で大体電気料金はどの程度まで上がるといふふうに見通されますか。もしそういうものがあればお尋ねしたいと思ひます。というのは、私は、こういうエネルギー需給計画はこれで結構だと思ひます。フアクトがあつて、こういつた問題が全部だめになつていくのではないかと御指摘も全部だめにはないのです。そういう意味では、果たしてそういう電気料金がどんどん上がつていくのに、日本の基礎産業あたりがこれに耐えていき得るのかどうかということ等を考えていくと、結果的にいろいろ経済的なものが根底から崩れていく可能性もあるのではないかと御指摘もするものですが、ちよつと、ちよつとということとは失礼でございしますけれども、果たしてそこあたりのお考えがあられるか。五年後大体どの程度電気料金が上がると見通されたか。私これもある程度見ておかなければいかぬと思ひます。

それからあと一つは、これは大蔵省の関係もありましようけれども、それだけの石油代金を果たしてわが国が賄ひ切れるか、そつちの角度から見

さんのお話でございまして、それでは済まないのじゃないかというのがエネルギー政策当局としての課題ではなからうか、こういうふうな認識いたしております。

てどうなのだろうかという疑問なしとしない面があるわけでありまして、そういう意味では単なる机上のペーパープランだけになるのじやないかという可能性もあると思ひまして、若干そういう意味で質問を申し上げたわけでありますが、もしまだそこらまで考えられていないなら結構ですから、ちよつとお願ひします。

○森山(信)政府委員 先般電気料金を値上げをさせていたばかりでございますから、五年先ほどの程度上がるかということを見通しますと大変な混乱を起すと思ひますので、見通しにつきまして申し上げることは差し控へさせていただきますと思ひます。電力会社がエネルギー構造をどう変えていくか、これによるのではないかと申すわけでございます。現在御承知のとおり五七%石油に頼つてゐるわけでございまして、この五七%という数字を昭和六十年に四〇%にした、それから六十五年に二〇%にした、七十年に一〇%にしたというのが私どもがいま描いておりますフレームワークでございます。これに成功いたしますと総合的な値上がりはそう大きくないのではないかと感じを持っております。切にかえていくことに成功するかどうかということが今後の料金を左右する問題ではないかと思ひます。それにつきまして、代替エネルギーの開発にも積極的に関心する必然性がそこら生まれてくるということではないかと思ひます。

それから第二点の石油代金を総輸入金額のうちどの程度に抑へたいかという問題につきましては、平時の状態でございますが、平時といふとちよつと諸般がございますが、過去のパターンから見ますと、総輸入のうちの大体三割ないし三割五分ぐらいが石油の代金で占められておつたわけでございますけれども、いまのような石油代金の情勢でございます五割ということになります、このまま放置いたしますと大変なことになる

という問題もございします。石油代金に五割以上も支払いをしなればならぬということになりますと大変な問題になりますので、やはり石油の輸入につきましては一定の限界を置く必要がある。そのために代替エネルギーの開発を急がなくてはならない、こういう宿命に立たされてゐるというのが現状ではないか、こういう感じを持っております。

○小淵(正)委員 石油代替エネルギー開発というのはだれも否定するものではないのですが、あつた中の中でぜひ考えていただきたいのは、省エネルギーに対する投資というものが余りこの中ではウエートがないのじやないかという気がするわけでありまして、代替エネルギーの開発も必要ですが、やはり問題は、そういった省エネルギーの対策ということでもっと投資をしていくということも私は非常に大事な問題ではないかと思ひます。特に自然のいろいろなエネルギーをいかに生かしていくかということになりましようし、そういう点でイギリスあたりは省エネルギー省という専門省まで設けて、国を挙げて省エネルギー対策をいかにすべきかということであらゆる角度から取り組まれているということをお聞きしてゐるわけでありまして、そういう点では石油代替の方にばかり力があつて、こつちの方がちよつとウエートが弱いのではないか。これは私の率直な感じですが、しめたがつて、そういう点で、特に現在でも農業で年間五百万キロリットルの石油を消費しておる。食べる一個のメロンに二十リットルも石油を使つてゐる。何もわれわれはメロンをいつも食べなくてもいいわけですね。そういう意味で農業構造の変化その他いろいろ省エネルギーの問題をもつと取り上げるべきじやないかと思ひます。そういう点では、この石油代替エネルギー関係でいきますと、ただかわりだけに重点を置かれてゐるような気がしてならないわけでありまして、そこらあたりに対する考え方がありますればひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○石坂政府委員 省エネルギーの技術開発についての御質問でございますが、省エネルギーの重要性は私もつとから認識しておるわけでございまして、昭和五十三年度からムーンライト計画を始めまして、鋭意研究開発を進めてゐるわけでございまして、五十五年度の予算で申しますと、実は予算規模総額八十一億円になつておるわけでございまして、これは昭和五十四年度の三十一億の二・七倍という非常に大きな伸びになつてゐるわけでございします。

研究の重点でございますが、研究開発に非常に多額の資金と長期間を要する分野につきましてちよつと御説明いたしますと、廃熱を利用する方法を考えよう。これは一般の工場でも五〇%の熱効率でエネルギーを使うのは大変むずかしいわけでございますが、その余りの熱を何とか使おうというふうな研究、あるいは非常に高性能の発電所でも、現在火力発電所で四〇%という効率はなかなかむずかしい状況でございます。多くの熱が海の水を温めてゐるというふうな状況でございますが、これをもう少し効率を上げることができないかという目的で、高効率のガスタービンと現在の発電所のシステムを組み合わせるような方式はないかということ、高効率のガスタービンの研究をいたしております。またもう少し長期の視野におきましては、MHD発電ということもいま研究をしてゐるわけでございします。さらに、それとともに、今回五十五年度から、新型電池を使いまして電力を貯蔵しておこう、すなわち夜間のように電気の余つたときに貯蔵いたしまして、ピークのときに使うというふうなシステムの研究開発に着手するわけでございします。

そういう面ではいろいろ努力をしておりますが、民間企業が行われる省エネルギーにつきましてもいろいろ技術開発が必要となつてまいりますので、それについての助成措置の強化も図ることになつてゐるわけでございします。

○小淵(正)委員 いまいろいろさういふ省エネルギー対策についての対策をお聞きいたしました

が、もう少し私たちの日常生活に直接つながるようなたくさん問題があると思ひますので、もつとそういう点にも手を広げていただけたら、国家的な一つの政策としてこの問題もぜひ取り上げていただくようなことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○塩川委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。次回は、明十七日午後三時より連合審査会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 石油代替エネルギーの供給目標等(第三条―第十条)

第三章 新エネルギー総合開発機構

第一節 総則(第十一条―第十九条)

第二節 運営委員会(第二十条―第二十七条)

第三節 役員及び職員(第二十八条―第三十条)

第四節 業務(第三十一条―第四十一条)

第五節 財務及び会計(第四十二条―第五十条)

第六節 監督(第五十一条―第五十四条)

第七節 雑則(第五十五条―第五十七条)

第四章 罰則(第五十八条―第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることにより、我が国経済の石油に対する

依存度の軽減を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「石油代替エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

一 石油(原油及び揮発油、重油その他の通商産業省令で定める石油製品をいう。以下同じ。)

に代えて燃焼の用に供される物

二 石油を熱源とする熱に代えて使用される熱(前号に掲げる物の燃焼によるもの及び電気を交換して得られるものを除く。)

三 石油を熱源とする熱を交換して得られる動力(以下「石油に係る動力」という。)に代えて使用される動力(熱又は電気を交換して得られるものを除く。)

四 石油に係る動力を交換して得られる電気に代えて使用される電気(動力を交換して得られるものを除く。)

第二章 石油代替エネルギーの供給目標等

(石油代替エネルギーの供給目標)

第三条 通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、石油代替エネルギーの供給目標(以下「供給目標」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 供給目標は、開発及び導入を行うべき石油代替エネルギーの種類及びその種類ごとの供給数量の目標その他石油代替エネルギーの供給に関する事項について、エネルギーの需要及び石油の供給の長期見通し、石油代替エネルギーの開発の状況その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

3 通商産業大臣は、供給目標のうち原子力に係る部分については、内閣総理大臣の推進する原子力の開発及び利用に関する基本的な政策について十分な配慮を払わなければならない。

4 通商産業大臣は、供給目標を定めるときは、閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の事情の変動のため

必要があるときは、供給目標を改定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による供給目標の改定に準用する。

(エネルギー使用者の努力)

第四条 エネルギーを使用する者は、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準その他の事情に応じた石油代替エネルギーの導入に努めなければならない。

(事業者の導入の指針)

第五条 通商産業大臣は、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準その他の事情からみて石油代替エネルギーを使用することが適切であると認められる工場又は事業場(以下単に「工場」という。)における石油代替エネルギーの導入を促進するため、これらの事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ、導入すべき石油代替エネルギーの種類及び導入の方法に関し、工場においてエネルギーを使用

して事業を行う者に対する石油代替エネルギーの導入の指針(以下「導入指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 通商産業大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、導入指針を改定するものとする。

(指導及び助言)

第六条 通商産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣は、石油代替エネルギーの導入を促進するため必要があると認めるときは、工場においてエネルギーを使用し、事業を行う者に対し、導入指針に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

(財政上の措置等)

第七条 政府は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国有施設の使用)

第八条 政府は、政令で定めるところにより、石

油代替エネルギーの開発及び導入に係る技術に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(科学技術の振興)

第九条 政府は、前条に規定するもののほか、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第十条 政府は、教育活動、広報活動等を通じて、石油代替エネルギーの開発及び導入に関し、国民の理解を深めるとともに、国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第三章 新エネルギー総合開発機構

第一節 総則

(目的)

第十一条 新エネルギー総合開発機構は、石油代替エネルギーに関する技術でその企業化の促進を図ることが特に必要なものの開発、地熱資源及び海外における石炭資源の開発に対する助成その他石油代替エネルギーの開発等の促進のために必要な業務を総合的に行うことを目的とする。

(法人格)

第十二条 新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

(事務所)

第十三条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

2 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

資があつたものとされた金額

三 機構の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、機構の設立に際し、前項第一号の四十七億円を出資するものとする。

3 機構は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

5 政府は、機構に出資するときは、建物その他の土地の定着物又は物品(以下「建物等」という。)を出資の目的とすることができる。

6 前項の規定により出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券)

第十五条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第十六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

(登記)

第十七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 機構でない者は、新エネルギー総合開発機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 運営委員会

(設置)

第二十条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(権限)

第二十一条 機構の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 委員会は、機構の業務の運営につき、理事長に意見を述べることができる。

(組織)

第二十二条 委員会は、委員七人及び機構の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命及び任期)

第二十三条 委員は、石油代替エネルギーに関する知識を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格事項)

第二十四条 政府職員（非常勤の者を除く。）又は機構の役員若しくは職員は、委員となることができない。

(委員の解任)

第二十五条 通商産業大臣は、委員が前条の規定

により委員となることができない者に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣は、委員が次の各号の一に該当するときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第二十六条 委員会は、委員長又は第二十二條第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち三人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、機構の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第二十七条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 役員及び職員

(役員)

第二十八条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十九条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、機構の業務を監査する。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第三十条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

(役員任期)

第三十一条 役員の任期は、三年とする。
2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第三十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第三十三条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第二十五条第二項各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第三十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十五条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第三十六条 理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第三十七条 機構の職員は、理事長が任命する。
(役員及び職員公務員たる性質)
第三十八条 第二十七条の規定は、機構の役員及び職員に準用する。

第四節 業務

(業務の範囲)

第三十九条 機構は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。）であつて、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ 地熱資源である熱水若しくは太陽電池を利用する発電技術その他の第二條第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電氣を利用するための技術

ロ 石炭を液化して燃料を製造する技術、太陽熱を熱源とする産業用熱供給技術その他の石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

二 地熱資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

三 地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造（熱源の状況を含む。）等の調査を行うこと。

四 海外における石炭の探査に必要な資金の貸付けを行うこと。

五 海外における石炭資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

六 海外における石炭の探査又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に

充てるための補助金の交付を行うこと。
七 海外における石炭の採掘に必要な地質構造の調査を行うこと。
八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、第十一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
二 機構は、前項第九号に掲げる業務を行うとするとときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第四十条 機構は、通商産業大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

二 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる業務の一部を委託することができる。

三 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

四 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十一条 機構は、第三十九条第一項に規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第四十二条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十三条 機構は、毎事業年度、予算、事業計

画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十四条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

二 機構は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(書類の送付)

第四十五条 機構は、第四十三条又は前条第一項の認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、機構に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

二 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び新エネルギー総合開発債券)

第四十七条 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は第三十九条第一項に規定する業務に必要な費用に充てるため、新エネルギー総合開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

二 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

三 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

四 第一項の規定による債券の償還者は、機構の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

五 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

六 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

七 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

八 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第四十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)又は債務に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第四十九条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第五十条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。
一 国債その他通商産業大臣が指定する有価証券の取得
二 銀行その他通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)
第五十一条 機構は、委員会の委員並びに機構の役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第五十二条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

第五十三条 機構は、通商産業大臣が監督する。

二 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第五十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは受託金融機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

第七節 雑則

(解散)

第五十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十六条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第三項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第一項、第四十三条、第四十七條第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第四十九条の認可をしようとするとき。

二 第四十一条第二項又は第五十二条の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第四十四条第一項又は第五十一条の承認をしようとするとき。

四 第五十条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十七条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第四章 罰則

第五十八条 第五十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構又は受託金融機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第五十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十条 第十八条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（日本開発銀行に対する政府の貸付け）

第二条 政府は、当分の間、石油代替エネルギー（石炭及び天然ガスに限る。）の導入の促進に寄与すると認められる設備（これらの石油代替エネルギーの使用若しくは供給又は流通の合理化に必要なものに限る。）の取得、改良又は補修補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限り、必要な資金に係る日本開発銀行による貸付けの業務に要する資金の財源の一部に充てるため、日本開発銀行に対し、予算で定めるところにより、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

（機構の設立）

第三条 通商産業大臣は、機構の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、政府以外の者に対し、機構に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、通商産業大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五條 附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

（石炭鉱業合理化事業団の解散等）

第七條 石炭鉱業合理化事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2 石炭鉱業合理化事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度は、石炭鉱業合理化事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 石炭鉱業合理化事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により機構が石炭鉱業合理化事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における石炭鉱業合理化事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に出資されたものとする。

5 第一項の規定により石炭鉱業合理化事業団が解散した場合における解散の登記については、

政令で定める。

6 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

8 機構が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で石炭鉱業合理化事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第八條 前条第一項の規定により機構が権利及び義務を承継した場合において、当該権利及び義務に資金運用部資金の貸付けに係るものが含まれており、機構が当該貸付けに係る契約に従いその償還を終えるまでの間は、当該貸付けに関する資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七條第一項の規定の適用については、機構は、同項第八号の法人とみなす。

（職員に関する経過措置）

第九條 石炭鉱業合理化事業団の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）以下「昭和五十四年改正法」という。附則第十一条第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き機構の職員となつたもの（以下「機構関係復帰希望職員」という。）に係る同条第二項の規定の適用については、機構及び機構関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二百四條の第二項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 機構関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改

正法附則第十一條第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十條 この法律の施行の際現に新エネルギー総合開発機構という名称を使用している者については、第十八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一條 機構の最初の事業年度は、第四十二條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十二條 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十三條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(日本地熱資源開発促進センターからの引継ぎ)

第十三條 昭和五十一年四月一日に設立された財団法人日本地熱資源開発促進センター(以下「センター」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時において現にセンターが有する権利及び義務のうち、昭和五十五年二月一日現在におけるセンターの寄附行為第四條第七号に掲げる事業(以下「引継事業」という。)の遂行に伴いセンターに属するに至つたものを機構において承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、引継事業の遂行に伴いセンターに属するに至つた権利及び義務は、機構の成立の時において機構に承継されるものとする。

(石炭鉱業の合理化等の業務)

第十四條 機構は、第三十九條第一項に規定する業務のほか、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)附則第二條に規定する措置が講じられるまでの間、同法第二十五條

第一項に規定する業務(以下「石炭鉱業合理化業務」という。)を行うことができる。

(石炭鉱業合理化業務の実施に伴う委員会等に関する特例)

第十五條 前条の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、第二十一條第一項中「決算」とあるのは、「決算並びに石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)以下「合理化法」という。)第二十七條第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画」とする。

2 機構が石炭鉱業合理化業務を行う間、委員会に、石炭鉱業管理委員会(以下「部会」という。)を置く。

3 機構の石炭鉱業合理化業務に係る予算及び事業計画並びに決算並びに石炭鉱業合理化臨時措置法第二十七條第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画は、部会の議決を経なければならない。

4 部会は、石炭鉱業管理委員(以下「管理委員」という。)四人及び機構の役員のうちから理事長が指名する者一人をもつて組織する。

5 管理委員は、石炭鉱業に關しすぐれた識見を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。この場合において、管理委員のうち少なくとも一人は、委員会の委員のうちから任命するものとする。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて委員会の決議とすることができ

7 第二十三條第二項及び第三項、第二十四條、第二十五條並びに第二十七條の規定は、管理委員について準用する。

8 委員会の委員若しくは管理委員又はこれらの職にあつた者は、石炭鉱業合理化業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

産業省令で定める。

第十六條 附則第十四條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、当該業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 附則第十四條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、当該業務に関する文書で、機構が作成したものについては、印紙税を課さない。

3 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第四條第六項の規定は、機構とその他の者(同項に規定する国等を除く。)とが共同して作成した文書で前項に規定するものについて準用する。

4 附則第十四條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、当該業務のための登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

5 附則第十四條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、第五十一條中「委員」とあるのは「委員及び石炭鉱業管理委員」と、第五十二條中「これに基づく政令」とあるのは「合理化法並びにこれに基づく命令」と、第五十三條第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、第五十四條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、「若しくは受託金融機関に対し」とあるのは「受託金融機関若しくは合理化法第三十

六條の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行に対し」と「若しくは受託金融機関の」とあるのは「受託金融機関若しくは同項の規定により業務の委託を受けた銀行の」と、「ただし、受託金融機関」とあるのは「ただし、受託金融機関又は同項の規定により業務の委託を受けた銀行」と、第五十八條中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関若しくは合理化法第三十六條の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行」と、第五十九條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、同条第三号中「第三十九條第一項」とあるのは「第三十九條第一項及び合理化法第二十五條第一項」とする。

6 前条第八項の規定は、附則第十四條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合における機構の役員及び職員について準用する。

(罰則)

第十七條 附則第十五條第八項(前条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、石炭鉱業合理化業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は十萬円以下の罰金に処する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第十八條 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三章 石炭鉱業合理化事業団

第一節 総則(第七條―第十三條)

第一節 総則(第七條―第十三條)

第二節 役員及び職員(第十四條―第二十四條)

第三節 業務(第二十五條―第四十二條)

第四節 監督(第五十二條・第五十三條)

第五節 補助(第五十三條の二)

第六節 補則(第五十三條の二)

第三章 新エネルギー総合開発機構の石

第三章 新エネルギー総合開発機構の石

第三章 新エネルギー総合開発機構の石

第三章 新エネルギー総合開発機構の石

第三章 新エネルギー総合開発機構の石

第三章 新エネルギー総合開発機構の石

第三章 新エネルギー総合開発機構の石

第三章 新エネルギー総合開発機構の石

第三章 新エネルギー総合開発機構の石

第三章 新エネルギー総合開発機構の石

炭鉱業の合理化等の業務

第三章第一節から第二節までを次のように改める。

第七條から第二十四條まで 削除

第三章第三節の節名を削り、第二十五條の見出しを「石炭鉱業の合理化等の業務」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

新エネルギー総合開発機構（以下「機構」という。）は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第三十九條第一項に規定する業務のほか、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため、次の業務を行う。

第二十五條第一項第十号の三を削り、同項第十四号及び第十五号を次のように改める。

第十四号及び第十五号 削除

第二十五條第二項中「事業団」を「機構」に改める。

第二十六條第一項中「事業団は、業務開始」を「機構は、前条第一項に規定する業務の開始」に改め、同条第二項第十号中「から第十号の三まで」を「及び第十号の二」に改め、同項第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とする。

第二十六條の二を削る。

第二十七條の見出しを「（交付計画等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「事業団」を「機構」に、「前項」を「石油代替エネルギー法第四十三條」に改め、「及び同項第十号の三に規定する債務」を削り、「同項第十一号に規定する資金、同項第十一号の二」を「並びに同項第十一号及び第十二号の二」に改め、「及び海外炭探鉱資金」及び「並びに海外炭開発調査補助金の交付計画」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の事業計画並びに」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十八條から第三十條までを次のように改める。

第二十八條から第三十條まで 削除

第三十一條及び第三十二條中「事業団」を「機構」に改める。

第三十三條中「事業団」を「機構」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）を加え、「こえる」を「超える」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第三十四條、第三十五條、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項及び第三項、第三十五條の四、第三十五條の六第一項、第三十五條の七第一項、第三十五條の八第一項及び第三項、第三十五條の十第一項ただし書、第三十五條の十一第一項並びに第三十六條第一項中「事業団」を「機構」に改める。

第三十六條の二中「事業団は」を「機構は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十六條の六から第三十六條の九までの規定、第三十六條の十一及び第三十六條の十二第二項中「事業団」を「機構」に改める。

第三十六條の十三第一項及び第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第四項を削る。

第三十六條の十四を次のように改める。

第三十六條の十四 削除

第三十六條の十五第一項中「事業団」を「機構」に、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改める。

第三十六條の十六第一項中「第二項又は第四項」を「又は第二項」に、「事業団」を「機構」に改める。

第三十六條の十七中「事業団」を「機構」に、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改める。

第三十六條の十八中「第二項又は第四項」を「又は第二項」に、「事業団」を「機構」に改める。

改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により委託を受けた求償権の行使の業務に従事する銀行の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三十六條の二十中「事業団」を「機構」に、「第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

第三十六條の二十五及び第三十六條の二十六を次のように改める。

第三十六條の二十六及び第三十六條の二十六 削除

第三十六條の二十七中「事業団」を「機構」に改める。

第三十七條の見出し中「借入金及び」を削り、同条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「短期借入金をし、又は」を削り、「あててる」を「充てる」に改め、「長期借入金をし若しくは」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に、「事業団」を「機構」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「事業団」を「機構」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第一項及び第四項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十七條の二中「事業団」を「機構」に改め、「長期借入金及び」を削り、「たてて」を「立てて」に改める。

第三十七條の三を削る。

第三十八條、第三十九條第一項及び第二項、第四十條並びに第四十條の二中「事業団」を「機構」に改める。

第四十條の三及び第四十條の四を削る。

第四十一條第一項及び第四十二條中「事業団」を「機構」に改める。

第四十三條から第五十二條まで 削除

（大蔵大臣との協議）

第五十三條 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六條第一項、第二十七條第一項、第三十七條第一項又は第三十七條の二の認可をしようとするとき。

二 第二十五條第一項第九号の三、第二十七條第二項、第三十五條第四号、第三十五條の三第一項、第三十五條の六第一項第四号若しくは第二項第三号、第三十五條の八第一項、第三十五條の十一第一項、第三十六條の二の二、第三十六條の二の三、第三十六條の三第一項から第四項まで、第三十六條の八第五号、第三十六條の十二第一項、第三十六條の十三第一項若しくは第二項、第三十六條の二十一第一項、第三十六條の二十二第一項、第三十六條の二十三第一項又は第三十六條の二十四第一項の通商産業省令を定めようとするとき。

第六十七條の三、第六十七條の四及び第六十八條第三項中「事業団」を「機構」に改める。

第八十條第二項を次のように改める。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第八十條に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十五條を削り、第八十五條の二を第八十五條とする。

第八十七條を次のように改める。

(印紙税法の一部改正)

第三十三條 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第二石炭鉱業合理化事業団の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第三十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二石炭鉱業合理化事業団の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第三十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「、石炭鉱業合理化事業団」を削る。

第七十二條の五第一項第七号中「及び宇宙開発事業団」を「、宇宙開発事業団及び新エネルギー総合開発機構」に改める。

第七十三條の四第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 新エネルギー総合開発機構が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第 号)

第三十九條第一項第一号又は第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十九條中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。

第三十四條第二項第二号の二中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構(旧石炭鉱業合理化事業団を含む。)」に改め、「買取して」の下に「新エネルギー総合開発機構」を加える。

第三百四十九條の三に次の一項を加える。
27 新エネルギー総合開発機構が所有し、かつ、直接石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第三十九條第一項第一号又は第三号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定

資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第三十六條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「石油公園」の下に「、新エネルギー総合開発機構」を加え、「、石炭鉱業合理化事業団」を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

第三十七條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の六第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第 号)の施行に関すること。

理由

我が国におけるエネルギー事情にかんがみ、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図るため、石油代替エネルギーの供給目標等を定めるとともに、新エネルギー総合開発機構を設立して、石油代替エネルギーに関する技術の開発その他の業務を行わせる等石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるための措置を講じ、あわせて石炭鉱業合理化事業団が行つてゐる石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく石炭鉱業の合理化及び安定のための業務を新エネルギー総合開発機構に行わせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年五月二日印刷

昭和五十五年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W